平 成 26 年

富 岡 町 議 会 会 議 録

第 3 回 定 例 会

6 月 17 日 開 会 ～ 6 月 18 日 閉 会

富 岡 町 議 会

平成２６年第３回富岡町議会定例会会議録目次

第１日　６月１７日（火曜日）

○議事日程 …… 1
○本日の会議に付した事件 …… 2
○出席議員 …… 3
○欠席議員 …… 3
○説明のため出席した者 …… 3
○事務局職員出席者 …… 4
開　　会　（午前　9時５９分） …… 5
○開会の宣告 …… 5
○開議の宣告 …… 5
○議事日程の報告 …… 5
○諸般の報告 …… 5
○会議録署名議員の指名 …… 5
○会期の決定 …… 5
○諸報告 …… 6
○請願の委員会付託 …… １１
○議案の一括上程 …… １１
○提案理由の説明及び一般町政報告 …… １２
○一般質問 …… ２０
安　藤　正　純　君 …… ２１
遠　藤　一　善　君 …… ３１
早　川　恒　久　君 …… ４０
○延会の宣告 …… ４７
延　　会　（午後　2時３７分） …… ４７

第２日　６月１８日（水曜日）

○議事日程 …… ５１
○本日の会議に付した事件 …… ５１
○出席議員 …… ５２
○欠席議員 …… ５２
○説明のため出席した者 …… ５２

○事務局職員出席者 ……………………………………………………………………………………５３
　　　　開　　議　（午前　9時５８分） …………………………………………………………５４
○開議の宣告 ………………………………………………………………………………………………５４
○一般質問 …………………………………………………………………………………………………５４
　渡　辺　英　博　君 …………………………………………………………………………………５４
　黒　沢　英　男　君 …………………………………………………………………………………６５
○開議の宣告 ………………………………………………………………………………………………７６
○議事日程の報告 …………………………………………………………………………………………７６
○会議録署名議員の指名 …………………………………………………………………………………７６
○委員会報告 ………………………………………………………………………………………………７７
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 ……………………………………………………………７８
○日程の追加 ………………………………………………………………………………………………９８
○発委第３号　富岡町民全員一律賠償を求める意見書について ……………………………９９
○委員会報告 ……………………………………………………………………………………………１００
○動議の提出 ……………………………………………………………………………………………１０３
○閉会の宣告 ……………………………………………………………………………………………１０４
　　　　閉　　会　（午後　3時１７分） ………………………………………………………１０４

戻る

第 3 回 定 例 町 議 会

(第　1　号)

戻る

平成２６年第３回富岡町議会定例会

議事日程　第１号

平成２６年６月１７日（火）午前１０時開会

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸報告
　１、監査委員報告
　２、議会運営委員会報告
　３、議会報編集特別委員会報告
　４、原子力発電所等に関する特別委員会報告
　５、総務常任委員会報告
　６、産業復興常任委員会報告
日程第４　請願の委員会付託
日程第５　議案の一括上程
　諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
　報告第　１号　平成２５年度富岡町継続費繰越しの報告について
　報告第　２号　平成２５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
　報告第　３号　平成２５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
　議案第３３号　専決処分の報告及びその承認について
　議案第３４号　富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
　議案第３５号　富岡町税条例の一部を改正する条例について
　議案第３６号　富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
　議案第３７号　平成２６年度富岡町一般会計補正予算（第２号）
日程第６　提案理由の説明及び一般町政報告
日程第７　一般質問
日程第８　議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
　諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
　報告第　１号　平成２５年度富岡町継続費繰越しの報告について
　報告第　２号　平成２５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第　３号　平成２５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
議案第３３号　専決処分の報告及びその承認について
議案第３４号　富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第３５号　富岡町税条例の一部を改正する条例について
議案第３６号　富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第３７号　平成２６年度富岡町一般会計補正予算（第２号）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸報告

１、監査委員報告
２、議会運営委員会報告
３、議会報編集特別委員会報告
４、原子力発電所等に関する特別委員会報告
５、総務常任委員会報告
６、産業復興常任委員会報告
７、議会報編集特別委員会報告
８、原子力発電所等に関する特別委員会報告

日程第４　請願の委員会付託

日程第５　議案の一括上程

諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報告第　１号　平成２５年度富岡町継続費繰越しの報告について
報告第　２号　平成２５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
報告第　３号　平成２５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
議案第３３号　専決処分の報告及びその承認について
議案第３４号　富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第３５号　富岡町税条例の一部を改正する条例について
議案第３６号　富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第３７号　平成２６年度富岡町一般会計補正予算（第２号）

日程第６　提案理由の説明及び一般町政報告

日程第７　一般質問

○出席議員（１３名）

１番	山本育男君	２番	堀本典明君
３番	早川恒久君	４番	遠藤一善君
５番	安藤正純君	６番	宇佐神幸一君
７番	渡辺光夫君	８番	渡辺英博君
９番	高野　泰君	１０番	黒沢英男君
１１番	高橋　実君	１２番	渡辺三男君
１４番	塚野芳美君		

○欠席議員（１名）

１３番　三瓶一郎君

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
参事	緑川富男君
企画課長	菅野利行君
参事兼税務課長	斉藤真一君
健康福祉課長	猪狩　隆君
参事兼生活環境課長	横須賀幸一君
産業振興課長（併任）農業委員会事務局長	阿久津守雄君
参事兼復興推進課長	高野善男君
参事兼復旧課長	郡山泰明君
教育総務課長	石井和弘君
いわき支所長	渡辺弘道君
生活支援課長	林　志信君

戻る

参事兼大玉出張所長	三瓶保重君
住民課長	伏見克彦君
総務課課長補佐	志賀智秀君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

事務局長	佐藤臣克
事務局庶務係長	大和田豊一

開　会　　（午前　9時５９分）

○開会の宣告

○議長（塚野芳美君）　皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、13番、三瓶一郎君より欠席届が出ておりますので報告いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第３回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（塚野芳美君）　直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（塚野芳美君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（塚野芳美君）　日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る６月10日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から明日までの２日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、平成26年第２回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について文書をもって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。また、陳情書等１件を受理しております。この写しもあわせて配付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（塚野芳美君）　日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

６番　宇佐神　幸　一　君

７番　渡　辺　光　夫　君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塚野芳美君）　日程第２、会期決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から18日までの２日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの２日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（塚野芳美君）　次に、日程第３、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君）　皆さん、おはようございます。

それでは、監査委員より報告いたします。

26監第３号、平成26年６月17日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、高野泰。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の２第３項の規定により報告する。

記、１、検査の対象。（１）平成26年２月、３月、４月分、（２）一般会計及び特別会計、（３）歳入歳出外現金。

２、検査の時期。３月19日、４月22日、５月20日。

３、検査の結果。（１）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適当であると認めた。（２）違法または不適当と認めて指示した事項、なし。（３）検査時における現金及び予算執行の状況、適当であると認めた。

ほか、別紙のとおりです。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

６番、宇佐神幸一君。

〔議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君）　報告第12号、平成26年６月17日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、１、事件名。第１回、（１）議案審議について、（２）６月定例会の会期及び日程について、（３）

請願の付託について、（４）その他。

２、審査の経過。回数、第１回、日時、平成26年６月10日午前９時15分、場所、富岡町郡山事務所桑野分室、出席委員５名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同課長補佐、職務出席者、議長、議会事務局長。

３、審査の結果。第１回、（１）議案審議について、６月定例会に町長提出予定の議案等の内容について総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。①諮問案件１件、②報告案件３件、③専決処分の報告及び承認の件１件、④人事案件１件、⑤条例の一部改正案件２件、⑥補正予算案件１件。（２）６月定例会の会期及び日程について、６月定例会の会期を６月17日から18日までの２日間とする旨答申することに決した。（３）請願の付託について、請願第３号を産業復興常任委員会に付託すべきと答申することに決した。（４）その他、①一般質問について、一般質問の通告５名について議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、陳情書について議会事務局長より説明を受け、議員に周知することに決した。③その他、特定廃棄物の埋め立て処分計画について、太田行政区及び上郡行政区から受け入れ拒否の要望書が提出されていることから、本議会運営委員会において意見交換をするため、両行政区長や役員の意向を確認することに決した。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君）　ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　異議なしと認めます。

よって、委員長の報告どおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

９番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野　泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野　泰君）　報告第13号、平成26年６月17日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、１、事件名。(第１回～第３回)、（１）とみおか議会だより第178号の編集について、（２）その他。(第４回)、（１）とみおか議会だより第178号の最終校正について、（２）その他。

２、審査の経過。審査の経過については、ご一読お願いしたいと思います。

３、審査の結果。第１回～第３回、（１）とみおか議会だより第178号の編集について。とみおか議会だより第178号の企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。とみおか議会だより178号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を４回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。(２)その他、平成26年５月15日、

戻る

郡山市内で開催する福島県町村議会議長会主催、町村議会広報研修会に参加し、広報クリニック受講資料としてとみおか議会だより第176号を提出することに決した。平成26年７月10日から11日、東京で開催する全国町村議会広報研修会に参加し、広報クリニック受講資料としてとみおか議会だより第177号を提出することに決した。全国町村議会広報コンクールに提出する議会だよりを第176号とすることに決した。第４回、（１）とみおか議会だより第178号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。（２）その他、なし。

以上であります。

○議長（塚野芳美君）　ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長の報告どおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

８番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）　おはようございます。報告いたします。

報告第14号、平成26年６月17日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、１、事件名。第１回、１、発電所事故による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針第４次追補の運用について。２、その他。第２回、１、原子力発電所通報連絡処理（平成26年２月・３月・４月分）について、２、東京電力（株）福島第一原子力発電所１号機から４号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、３、その他。

２、審査の経過につきましては、お読み取りいただきたいと思います。

３、審査の結果。第１回、１、発電所事故による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針第４次追補の運用について。第４次追補により新たに追加された賠償の指針、①住宅確保のための損害賠償、

②将来分も含めた一括賠償、③相当期間（１年間）の設定について、資源エネルギー庁より説明を受けた。２、その他、なし。

第２回、１、原子力発電所通報連絡処理について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づき、福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の平成26年２月・３月・４月分の通報内容について生活環境課より説明を受けるとともに、東京電力（株）により詳細な説明を受けた。２、東京電力（株）福島第一原子力発電所１号機から４号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。東京電力（株）福島第一原子力発電所１号機から４号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況や発電所の安定化状態の維持・廃炉対策推進のために課題となっている汚染水対策及び地下水バイパスについて東京電力（株）より説明を受けた。３、その他、本特別委員会で要望の出た賠償・除染・復興推進に関する取り組み状況について東京電力（株）より説明を受けた。福島第一原子力発電所内の固体廃棄物貯蔵庫関連施設基礎杭補修作業中の作業員の死亡災害について東京電力（株）より説明を受けた。

以上、報告します。

○議長（塚野芳美君）　ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長の報告どおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し１人１回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、議会報編集特別委員会において、議会広報研修を実施しておりますので、委員長より報告を求めます。

９番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野　泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野　泰君）　報告第17号、平成26年６月17日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。調査研修報告書、本特別委員会は、付託された事件について調査研修を実施したので報告いたします。

議会報編集特別委員会議会広報研修報告書、１、目的。議会広報の編集技能を高め、議会に対する住民の理解と関心を深める議会報編集に寄与するため。

２、研修名称等。名称、平成26年度町村議会広報研修会、場所、郡山市ビッグパレットふくしま、日時、平成26年５月15日木曜、午後１時から午後４時まで。

３、参加者。委員長、高野泰、副委員長、堀本典明、委員、早川恒久、遠藤一善、渡辺英博。

４、研修の概要。講演、「伝わる、良くわかる議会広報のために」、議会広報紙のどこをどう変えて、メディアの連携とレイアウトの基本、議会広報クリニック、エディター、（株）メディアブレーン代表取締役、吉村潔氏。

５、所見。議会の活動を町民へ伝える手段である議会報であるが、読者、町民の目線で編集できなければわかりづらく、結果として発行した議会報が本来の役割を果たせない結果となる。会議録の概要を見た目よく並べるのではなく、町民が興味を持てるよう視覚に訴える工夫が必要である。年齢、性別、家族構成等、読者は多岐にわたっているが、発行時の重点内容により、特に読んでほしい読者を絞り、編集方針を決め、興味を持てる構成にできれば、幅広い読者にさらに受け入れられる議会報になるのではないかと考える。今回の講習の中で当町の議会だより176号をクリニックで講師から指導をいただく機会を得た。表紙の色使いの多さ、紙面の構成、小見出しの活用等、改善の指摘はあったが、良好な印象と感じることができた。その中でも、特集の部分では好評価を得ることができ、今後も町政の重要案件について特集を組み、町民へ広報することが議会活動の理解を得る手段であると考える。以上、議会報編集特別委員会の議会広報研修の所見といたします。

以上であります。

○議長（塚野芳美君）　次に、原子力発電所等に関する特別委員会において、東京電力福島第一・第二原子力発電所視察研修を実施しておりますので、委員長より報告を求めます。

８番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）　報告いたします。

報告第18号、平成26年６月17日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員

会委員長、渡辺英博。調査研修報告書、本特別委員会は、付託された事件について調査研修を実施いたしましたので報告いたします。

原子力発電所等に関する特別委員会、福島第一・第二原子力発電所視察研修報告書、１、目的。福島第一原子力発電所１号機から４号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況確認と福島第二原子力発電所の現況確認のため。

２、研修名称等、３、参加者、４、研修の概要については、お読み取りいただきたいと思います。

５、所見。原子力発電所事故から３年２カ月余りが経過し、事故収束に向けての取り組みは一定の進捗は見られる。今回の視察では１Ｆの免震重要棟の作業状況や２Ｆの非常時におけるガスタービン発電機車による電力供給体制を確認した。また、１Ｆのバスによる現地視察での構内各所での線量計が示した値は前回視察した２年前より格段に下がっていることに安堵した。しかし、核燃料プールからの使用済み燃料の取り出しや汚染水の処理など、まだまだ問題は山積しており、予断を許さない状況は続いている。特に汚染水処理については、視察時、多核種除去装置（ＡＬＰＳ）が停止中であり、建設中の凍土遮水壁はどこまで効果があるのか不透明なままだ。このような状況の中で、実際に現地を訪れ、作業の進捗状況を確認し、上層部に現況を問うことは、現場の空気が弛緩することへの抑止力につながる。また、作業従事者にねぎらいの言葉をかけることは、働く者の士気を保つ一助となると考える。今後も原発事故の早期収拾に向けた取り組みに注視するとともに、働く作業従事者の体調管理や士気の維持に万全を尽くすよう求めていく。以上、原子力発電所等に関する特別委員会の福島第一・第二原子力発電所視察研修の所見といたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○請願の委員会付託

○議長（塚野芳美君）　次に、日程第４、請願の委員会付託を行います。

事務局長の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（塚野芳美君）　本請願は、富岡町議会会議規則第92条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、請願第３号　富岡町民全員一律賠償を求める意見書の提出を求める請願については、産業復興常任委員会に付託して審査していただくことにいたします。

以上をもって請願の委員会付託を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君）　次に、日程第５、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君）　次に、日程第６、提案理由の説明及び一般町政報告を議題といたします。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君）　皆さん、おはようございます。平成26年第３回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

東日本大震災及び東京電力第一原子力発電所事故からはや３年３カ月が経過しました。今もなお全町民が避難生活を強いられる中、福島第一原子力発電所においては汚染水漏出などのトラブルが相次いで発生するなど、事故の収束とは言いがたい状況が続いております。こうした中、私も町長就任から10カ月が過ぎました。まだまだ解決すべき課題は山積しているものの、特にことしに入ってから本格除染の開始、墓地の除染及び整備、常磐富岡インターチェンジの再開通、復興公営住宅の入居申し込みの受け付け開始、さらにはこれまで富岡町が先頭になって粘り強く求めていた国による家屋解体の適用範囲の拡大等が実現するなど、本格復旧、復興への兆しが少しずつ着実に見え始めております。さらに新年度からは役場組織を改編するなどして、企画政策指令等機能、情報発信力を強化するため、新たな体制を整備したところですが、今後とも組織間の連携と総合力を一層高めながら、現場主義に基づくスピード感ある町政運営に努めてまいる考えであります。

一方、町政運営の原点は町民の皆様です。私は、昨年度末から新年度にかけて改めて全ての仮設住宅を訪問したほか、民間借り上げ住宅の自治会や県内外各種団体の会合に参加するなどし、今もなお長引く避難生活を余儀なくされておられる町民の皆様が何を考え、何を必要とし、どのようなことを役場に求めているのかなどを直接伺いました。町民の皆様からは、特に本町においては今後とも当面の間は避難生活が続くことを背景に、ふるさとの早期復興の実現はもとより、避難先での生活の再建や町民間のきずな、心のきずなを保つため、支援策の充実等に関する声が多く、まさに移住か帰還かの単純な選択ではない長期退避、将来帰還のニーズに合致した政策も充実させなければいけないとの思いを強くいたしました。引き続き町民の皆様の生活再建支援と健康管理、生活基盤等コミュニティーを含めた地域再生を最重要課題と位置づけ、これらに対する有効な施策の立案及び実現、さらには町の羅針盤となる町民の意向を最大限反映した第２次復興計画の策定等に全力を傾注してまいる覚悟でありますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、さきの定例会以降の町政についてご報告いたします。まず初めに、総務課所管の業務について申し上げます。東京電力第一原子力発電所事故による行政損害賠償請求については、本年５月までに６回の個別請求を行いました。賠償金の支払いについては３月に53万3,000円、５月に9,546万円が納付され、本年６月１日現在で総額１億1,074万5,000円の賠償金が納付されております。引き続き証票書類の整備されたものから順次個別請求を行っていくとともに、今後も他の被災自治体と連携しながら、適切に対応してまいります。

次に、いわき地区拠点整備について申し上げます。さきの全員協議会でも説明させていただきましたが、いわき支所は現在福島県いわき合同庁舎南分庁舎２階において、いわき市及びその周辺で避難生活を送る富岡町民に対する行政サービスを実施しておりますが、駐車スペースが狭いことや事務所が２階にあることなどにより、来所される町民の皆さんにはご不便をおかけしております。また、いわき市内においては、町民の健康診断を実施する場所の確保に毎年苦慮していることや、社会福祉協議会いわき事業所、たいら交流サロンといった町民が頻繁に利用する施設が市内に点在しており、不便を来しているところでございます。これらを解決するため、いわき市平北白土地区に新たに約7,000平方メートルの土地を賃借し、支所を移転するとともに、健康診断等を実施するための多目的施設、社会福祉協議会いわき事業所、たいら交流サロンをこの地に集約し、いわき地区に拠点施設を整備する計画であります。今後はプロポーザル方式によって委託業者を選定し、一日も早くいわき地区に避難する町民に対する行政サービスの向上が図れるよう整備を進めてまいります。なお、建物の賃借に係る関係予算については今定例会に上程しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、再生可能エネルギーの推進については、３月の全員協議会でご説明させていただきましたシャープ富岡太陽光発電所事業に係る基本協定が４月17日に締結され、設置に向けた調整や団地の再整備のための準備を進めておりますが、先行除染等の調査を行ったところ、団地のり面の一部に損壊が確認され、また水路の補修も必要であることから、現在復興に係る企業誘致補助事業として国と調整を行っており、今定例会においてもその予算案を上程いたしましたので、よろしくお願いをいたします。また、本町としては今後とも再生可能エネルギーに関する識見を深め、就労機会の創出や関係事業の起業につなげるため、本事業を推進し、復興の加速化を図ってまいる所存であります。

次に、曲田土地区画整理事業について申し上げます。本事業については、富岡復興まちづくり計画で復興の拠点として位置づけられている曲田地区において国の復興交付金事業を活用し、震災前の事業の精査と復興拠点としての新たな整備を図るため、去る５月12日に事業計画の変更設計業務を発注いたしております。今後とも復興拠点として、関係権利者のご協力をいただきながら事業を進めてまいります。

次に、第２次富岡町災害復興計画の策定について申し上げます。本計画は、急激に流動する社会情勢や国及び県の復興計画の見直し、あるいは町民の意識や将来設計像が刻々と変化している状況に対

応するため、新たな計画を策定するものです。この策定に当たっては、当然のことながら、民意を十分に反映し、町民の合意形成を図ることが必要となりますので、町民によるワークショップ、また民意を的確に政策へ反映させるため、町職員の政策形成ワークショップを実施する考えであります。現在はその前段として、これまで実施した町民意向調査や子供アンケートの結果を再精査、分析をしており、今後の町民ワークショップでの検討事項課題として整理を行ってまいります。また、町民ワークショップへの参加者については、来月に公募を開始する予定であります。

次に、災害復興住宅について申し上げます。現在本町においては、県営復興住宅と大玉村営住宅の２事業が進められております。まず、県営住宅については既に第１期分の募集が本年５月末で終了しており、今後は７月の抽せんを経て、最も早い地区としては郡山市日和田町において整備中の住宅が年内には入居可能となる見込みとなっております。一方、大玉村営住宅では、67戸のうち59戸の整備が決定し、事業者の公募が開始されております。福島県営の完了引き渡し時期は平成27年３月中旬となっており、その後早期に入居できるものと考えております。また、残りの８戸については敷地確保の関係上、次年度に建設予定となりますが、８月に実施する意向調査の結果を勘案し、国、県、大玉村と協議の上、追加戸数の調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。富岡町臨時福祉給付金支給事業及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業については、ご承知のとおり平成26年４月から消費税が８％へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方及び子育て世帯の負担の影響に鑑み、国が暫定的、臨時的な措置として給付措置を行うもので、町が実施主体となり、経費は全額国補助金となるものであります。なお、この件につきましては、今定例会において専決処分の報告を予定しておりますので、ご承認方よろしくお願い申し上げます。

次に、放射線個人線量計貸与事業と健康手帳の配布事業について申し上げます。この事業は、復興庁の福島再生加速化交付金を活用するものであり、４月10日付で申請は済ませ、現在交付決定の内示待ちの状況となっております。町では、内示があり次第、早急に放射線個人積算線量計の購入手続を行い、議会に報告したいと考えております。また、健康手帳作成についても、福島再生加速化交付金を活用するもので、現在内部で検討委員会を設置し、手帳項目、内容について医師の指導をいただきながら検討を行い、業者への発注手続を進めてまいる考えであります。手帳の大きさは管理状況を優先してＡ４サイズを考えており、行政区番号、個人番号、氏名、避難前住所、現避難先住所を印字のほか、町民各位が受診した過去３年間の特定健康診断結果、がん検診結果、内部被曝検診結果、甲状腺検査結果、外部被曝検査結果を印字した町民各位のオリジナル手帳にしたいと考えております。今後は、既存のシステム改修後にデータ入力を行い、一人一人の印刷製本となることから少し時間がかかる見込みとなりますが、遅くとも年内には皆様のお手元に手帳をお届けできるよう努力していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、平成26年度敬老会について申し上げます。長期化する避難生活の中、高齢者に対して敬う機

戻る

会と高齢者間の交流を目的とした富岡町敬老会をことしも、郡山市会場が９月４日、いわき市会場は９月11日と、２会場での開催を予定しております。ことしは、より多くの皆さんが参加いただけるよう、送迎バスの停車場所をふやした計画としておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、生活環境課所管の業務について申し上げます。特定廃棄物の埋め立て処分計画について、フクシマエコテッククリーンセンターを活用した特定廃棄物の埋め立て処分計画に係る町民説明会が６月８日、いわき市、郡山市、６月14日、東京都、埼玉県、同15日、郡山市、いわき市で開催され、多くの町民の皆様からご意見やご提言をいただきました。今後議会、行政区長会、町民説明会でいただいたご意見を集約し、再度町執行部及び議会に国の考え方の説明を求め、その内容について議員の皆様とご相談しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、被災家屋の解体について申し上げます。国による被災家屋の解体につきましては、半壊以上の家屋が対象となり、所有者の申請に基づき、環境省において実施することとなっておりますが、半壊以下の家屋についても解体を望む声が多いことから、その対象拡大について、これまで復興大臣との協議の場や関係省庁との定期連絡会を初め、あらゆる機会を通じて強く要望してきたところであります。この結果、３月28日に復興庁より、家屋のカビ、雨漏り、ネズミ被害等が被害認定の基準に加えられるようになりました。また、２月10日より被災家屋の解体申請受付センターを郡山事務所、いわき支所の２カ所に設置し、解体申請の受け付けを開始したところであります。５月15日現在で157件の申請を受理しており、うち30件の倒壊のおそれがある家屋について現地調査を実施し、解体作業に向けて作業を進めております。

次に、防犯防火対策事業について申し上げます。本年度は復興、復旧の動きが加速することが見込まれ、２月には常磐富岡インターチェンジが再開通したことなどから、さらなる防犯防火対策として防犯カメラを設置することといたしました。設置場所については、双葉警察署とともに、町内の効果的な44カ所を選定したものであります。お盆前の運用を予定してございます。

次に、原子力事故対策及び原子力発電所等状況等について申し上げます。東京電力は、福島第一原発の廃炉、汚染水対策を加速化させるため、本年４月１日、福島第一廃炉推進カンパニーを社内分社により設立しました。これにより、トラブルが相次ぐ汚染水問題への対応強化、廃炉作業に対する責任の明確化も図られるとされており、町といたしましても新体制での今後の取り組みをしっかりと確認していきたいと考えております。

次に、福島第一原子力発電所の状況でありますが、各号機継続的な注水冷却により、温度は約15度から40度の範囲で推移しております。昨年11月より開始されました４号機使用済み燃料プール内からの燃料取り出しにつきましては、５月末時点で1,533体のうち968体が共用プールに移送されており、進捗率としては約63％となっております。

次に、廃炉作業での最重要課題である汚染水対策では、原子炉建屋への地下水の流入を抑制するた

めに設置された山側地下水バイパス海洋放出が関係団体のご理解のもと、先月21日より開始されており、今後東京電力が示した運用基準により実施されていることをしっかりと確認していく必要があります。また、原子炉建屋内に地下水を近づけない対策の一つとして、凍土遮水壁の工事が今月２日より開始され、来年３月ごろからの運用を目指しております。福島第一原子力発電所の事故より３年以上が経過し、当時の状況に比べれば、少しずつではありますが、地元を中心とした作業員の必死の努力により、中長期ロードマップに基づく取り組みが進められております。本町においても、廃炉作業が安全かつ確実に実施されるよう、引き続き県及び関係機関と十分に連携し、定期的な状況確認等を実施するなど、厳しく監視してまいりたいと考えております。

次に、東京電力株式会社福島第二原子力発電所の状況について申し上げます。福島第二原子力発電所では、プラントの冷温停止維持を継続しており、原子炉及び使用済み燃料プールの温度は約30度となっております。これまでプラントの冷温停止維持を着実に実施するため、２号機及び４号機原子炉内の燃料移送を完了しており、炉内の点検補修等を実施しております。本年３月には、１号機において燃料移動前の準備作業として使用済み燃料プール内の点検作業を行っていたところ、プール床面より異物が発見されたことにより、２号機から４号機についても同点検を実施した結果、ワイヤーつきボルトやワッシャーの異物10個が新たに発見されました。その後の社内調査の結果、異物混入防止対策を強化した平成16年４月以前にプール内へ混入したものと推定されており、今後の異物混入防止対策の強化が求められます。また、１号機の燃料移動が今月より開始されており、今後の作業が安全に実施されるよう、作業工程の確認を県及び関係市町村と実施してまいります。今後も福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み、また福島第二原子力発電所の安定した冷温停止維持の取り組みを県、関係市町村と連携し、引き続き注意深く監視してまいりたいと考えております。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。４月12日に広野町中央体育館を会場とし、約500名の町民の方々の参加により、復興への集い2014を開催いたしました。この集いは、富岡町の復興の状況をバスの車窓から見ていただくこと、参加した方々に思い出話や近況の話など、歓談をしていただき、町民の結束と帰還に向けての意識を高めていただくよう開催したものです。当日は天候に恵まれ、会場においては富岡町婦人会によるどんこ汁の振る舞いやよさこいチームの演舞などが披露され、参加された方々に喜んでいただけたものと思っております。ご協力をいただきました皆様にも心より御礼を申し上げます。

次に、事業再開について申し上げます。今年度に入り、３社から事業再開の申請がありました。前年度からの申請総数は17社となり、認可社数は13社となっております。

次に、営農再開支援事業について申し上げます。昨年原下地区において水稲30アールの試験栽培が実施され、その結果、土壌及び米から検出された放射性物質は、過去２年間の作物栽培による除染の効果により、いずれも基準値未満でありました。このことから、本年は、地元の生産組合により出荷販売を視野に入れた水稲120アールの作付が行われました。町といたしましては、福島県営農再開支

援事業を活用し、帰還後の営農再開に向けた体制構築を見据えながら支援を行ってまいります。

次に、町内環境クリーン化促進事業について申し上げます。町内に埋設残置された相当数の家畜の遺骸を処分するに当たり、消臭効果や滅菌効果の特徴を有し、火災、発煙等の事故リスクが極めて低く、さらには処理過程において放射性物質が飛散しないという特徴を持つ高温好気性菌を用いて衛生清浄化の促進とともに、荒廃抑制、環境保全を行う事業であります。なお、４月中に国と町、町と業者とのおのおのの契約が締結されておりますが、契約締結後、直ちに事業が開始されておりますことをご報告申し上げます。

次に、有害狩猟鳥獣捕獲事業について申し上げます。前年度に引き続き、国事業と町事業として、イノシシ、イノブタの捕獲を実施しております。このうち町事業につきましては、平成26年４月１日に富岡町有害狩猟鳥獣捕獲隊の皆様に委嘱状を交付し、捕獲活動をお願いしており、本年度の捕獲頭数は５月末現在で64頭となっております。

次に、原子力損害賠償について申し上げます。原子力損害賠償については、３月下旬に仏壇の賠償、４月中旬に帰還困難区域対象とする精神的損害賠償の一括賠償の受け付けが開始され、４月下旬には住居確保損害の概要が示されました。町は、この間４月２日に東京電力の數土会長の訪問を受けた際、さらには６月３日に大島自民党東日本復興加速化本部長の町内視察の際に、区域再編による賠償格差是正と実情に即した公正かつ適正な賠償について要望したところであります。また、集団申し立てに対し、原子力損害賠償紛争解決センターが精神的賠償の増額基準の和解案を認めたことに対し申し立てを行った被害者だけでなく、同様の損害をこうむった全被害者に賠償されるよう、福島県原子力損害対策協議会、双葉地方町村会においてそれぞれ要望してまいりました。その要望どおり、被害者の一人一人が一日も早く生活を再建することができるよう、今後も県を初め、関係町村とも連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、復興推進課所管の業務について申し上げます。除染対策については、昨年度より国による直轄事業として、町内の避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象とした除染事業が継続実施されております。昨年の11月から富岡川南側地域、ことし４月から富岡川北側地域の住民説明が始まっており、５月22日現在の除染同意の取得率は、富岡川南側地域で対象件数2,454件に対し、同意件数1,753件の71％、富岡川北側地域で対象件数2,345件に対し、447件の同意で、19％となっております。これを受けて、環境省は富岡川北側地域の除染事業についても６月中に発注するとのことであります。

次に、本格除染業務について申し上げます。現在は、本町１丁目並びに中央１丁目地内を施行中で、今後本町２丁目や中央２丁目に移ってまいります。なお、住宅街での除染作業が続くことから、一時帰宅等で町内に立ち入る町民の皆様の安全にも十分配慮した作業執行を依頼しており、町といたしましても随時パトロールを行い、安全確保に努めてまいります。

続いて、除染廃棄物等の仮置き場についてでありますが、以前より作業中でありました毛萱、仏浜地域内の津波浸水地域を中心とした仮置き場については、行方不明者の捜索を兼ねた除草や表土の剥

戻る

ぎ取り作業が進み、保管スペースや搬入路に加え、仮設焼却施設の築造にも取りかかっております。環境省の説明によりますと、保管スペースや搬入路の供用開始はことし９月、焼却施設の竣工がことし12月、運用が来年１月となっておりますが、この予定におくれが生じることのないよう、強く申し入れを行ってまいります。さらに富岡川北側から排出される土壌等の仮置き場候補地として、小良ケ浜行政区の水田を中心とし、深谷、新夜ノ森行政区内の水田を含む約60ヘクタール分を計画し、土地の権利者と周辺住民に対する環境省による説明会が４月５日、10日、17日の３回にわたっていわき市内で実施されました。延べ約70人の参加者に対し計画の概要が説明され、現在は毛萱、仏浜地区と同様に、環境省の担当者が関係者一人一人と個別に詳細説明等を実施しております。

次に、復旧課所管の業務について申し上げます。まず、道路の維持管理については、定期的に状況確認パトロールを実施し、町内への一時立ち入り者等の通行の安全に努めているところであります。

次に、災害復旧工事等ですが、平成25年度発注の繰り越し工事の進捗状況は、道路復旧工事の岩井戸線ほか３路線は５月30日をもって完了したところであり、大作排水路整備工事については85％の進捗率、６月30日の工期内完成を目指し、作業を進めているところであります。また、農業集落排水上手岡第１地区・第２地区・第３地区災害復旧工事の進捗率は、３地区ともいずれも30％であり、７月31日の工期内完成を目指し、作業を進めているところであります。

次に、平成25年度、26年度継続事業である富岡町公共下水道根幹的施設の建設工事委託協定に係る仮設処理施設設置工事は65％の進捗率であり、８月31日の工期内完成を目指し、作業を進めているところであります。また、残りの災害復旧については６月下旬に道路10路線と公共下水道事業、富岡浄化センター本格復旧工事及び汚水管渠２地区の災害査定を受ける予定となっております。なお、災害査定が終わり次第、工事発注に向けて事務を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、上水道の復旧については、楢葉町の小山浄水場から富岡町工業団地内の富岡南配水池までの排水が確保され、町南部区域の排水確保のための調査やふぐあい箇所の復旧工事の進捗により、本年10月に町南部の一部区域で給水再開を予定しております。なお、その他の区域の給水再開については、下水道復旧の進捗に合わせ計画することとしております。現在下水道復旧工事に係る排水管等の移設設計及び関根浄水場や宮の原ポンプ場などの点検や修繕を行っております。

次に、国、県等の事業について申し上げます。まず、県事業の海岸堤防、富岡川及び紅葉川の河川堤防、県道広野小高線の整備は、いずれも今年度に測量、設計業務を実施し、27年度は用地取得がまとまり次第、工事着工の予定とされております。また、常磐自動車道富岡インター以北の未整備区間については、27年度のゴールデンウイーク前全線開通に向けて整備工事が進められております。

次に、生活支援課所管の業務について申し上げます。帰還困難区域の町内立ち入りの事業については、４月25日より国主導で行われる個人の一時立ち入りが開始されました。５月18日、19日にはバスによる個人の一時立ち入りが実施され、62世帯90名が立ち入りを行いました。今年度から４月、１月、２月を除く月１回立ち入りすることが可能となり、前年度より立ち入り回数、立ち入り可能な日程が

増加したため、選択の幅が広がっております。また、マイカーによる個人の一時立ち入りにつきましても、月１回の立ち入り制限を設けておりましたが、今年度から年15回に変更となり、国から示される日程から都合のよい日を選択し、一時立ち入りすることができるようになりました。

次に、各自治会主催の総会及び懇談会の出席について申し上げます。４月11日に福島市及び県北地区在住富岡町民自治会、４月28日にはいわき地区広域自治会さくらの会、５月17日にはいわき市在住富岡町民すみれ会と郡山方部居住者会の総会及び懇談会が開催され、町執行部との意見交換や勉強会を行いました。

次に、住宅支援関係について申し上げます。まず、応急仮設住宅につきましては、４市町村13カ所に1,724戸が建設され、1,257戸、2,186名が現在入居しており、入居率は73％となっております。長引く避難指示に伴い、応急仮設住宅の使用期限も延長されておりますが、逐次建物躯体の点検及び修繕の作業を県とともに進めてまいります。また、４カ所の応急仮設住宅自治会から要望がありました遊具設置については、５月中に工事を完了したところであります。

次に、借り上げ住宅について申し上げます。借り上げ住宅については、郡山市877戸、いわき市1,626戸、その他の33市町村に469戸入居し、全体で6,639名が避難生活を送っております。また、借り上げ住宅の契約が平成27年３月末日まで１年延長されたことに伴う県内約3,200戸の再契約事務手続を実施したところであります。

次に、復興公営住宅に関することについて申し上げます。さきに募集開始となりました県営復興公営住宅第１期分528戸についての入居申請書の記入説明会を県主催で５月に仮設住宅集会所において実施しましたが、町単独でも去る５月７日から16日にかけて全ての応急仮設住宅で開催したところであります。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。平成23年９月に開設した富岡町立幼稚園、小中学校三春校は、幼稚園児10名、小学生23名、中学生26名の計59名で新年度をスタートいたしました。避難先での開設であったため、少人数の学校になってしまいましたが、それをハンディとすることがないように、教職員を基準より多く配置してもらい、子供一人一人に目が行き届き、きめ細かな指導を実践し、大いに成果を上げているところであります。このような子供たちの成長ぶりは、議長を初め議員各位のご臨席を賜り、去る５月24日に開催されました幼稚園・小学校合同運動会でも、明るく、はつらつとした姿にあらわれており、三春校での教育の成果を改めて実感しているところでございます。

次に、今年度に予定しております仮設体育館の建設について申し上げます。現在補助金に係る新事業申請を行っており、内示が下り次第本格的に事業に着手する予定でありますが、一方で三春町の休校になっている施設を貸与するとのお話も伺っておりますことから、その活用も視野に入れながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、全国に避難して区域外就学をしている子供たちのケアについては、就学先の先生方と連携し

戻る

ながらサポートを行っていく考えであり、必要に応じ直接学校を訪問するなど、避難先での学校生活を把握しながら問題解決を図ってまいります。また、学校教育に関する情報を町広報紙やホームページに掲載するとともに、再会の集い事業など、避難する子供たちが集まる機会を数多く設け、富岡町帰還に向け、子供たちのきずなをつなぐ集いを続けていく所存であります。

次に、双葉地区教育構想に伴うビクトリープログラムについて申し上げます。富岡第一中学校バドミントン部の新入生７名は、４月４日に三春校に仮入学式を行った後、富岡高等学校と同じバドミントンの活動拠点となる猪苗代中学校に区域外就学いたしました。新入生を含め、総勢21名の部員は、早速インドネシアで行われた国際大会に出場し、女子ダブルスで優勝するなど、好成績をおさめており、今年度も国内外の各種大会での活躍を目指して活動を開始し、勉学とあわせて部活動に励んでいるところでございます。今後も双葉地区教育構想での人材育成を目指し、競技団体や関係機関と連携しながら支援していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、富岡第一中学校、富岡高等学校を卒業し、現在ＮＴＴ東日本所属の桃田賢斗氏は、バドミントンの国・地域別対抗戦トマス杯で日本男子を悲願の初優勝に導くなど、歴史的快挙達成に大きく貢献したことは、ビクトリープログラムの大きな成果であり、大変喜ばしいことと思っております。

次に、平成25年度の決算総額見込みについて申し上げます。平成25年度の一般会計につきましては、事務事業の清算により、歳入総額約98億円、歳出総額約84億円、歳入歳出差し引き約14億円となる見込みであります。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。諮問案件につきまして、人権擁護委員の推薦案件１件、報告案件として継続費繰り越しの報告１件、繰越明許費繰り越しの報告２件、専決処分の報告及び承認案件１件、人事案件として固定資産評価審査委員会委員同意案件１件、条例の一部改正案件２件、補正予算案件１件、合計９件であります。

詳細につきましてはそれぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君）　これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

11時30分まで休議いたします。

休　議　　（午前１１時１７分）

再　開　　（午前１１時２８分）

○議長（塚野芳美君）　それでは、再開いたします。

○一般質問

○議長（塚野芳美君）　次に、日程第７、一般質問を行います。

戻る

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、５番、安藤正純君の登壇を許します。

５番、安藤正純君。

〔５番（安藤正純君）登壇〕

○５番（安藤正純君）　ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて３問ほど順次質問させていただきます。

まず１番目に、賠償上乗せＡＤＲ申し立てについて。浪江町民約１万5,500人が精神的損害の増額を求めていた裁判外紛争解決手続、ＡＤＲで、申し立て者全員について一律５万円を増額、75歳以上については月額３万円を加算する和解案が原子力損害賠償紛争解決センターから提示されましたが、富岡町の考え方と今後の行動について伺いたい。

２番目、原子力発電所所在町情報会議の開催について。原発事故以前は、原発立地４町、楢葉、富岡、大熊、双葉から各町５名ずつ会議に参加し、地域住民からの質問に対して東京電力、国、県が答弁しておりました。現在では４町の町長、議長、８名で構成される所在町協議会が非公開にて開催されております。このようなときだからこそ、住民が直接参加し、公開の場において国と事業者である東京電力は疑問に答えるべきと思うので、開催を求めます。

３番目、共同墓地造成の依頼について。昨年11月の政府における全員帰還から移住支援政策への転換により、町外へ居住を求めている住民の方がふえております。その際問題になっているのが墓地の確保が大変難しいことです。特にいわき市においては市営の共同墓地にあきが全くない状態です。町としてこの問題に対する支援策を伺いたい。

以上３点、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君）　５番、安藤正純君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君）　５番、安藤正純議員の一般質問にお答えを申し上げます。

１、賠償上乗せＡＤＲ申し立てについて。浪江町民約１万5,500人が精神的賠償の増額を求めていた裁判外紛争解決手続、ＡＤＲで、申し立て者全員について一律５万円を増額、75歳以上については月額３万円を加算する和解案が原子力損害賠償紛争解決センターから提示されましたが、富岡町の考え方と今後の行動について伺いたいについてお答えいたします。

本町は、これまで精神的損害の月額10万円を見直すよう国並びに原子力損害賠償紛争審査会へ要望してまいりました。これは、被害者の精神的損害賠償は広く平等に賠償されるべきものとの考えから、指針の見直しを求めたものであります。一方、浪江町の申し立てに対し、原子力損害賠償紛争解決センターが和解案を出されたことにつきましては、被害の実態に見合った賠償の実現に向け、非常に有効であると認識しております。このように多くの被害者に共通する損害については、国の仲裁機関で

ある原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てを行った被害者のみでなく、同様の損害を受けた被害者は賠償が平等に受けられるものでなければならないと考えております。

町といたしましては、先月福島県原子力損害対策協議会、さらには双葉地方町村会が行った緊急要望活動において、全て被害者に不公平を生ずることなく、確実に賠償が受けられ、被災者の一人一人が一日も早い生活再建を実現すべく要望してまいりました。今後とも文部科学省原子力損害賠償紛争審査会、経済産業省と東京電力株式会社に対して、被害者の現状を反映させた賠償基準となるよう、指針の見直しと早期の支払い実施に向け、あらゆる機会を通じ、要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２、原子力発電所所在町情報会議の開催について。「原発事故以前は原発立地４町、楢葉、富岡、大熊、双葉から各５名ずつ会議に参加し、地域住民からの疑問に対し、東京電力、国、県が答弁しておりました。現在では４町の町長、議長、８名で構成された所在町協議会が非公開にて開催されております。このような事態のときだからこそ、住民が直接参加し、公開の場において、国と事業者である東京電力は疑問に答えるべきと思いますので開催を求めます。」についてお答えいたします。

議員よりご質問のありました原子力発電所所在町情報会議につきましては、平成14年に発覚した東京電力の隠蔽問題をきっかけに、発電所の業務運営に関する情報開示の徹底を図り、地域住民が発電所の業務遂行状況を直接確認し、発電所運営の全般について意見を取りまとめ、関係機関に提言することを目的に、平成15年より発足いたしました。これまで33回の会議を開催しており、平成23年２月の会議を最後に、福島第一の事故により、それ以降の活動は休止しております。

現在原子力発電所の監視体制については、関係自治体13市町村で構成する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会により実施しております。また、13市町村の住民と県内15団体の代表及び有識者により構成された福島県原子力発電所の廃炉に関する県民会議が発足し、原発事故以降は全県民での監視体制が構築されております。今回ご質問のありました情報会議の開催につきましては、上部組織である原発立地４町で構成する所在町協議会において決定することとなりますので、さきに開催されました同協議会総会において私より、今後の会議のあり方について会員の皆様に提言させていただきました。会員の皆様からの意見としましては、原発事故により情報会議開催当時とは大きく状況が変わっているため、再開に当たっては会の目的を慎重に議論し、要綱の抜本的な見直しが必要であるとの意見であり、今後も継続的に協議をしていくこととなりました。当町といたしましても、福島第一・第二原子力発電所の状況を踏まえながら、情報会議がよいのか、また新たな組織がよいのか等を検討しながら、所在町協議会に提案等をしてまいりたいと考えております。

なお、組織の活動、目的等の詳細な内容につきましては所在町協議会幹事会で検討することが総会でも承認されましたので、ご理解をお願いいたします。

次に、３、共同墓地造成の依頼について。昨年11月の政府における全員帰還から移住支援政策への転換により、町外へ居住を求めている町民の方がふえております。その際問題になっているのが、墓

戻る

地の確保が大変難しいことです。特にいわき市においては共同墓地にあきが全くない状態です。町としてこの問題に対する支援策を伺いたいについてお答えいたします。

町内の墓地については、昨年３月に除染及び墓石の整理を行い、町民の皆様が安全安心にお墓参りができるよう実施したところ、多くの町民の皆様より感謝の声をいただいたところでございます。また、お盆の時期につきましても、安全、安心にお墓参りができるよう、現在除草等を実施するため、準備を進めているところであります。

さて、議員ご質問の件につきましては、現段階では支援策はございませんが、今後墓地移転に対する明確な賠償の方法が示された場合、移転を希望する方もふえることが考えられますので、寺院の会と墓地に対する現状や移転に対する考え方を確認し、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君）　再質問に入ります。

５番、安藤正純君。

○５番（安藤正純君）　まず初めに、去年私９月の定例議会で、このＡＤＲの問題、全く同じ問題を町長に質問させてもらいました。私は、あの当時富岡町でもＡＤＲに申し入れすべきだということでお願いしたのですが、当時、９カ月前の話なのですけれども、町長のほうからは皆さんと相談しながら進めたいと、あともう一点は浪江町では上げた拳をおろす場所が見つからないで、今困っている状態が続いていると、そのような答弁がありました。この９カ月の間、町長が皆さんの意見を聞いたのかどうか、浪江で本当に上げた拳をおろせないでいたのかどうか、それを今こうやって今の状況を見ますと、浪江町では結果出しているのです。やはり町というのは町民の利益、町民が何に困っているか、そういったことを考えれば、やはり一自治会の会長さんに任せたのではなくて、町も先頭を切ってやるべきだと私は思って９カ月前に質問させてもらったのですが、ここでその９カ月前の町長の発言をもう一度、ご自分で発言された内容ですから、今このように浪江で和解案が、東電がオーケーしていないので、決定したということではないのですけれども、それを振り返って、ご自分の発言を振り返って、今どのようにお考えか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　実際にＡＤＲそのものが有効な手段というのは十分認識しておるわけですが、ＡＤＲそのものは個別対応ということで、私ども……私もそのときには団体でできるというような考えをしておりましたが、いろいろな上部等の意見を聞きますと、個別対応なのでなかなか難しいではないですかというような話をされた経緯がございます。

浪江町、今回ＡＤＲをお願いして、和解案としてそれなりの答えを頂戴し、浪江町としてはそれを受諾する旨、当然解決センターのほうにお話はしていますが、東京電力等ではなかなかそれらについての答えを保留にしているというような状況がございます。それについて、私としてはその答えそのものが５月30日が期間でありましたので、緊急要望ということで、その前に町村会で要望を重ねてま

戻る

いったところでありますが、これらについて今回荒井参議院議員が委員会の中でそれらをただしておりますが、文部科学省の副大臣がそれをさも否定するかのごとくのご意見も入っていることは事実でございます。私としても関係課あるいは県ともご相談しながら、そこら対応を重ねてまいったところですが、今のところ適切なＡＤＲの申し立てというようなところには至っていないのは事実でございます。

○議長（塚野芳美君）　５番、安藤正純君。

○５番（安藤正純君）　今町長の発言で、ＡＤＲは個別対応だということで、当時は町が介入をするのはどうなのかなという、もうそういう発言もあったのですが、そこをどうこう今言ってもらちが明かないというか、それはそれでいいとして、今東京電力がＡＤＲの和解案を保留していると、私は浪江１町よりは、大熊も双葉も富岡も、そして今避難している全ての町村が、これは町村会今１本になってやっていると言いましたけれども、浪江の結果に乗っかって私らにも下さいというようなのではなくて、やはり各町村が先頭になって、浪江と同じように一歩も二歩も前に出て、連携してやるべきだと私は思うのです。結果は待つのではなくて、結果をとりに行く、そういうような気構えが必要ではないかと私は思うのですが、やはりよそでうまくいったから、それに便乗しましょうという考えではなくて、今町村会のやり方を見ていると、浪江町長だけが何か格好よくて、あとがちょっとどうなのかなと、町民がちょっと納得しないのではないかなと私は思うのです。やはりここは東京電力、文部科学省、やっぱり渋いと思います。そういった中で、必ずかち取るのだと、これをのまなければ、もう特定廃棄物の処分場も中間貯蔵も何もないのよと、そのぐらいの意気込みで私はやってほしいのですが、町長の意気込みをちょっと聞かせてください。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　今議員ご指摘の点ごもっともだと思いますが、今私としては、ＡＤＲそのものをおのおのの町村が拳を上げるということも大事なのだかもしれませんけれども、その前に、この紛争解決センターが出した答えというものを国はもう少し……これらを余りにも軽々しく考えているのかなというふうに思っているところでございます。

　と申しますのは、当然ＡＤＲという、その組織の中で、東京電力に要請をしてもなかなかわからないものをここで裁判外でお願いしたいということでやって、その結果そういうふうにあらわれたわけですから、これらについて国がもう少し真摯に受け止めて、我々に４次追補を出したわけですが、その追補の中に当然組み入れるべきだというふうに考えて、その要望を重ねてまいっているところでございます。

○議長（塚野芳美君）　５番、安藤正純君。

○５番（安藤正純君）　ありがとうございます。

　確かに国が努力してほしいと、もっと被災者に寄り添ってほしいと、これ当然のことですけれども、町側も強い意思表示、これはやはり必要だと思います。やはり日本全国いろんな地区ありますけれど

も、ここは東北だからちょっとおとなしいのかなと、関西だったらこんなことで済まないのではないかなと個人的には思いますけれども、もっともっと賠償について強く物の言い方があるのではないかなと思います。

また、賠償についてちょっと違う角度で質問させてもらいますけれども、町長が３月定例議会の一般町政報告において第３の道、長期退避、将来帰還を述べられております。町民の皆さんから見れば、いつ帰還できるのか、何年かかるのか、本当に具体性がありません。そういったときに、その帰還できるようになったときに、果たして仕事はあるのか、生活が成り立つのか、そういった将来不安を考えると、今十分な賠償、営業損害とか、そういったもので十分な賠償をかち取っておく必要があると思うのです。町長もご存じのとおり、賠償の指針は最低の基準なのです。原賠審の能見会長は、本指針で示す損害額の算定方法がほかの合理的な算定方法の採用を排除するものではない、このように述べております。賠償指針の本質をきっちり読み取り、今まで行われた賠償の内容をよく精査して、もっと追加があるのではないか、こういう算定方法があるのではないか、そういった考えを持ち、やはり町民の利益のためにもっともっと努力すべきではないか、私はそう思っているのです。決して町は何もやっていないとは、私は言いません。現に副町長以下担当課、一生懸命私らの考えも聞いてくれていますし、私も物すごくやりがいがあるというか、一緒になってやっていきたいという気持ちも持っていますから。ただ、やはりこういう考え方、ああいう考え方、今まで支払われたものがちょっとこれおかしいのではないかと、最低過ぎて現実に合っていないと。実際は、物価の高騰、人件費の高騰、消費税のアップ、いろんなものがありました。そういった中で行われた建物の賠償とか、家財の賠償とか、こういうものが実際の経済のそういうアップ分に追いついていっているかどうか、そういったものも検証すべきだと思うのです。そういう声を上げて、先ほど申したように、富岡１町だけではなくて、12プラスワン、または県内の町村会、被害をこうむっている全ての町村、これが一丸となってやるべきだと思うのですが、町長の考え聞かせてください。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　今議員がご指摘のとおりだと思います。

賠償そのものは、自分が被害をこうむり、その被害というものを適正に評価され、それに対する賠償だというふうに考えてはございますが、一人一人の考え方、あるいはその評価の仕方というものはまるで違うわけですから、交通事故の精神的慰謝料、それらを引き合いに持ち出す国の考え方そのものに私も憤りを感じるところでございます。これらについては全く議員と同感なのですが、我々としてそれを、ではどういうふうにするかということで、ＡＤＲというような解決の道があるのだと思いますが、このＡＤＲについては私も手をこまねいていたわけではなくて、国、県、そして賠償係のほうにそれらのものを窓口としてやりとりをさせていただいて、いろいろと検討させていただきました。ただ、これらについてはやはり個別対応が基準ですから、なかなか難しいですというような話をされまして、町といたしましてはこれらのものについてはＡＤＲで、例えばこれから町民がそういうよう

な考えになるのであれば、できる範囲でできる限りの支援をしていくということでありますが、これらについて具体案としては、当然もう町民の方に自分の住所と名前と印鑑をついて、それを出していただけるだけでＡＤＲにお願いできますというような方法というものはできて、その辺までは可能なのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（塚野芳美君）　副町長、個別具体的な件に関してありますか。

副町長。

○副町長（齊藤紀明君）　ただいまの再質問の中の個別具体的なものたくさんあるということに対しての対応についてのご指摘、ご質問について私のほうからお答えしたいと思います。

賠償問題はいろいろ指針があって、基準が決まる交渉過程があって、それが最終的にこの４月から、あと７月に予定されているいろいろ、そういう段階があります。そのような中で、やはり国と自治体とで話し合っている以外にも、やはり漏れている部分がたくさんあるのです。そういった基準が出されているのだけれども、いろいろ漏れていたり、やはりおかしいというところはどんどん、どんどん指針が出た後でもあるというのは実態であります。そういった声はいろいろ役場にもお電話等でいただいているのですが、その辺を我々も十分、役場で検討しておかしいというものもありますので、それをどんどん国に訴えていくという作業が非常に重要かと思っております。ですから、指針が出て終わりではありません。指針が出て、基準が出て、あと個別に対していろんな問題が出てくるのを役場としては十分皆さんのご意見をお聞きしながら適切に対応してまいりたいと思います。その適切な対応も、先ほど議員から12プラスワンというところで、富岡町単独でやっていてもなかなか難しいところあるので、そういった12プラスワンとか、あるいは各町村間の横のつながりを結びつきを密にして、そういった共通課題について見えてきたもの、後から見えてきたものについてはどんどん、町民の方を思って当然の賠償だということで、考え方のもとで訴えてまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君）　５番、安藤正純君。

○５番（安藤正純君）　今町長からそういう案件は個別対応だという話ありました。自賠の範囲で今やろうとしている国の考え方にも憤りがあると。

交通事故をひとつ例にとらせて言わせてもらいたいのですけれども、交通事故の示談というのはほとんど自賠の範囲で決まる示談はないです。やはり私の場合はこうだ、ああだ、いろんな個別な事情が出てきまして、自賠を超えて任意保険で支払う、または任意に入っていない人は加害者本人が支払う、そういうのが現状の示談です。ですから、私は、町にお願いしたいのは、指針そのものにも疑いを持ってもらいたい。指針が出たから、それが基本なのだではなくて、この指針が本当に妥当な指針なのかと。例えば精神的な慰謝料月10万円にしたって、本当に自賠を採用したのであれば、１日4,100円の30であれば12万3,000円になるのです。それが10万円で抑えているのです。家財の世帯、こういう世帯の場合にはこの金額ですと、そういったものも、やはり指針そのものに疑いを持ってもらいたい。最近示されている建物の賠償限度額、こういったものも簡単に多分坪単価これくらいでこういった金

額が上限ですと言ってくると思うのですが、先ほど言わせてもらったように、今の市場、人件費の高騰、材料の高騰、災害公営住宅が入札不調でなかなか決まらないと、これはやはり入札予定価格が低い、人間の配置ができない、そういったことも原因にあるのかなと思うのです。やはり賠償も今のこの経済に追いついていった賠償をしてもらいたいのです。ですから、原賠審から言われた数字にそのものを信じてやっていくのではなくて、その数字が果たして合っているのかどうか、その辺から含めてやってもらいたい、そういうような考えを持っていただきたいのですが、これは事務方のトップの副町長お願いします。

○議長（塚野芳美君）　副町長。

○副町長（齊藤紀明君）　お答えいたします。

今実態としては皆さんご承知というか、これは残念な結果でありますが、指針イコール、指針は最低基準ではありますが、東電の賠償もそれを超えることは基本的にはないというような実態になっています。能見会長のご発言ありましたが、最低基準であるということを我々もう少し深く考えて、この指針が出たからといって、甘んじるということは、言い方が語弊があるかもしれませんが、実態と乖離しないかという視点を常に持つ必要があると考えております。

あと、今の経済状況とか実態に合わせたということは大変重要な大切なご指摘だと思います。例えばいわき市の地価がかなり上昇している実態、これは富岡町もいわき市に大変多くの方、一番多くの方が避難している。その指針が出た算定の時期というのが若干今の実態にそぐわないのではないかという声はお聞きしているのも事実であります。その実態については先ほどお話ししました12プラスワン、県と関係町村の会議等の場で訴えてきているところもあります。

あとはもう一つ視点としては、制度というのは後追いでできています。今事故から３年３カ月がたってからの視点で指針が出たり、いろんな基準が決まる。ただ、もう既に家をお建てになっている方とか、いろいろ兄弟、あと別居されたり、いろんな関係が本当に複雑に、いろんな多様性があるということなのですが、そういったものが後からできた指針の想定していない方に対象がされていないとか、その辺が若干不公平ではないかとか、先に建てられた方が不公平感を感じたという事例も多く感じております。その辺のすき間を埋めるのが、指針が出た後でもそういった情報を我々つぶさに感じ取って訴え、訴えるのも富岡単独ではなく、そういった全体としての対応で国なり東京電力を動かしていくということが役割だと思っていますので、今後とも議員ご指摘の部分を十分受けとめながら対応してまいりたいと考えています。

○議長（塚野芳美君）　午後１時まで休議いたします。

休　議　　（午後　零時０４分）

再　開　　（午後　零時５８分）

〔これより１番山本育男議員欠席〕

戻る

○議長（塚野芳美君）　それでは、再開いたします。

午前に引き続きまして５番、安藤正純君の一般質問を続行いたします。

５番、安藤正純君。

○５番（安藤正純君）　それでは、午前に引き続き質問させていただきます。

きょうの町長答弁の中に、何度か個別対応という言葉が出てきました。ぜひこれは町長の考えの中に持ってほしいことなのですが、やはり精神的な慰謝料などが10万円から５万円アップということで、これは個別対応ではなくて、町民全体に該当することなので、これは決して私は個別ではないと思います。やはり合理的な算定方法とか、その和解案とか、そういった全ての町民に該当することであれば、それは個人的にその金額で嫌だという人は個別個別でやってもらう必要はありますけれども、全ての町民に当てはまることは決して個別ではないということを認識していただきたいということをお願いします。

あと、続いて２番目の原子力発電所所在町情報会議の開催について、こちらのほうの質問に移らせてもらいます。町長の答弁によると、自治体13市町村または15団体が東電のほうとお話し合いをしていると、そういうような全県民体制で監視をしているというような発言があったのですが、原発の立地４町には中間貯蔵施設、特定廃棄物の最終処分場、セメント固形化施設、これらはいずれも原発立地４町に予定されています。それなのに、住民が直接参加する場がないと、こういうのはあの地域、特に線量が高くなってしまった地域をやはり無視した話で、全県民体制も必要なのですが、そういった意味から、あの原発立地４町は特に安全神話のもとに、原発は万が一にも原発事故はないというふうに思い込まされてずっと協力してきました。にもかかわらず、事故から３年が過ぎても原発の事故の真相解明、こういった原因で原発事故が起きましたというような説明がまだされていません。国会事故調とか政府事故調で調査が入っても、はっきりしたことは断定されていません。こういうふうな私ら一番迷惑をこうむっている住民に対して、やはり東電は説明責任があるし、私らも聞く権利があるのかなと、私はそう思っています。まして地下水の海洋への放水、特定廃棄物10万ベクレル以下の搬入、廃炉、除染作業員の犯罪行為、やはり富岡町に除染で入った作業員が窃盗行為を起こしたり、あとは富岡町の焼却炉なんかの作業にかかっている人が傷害事件を起こしたり、いろんな人が入っています。こういったことに対する監視体制、こういったものが具体的にありません。やはりこれは立地４町の選ばれた人がそういった自由な立ち入り権をいただいて、１年に４回ぐらいの会議を開きながら、こういったことはどうなっているのだと、そういうふうな住民参加型の監視体制を構築する意味でも、ぜひこの情報会議の開催が必要だと私は思います。これは、やはりマスコミ公開で堂々と東電に答えてもらうと、そういうような場が絶対に必要だと私は思うのですが、町長の意見を聞かせてください。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　今議員ご指摘の件ですが、我々今回のこの第一原子力発電所事故について、

それ以後本当に今まで安全神話でマインドコントロールされたがごとくの、もう誰もこのような災害に遭うというようなことを想定できなかった部分というものもあると思います。それについて今回こういう事故が起きて、そして所在４町協議会というものも当然事故発生とともに再開をしたということではなくて、しばらくの間休会となっておりました。その間に県として対応していかなければならない部分で、これらについては福島県原子力発電所の廃炉に関する監視協議会ということで、いろいろな面で対応させていただいておりますし、それからこの同じ13市町村の住民と県内15団体、商工会連合会、当然農協等々の団体でありますが、それらを交えても東京電力に対する意見というものは今まで３回ほどですか、開催されておりますが、これらで私も十分だとは思っておりません。ただ、所在４町協議会の中で私からこの問題を提議させていただいたわけですが、その中の委員の中から、今の状況というものは事故が起きる前とはもう違っているので、これらの運用についての内容精査が必要だろうというような話になりまして、これが継続審議ということになっておりますので、その辺も含めて、私は今後何度も要望というか、このことについては所在４町協議会の中で唱えていきたいとは思っておりますが、そのような状況ですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　５番、安藤正純君。

○５番（安藤正純君）　町長から提案していただいたということに関して感謝します。

　それと、継続審議ということで、開催しないということではないというふうなことで、ぜひ状況が事故前とは違っていると。ただ、事故前とは違っているけれども、事故前は平時で平和だったのです。ああいう会議というのは、平和なときってどちらかというとガス抜き会議なのです。一応やっていますよと、トラブル隠しをごまかすためのような要素が強くて、実際ああいう会議が本当に中身を発揮してもらいたいのは事故があってからなのです。やはり中で安全な作業が行われているか、国、東電、県の発表が正しいか、やはり地域住民が直接参加して線量をはかったり、正しい作業工程で行われているか、犯罪行為はないか、いろんな迷惑行為が地元にかかっていないか、そういったことを監視したり検証したり精査したり、これは絶対必要なのです。ですから、私は県が、13市町村が、15団体がと、今そういう発言ありましたけれども、やはり中間貯蔵をあの地区でもらいなさいよと、セメント固形化、特定廃棄物の最終処分場、そういった迷惑施設を我慢しながら受け入れざるを得ないような状況に追い込まれているあの地域の人間に、なぜ物を言う、そういう場がないのかと。これは、やはりもうよその地区よりも悔しさが全然違うと思うのです。やはり今の中間貯蔵の話なんかでも、先祖代々の土地がなくなるとか、そういった思いの人もいます。それなのに、東電に物を言えず、去っていかなければならないと、こういう悔しさを考えたときに、やはり私はいろんな権限を持たせて、立地４町から選んだ人間が現場立ち入りできると、そういうような会議は絶対に必要だと思うので、ぜひ町長、年内にオーケーをとって、来春からスタートできるような体制でお願いしたいのですが、その辺は相手があるというか、あと３町がオーケーしなければ、この会議の継続というのは難しいかもしれませんけれども、特にこの４町だからそういった会議が必要だということを強調したいのですが、

町長、もう一度意気込みをお願いします。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　議員おっしゃること、十分に私も理解できます。ただ、中間貯蔵施設、あるいは管理型処分場の件などについては、これ東京電力がお願いするという話でなくて、国が我々に難題を持ちかけてきているわけですから、国とも当然、富岡町の管理型処分場についても15日に町民説明会終わったところなのですが、これら等については東京電力とはちょっと矛先が違うのだと思います。ただ、議員ご指摘のこの会議というのは、私のほうからも強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　５番、安藤正純君。

○５番（安藤正純君）　前向きな発言ありがとうございました。

それでは、３番目の共同墓地造成の依頼について、こちらに移ります。富岡町の石材業者さんに私お話を聞いてきたのですけれども、原発被災地の町長のほうから住民の方の移住先市町村長のほうへ共同墓地を造成したいので許可を下さいと、そういった申し出をして、その避難先の市町村長からオーケーが出れば、富岡町の業者さんがその地域でその墓地の造成ができると、そういったお話を聞いてきました。住宅の造成とか全然レベルが違って、そんなに難しい話ではないみたいなのです。そういったことをもし……具体的に言わせてもらえれば、富岡町がいわき市長のほうに、富岡町民が移住先でお墓がないと、これからどんどん賠償が進んで移住希望した場合に、先ほど町長は墓地の除染も終わったとはいっても、子供、孫の代になって毎回毎回富岡までというのは遠いので、墓地はいわきのほうに求めたいと、そういった方が出た場合に、やはりこういった問題が出てくるのかなと思うのですが、担当課のほうで実際墓地を造成、富岡町民が墓地を求める場合にどのような方法があるかと、そういったことを前向きに調査してもらって、もし町長が市長のほうにお願いする程度で済むのであれば、それはそのような方向でやってもらいたいと思うのですが、町長の考えを聞かせてください。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　議員のご指摘ですが、今富岡町のほうに墓地を移転したいのでというような申し出というか、持ちかけがないのです、実は。

それで、寺院の会とお話をさせていただいて、寺院の会では当然困難区域に墓地を有しているところ、これらについて解除準備、あるいは制限区域でこれを受け入れるだけのキャパはありますというような話をされてきました。そういうことで、私は共同墓地というのがいい方法かどうかは別として、これらのニーズがないということをまずお話ししたいというふうに思いましたので、今話させていただきましたけれども、これから、当然墓地等についても賠償のテーブルに今のってございます、これらがどんどん醸成されていけば、そのような希望者が出てくるのかなというふうにも思っておりますので、これらについては私のほうからできる限りのことはさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　５番、安藤正純君。

○５番（安藤正純君）　まだ町のほうにそういった申し出がないということで、せっぱ詰まった問題でないということのようですが、共同墓地というのは宗派に関係なく、無宗派でどなたでも、どの宗派に所属しても、そこの墓地を使えると、それが共同墓地という意味らしいです。これから移住政策にのっとって、やはり土地、建物が、移住すれば、人間もそちらに住むようになれば、やはり先祖様も持っていきたいと、そういった人たちもふえてくると思います。そういったときには、今町長おっしゃったように、できることは協力してくれるということでありますので、そのときにはひとつよろしくお願いします。

これをもちまして私の質問を終了させてもらいます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君）　５番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

続いて、４番、遠藤一善君の登壇を許します。

４番、遠藤一善君。

〔４番（遠藤一善君）登壇〕

○４番（遠藤一善君）　ただいま議長から質問の許可を得ましたので、通告に基づきまして２問質問をさせていただきます。

まず、第１でありますが、道路整備についてであります。今から富岡町を復興、再生していくときに、現状の状態では、震災以前よりもそうであったように、広域連携にたえ得る道路網の整備が不可欠というふうに考えております。特に今現在こういうような状態になって、町を復興、再生させるといったときに、主要都市からのアクセスが悪くては、新しい企業も来ることがなかなか難しい上に、今富岡に帰ろうとしている住民、そして状況を見て帰ってきていただくためにも、今までよりもいい環境にしなければならない、そして富岡にやはり足しげく通ってもらえる環境がなければ、なかなかまた町に戻ってきて、町の復興を手伝ってもらうということも難しいというふうに考えております。

その中で、どうしても道路として必要になってくるのが、まず常磐自動車道の４車線化。これは、今片側通行で富岡までということで、来年までには全線開通というような話も出ておりますが、実際に富岡に帰ろうと思えば、ある程度のスピードで走る車もいれば、ゆっくり帰りたい人たちもおります。そういう産業の面と住民の帰還というか住民の行き来のことを考えますと、当然車を、スピードの問題、混雑の問題を考えたときに、必ず片側の２車線は必要になってくるというふうに考えております。特にこの常磐自動車道の４車線化について、そして同じく国道６号線、これも今片側途中２車線のところがありますけれども、同じような状態で、やはり南北の主軸として常磐自動車道の４車線と６号線の４車線は絶対に必要だというふうに考えております。

もう一つ、そのほかに必要なのが、やはり今富岡も郡山に拠点を設けて、そしてサテライトも郡山方面にできていくということを考えますと、やはり町民に長く富岡にある程度の短時間で来ていただいて、どんどん、どんどん富岡の復興を支えていってもらうためにも、郡山方面と富岡を結ぶ高速道路が必要ではないかというふうに考えております。震災以前に今あるあぶくま高原道路のような高規

戻る

格道路のダブルトライアングルハイウエーというような話が昔ありましたが、あれは一度高速道路からおりて、また新たに乗るということをしなければいけないわけですが、やはりここは郡山方部、中通り方部と、この富岡、浜通りの中間に位置するところにきちっとした高速道路を通して、物流、それから人の動き、そういうことも含めて考えていったときに、高速道路はどうしても必要だというふうに考えております。

それから、④として、県道小野富岡線の拡幅整備。今も少しずつではありますが、拡幅が進んでいるようですが、やはりこれは早急に必要なものであるというふうに考えております。この４つに関しては富岡１町でできるということではないことは承知しております。その中で、富岡がやはり中心となってリーダーシップをとって道路の整備をしていかなければいけないというふうに考えますので、町の考え方をぜひお聞かせください。

それから、２番目の町外役場機能の施設についてということで、3.11の大震災のときに全町避難ということがあったときに、川内から、そしてビッグパレットと行ったわけですけれども、当初の役場の機能というのは、もうほぼ避難者をどうにかしようということで、一緒に動いていた人たちを面倒見るので精いっぱいだったというふうに記憶しております。そんな中で、やはり役場が機能を回復するためにも、役場の連絡体制、どこに役場があって、国と県と町民と連絡をとれるようないろんな情報を出していくためにも、やはりそこが一番最初に必要になってくることだというふうに考えます。そういうふうに考えたときに、全然関係ないところにいろんなものを持ち込むということではなくて、もうある程度県内の施設、県外の施設にそういうことが、避難の初期の段階のことができる、そういう避難計画をつくっていく。特に今新しい避難計画が必要になってきて、富岡町も当然避難計画をつくるということになるかと思いますが、被災に実際全町避難をした私たちの町だからこそ、そういうものが必要だったということを含めて、避難計画を定めていき、県外、県内のそういう役場の施設、役場、自分の町内ではないところにそういう施設があると考えていくべきだというふうに考えますが、町の考え方をお願いしたいと思います。

以上２点について、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君）　４番、遠藤一善君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君）　４番、遠藤一善議員の質問にお答え申し上げます。

１、道路整備についての（１）富岡町の復興、再生を考えたとき、広域連携にたえ得る道路網の整備が不可欠と考えるが、以下の幹線道路整備に関する町の方針は。①常磐自動車道の４車線化、②６号国道の４車線化、③郡山方面と富岡町を直接結ぶ高速道路の整備、④県道小野富岡線の拡幅整備の問題は、いずれも関連がありますので、一括してお答えいたします。

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により長期避難を強いられ、避難住民の帰還には安

全、安心の確保や地域の早急な復興が求められるところであります。現在南北への縦断道路の確保として、国、県及び東日本道路株式会社に対し、常磐自動車道の早期全線開通はもちろんのこと、有事の際に避難路として活用できる緊急開口部の設置や６号国道の４車線化実現に向けて要望しているところであります。また、東への横断道路の確保として、主要地方道小野富岡線の整備が不可欠なことから、福島県が復興再生道路と位置づけて平成32年度の概成を目指し、工事を進めているところであります。議員ご指摘の路線等整備については、基本的にはいずれも浜・中通り・会津地方を結ぶ災害も含めた広域的な連携交流に資する道路として、また今もなお全町避難を強いられる当町の早期復興に欠かせないものと承知しているところであります。震災以前より道路整備等について要望活動を行っているところですが、今後とも一層関係町村や双葉地方町村会と連携強化を図り、あらゆる状況を見きわめながら整備実現に向けて国、県等へ強く要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、２、町外役場機能移転について。（１）3.11大震災の全町避難の反省を踏まえ、速やかに役場機能を回復するための施設を県内及び県外に設置する避難計画を定めるべきと考えるが、町の考えはについてお答え申し上げます。

全町避難が起こり得るケースは、今回のように原子力発電所の事故が生じた場合と考えられます。帰町後において再度全町避難が必要となった場合については、安全で速やかな避難ができるよう、避難計画を構築しなければならないと考えておりますが、町単独で構築できるものではありませんので、国、県と協議を重ねながらつくり上げていく必要があります。現在県の動きでありますが、今回の避難において複合災害の想定が不十分であったという反省を踏まえ、県防災計画に基づく広域避難計画の見直しを始めたところであります。この見直し案は、国の原子力災害対策指針が今後検討とされていることから、県が防災計画に暫定的に定めております。当町を含む暫定重点区域の13市町村を対象とした避難先市町村、避難手段、避難ルートなどを定めるものであります。見直し案では、当町の避難先は郡山市とされており、一時避難所として郡山市内の64カ所の公共施設が割り当てられることとなります。このことから、現在県の計画案に基づいて郡山市と事前協議に入っており、町民の地域コミュニティーが崩れない移動ができるような形での避難先を検討しているところでございます。また、役場機能につきましても郡山市内となるものと考えており、受け入れ先の郡山市と今後役場機能についても協議検討させていただくこととなります。また、県外への機能回復の移転については、現在においてはまだ見通しが立っておりませんが、県内避難では十分でない場合も考えられますので、県の見直し案と同様の計画を構築できるよう、国、県及び受け入れ自治体と十分に協議検討させていただきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（塚野芳美君）　再質問に入ります。

４番、遠藤一善君。

○４番（遠藤一善君）　回答のほうありがとうございます。

まず、道路の整備の件についてなのですが、今国、県等に要望していくということなのではありますが、当然常磐自動車道から小野富岡線の拡幅まで、あと新たな高速道路まで、１町でできることではないのですが、ほかの町村の考え方というのは、私から見て、これ誰がどう考えても必要だと思うのですが、ほかの町村の方々も含めて、町長も含めて、話にこういうことが具体的に出てきて、どういうふうな考えを持っているのか、先にちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　今回中間貯蔵施設等の施設が浜通りに計画されていることから、この常磐道の未整備地区について、来年のゴールデンウイーク前には全て全線開通するという話がありましたものですから、これをその中間貯蔵施設、あるいは管理型処分場等の利用を踏まえ、片側１車線ではだめですというようなことで、我々双葉地方町村会としてはもう既に動いてございます。これらについては高速道路ネクスコのほうでも真摯に受けとめたいというような話をしておりますので、ご了解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　４番、遠藤一善君。

○４番（遠藤一善君）　当然皆さんほかの首長さんも必要だというふうな共通認識であれば、首長さんの中での話で個別に言うのではなくて、住民も含めて、多分今中間貯蔵とかいう話も出てきましたが、そればかりではなく、いろんな意味で、復興のためにも必要、避難のためにも必要、こういう今から廃炉に向かっていくためにも必要、いろんなためにこれ必要、町民が自分のふるさとになるべく頻繁に戻れるためにも必要、いろんな意味で必要なことであれば、もう少し住民にもわかるような活動、現実的にはマスコミに取り上げられるような活動も含めて、内々の活動だけではなくて、大きな意味で郡民が一体となってこれが要望できるような、そういうような活動をやはりしていかなければいけないというふうに思うのですが、そういうような住民の目に見えるような行動ということを具体的に何かやろうという話は出ていないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　今のところ常磐自動車道全線開通が見込まれているだけで、全線開通してしている状況ではありません。

それで、まずは全線開通だろうということで、開通とともに、その運びになったときには、もう今議員がおっしゃるように、これは町村会ばかりではなく、議長会もしかり、それから福島県のいろいろな上部団体の方々にもご協力いただいて、そのような方向で要望活動を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　復旧課長、ありませんか。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君）　今議員ご質問の現在動いている活動的なものがあるかということですが、今町長が答弁した内容でありまして、具体的にこういうものを住民に知らせながら要望して

いるというものは今のところ現実にありません。町村会とか、協議会とか、そういうところでの団体での要望活動はしておりますが、町民にわからせるようなものは具体的にありませんので、今後マスコミなどにコンタクトをとりまして、そういう活動をしているということも進めていきたいというふうには考えていますので、ご理解ください。

○議長（塚野芳美君）　４番、遠藤一善君。

○４番（遠藤一善君）　こういう道路のようなものは一朝一夕でいかないということは重々承知しておりますし、皆さんのほうがそういうことはよくわかっているのかなというふうに思います。

そんな中で、確かに順番として開通が先ということなのだとは思うのですが、高速道路に関しては開通が先ですが、もう開通をする前から４車線にかかるということをしておかないと、多分また後手後手に回ってしまう。やはり町を、富岡町も含めて、一刻も早く町を復興再生させるためには絶対に必要な帰還の道路だというふうに考えますので、その辺は看板の一つもなければ決起集会の一つもないというような状態では、いつまでたってもやはり住民になかなか行き渡らないので、そういうことを具体的にしていただきたい。

６号の４車線化に関しては、これは多分念願の４車線化で、なかなかこれからだって難しい可能性はあろうかと思うのですけれども、そういうものが具体的にやっぱり話として町村会とかの話のときに出てこなくては先に進まないと思うのです。住民のほうからつくってほしいということもあろうかと思うのですが、こういう公共工事のところになってくると、やはり町村会が動き出して、みんなでそれを応援していくという形が一番重要なのかなというふうに思います。特に③の高速道路というのは、影も形もないことを今私は言っているわけですけれども、でも必要なものです。相馬から福島の高速道路を考えると、もともと計画があったわけですけれども、あんな山の中を本当に数年で開通させてしまうというぐらい、やはり国が本気になればできるということを考えれば、この私たちの地域を活性化するため、イノベーション構想とか、いろんなことが出ておりますが、そのためにも絶対必要になってくるのがこの道路網の整備。今我々の町づくりで考えていかなければいけないのは、富岡に全員が戻るということができない、それはこれから大熊も双葉も、多分浪江も同じ状態になろうと思うのですけれども、そのときにやはり出てくるのが、町づくりの計画として出てくるクラスタープランというのがあると思うのですけれども、クラスタープランというのは森に沈む都市が出たときに、１つの町にするのではなくて分散するというような考え方だったのですけれども、今まさにサテライトという形で富岡が出していますけれども、このクラスタープランニングという考え方でいけば、富岡のこの町があって、その周辺、離れたところに住民が住んでいて、それが一体となってやっていくためには、この交通網、道路網というのはどうしても必要になってくるものなので、ぜひとももうつくる会をきちっと町村会でつくって、議会も議員も町民も郡民もみんな一体となって進んでいくような行動をもう既に起こさなければいけないときに来ているのではないかというふうに思うのですが、そのタイミング的なことに関して順番にという話が町長のほうからあったのですけれども、順番では

なくて、私としてはもうこれを公に声高々に発する時期に来ているのではないかというふうに思うのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　議員ご指摘の点、十分私も理解します。

広野から富岡までの再開通された常磐自動車道の際に、これは書面で要望させていただいたわけですが、これらについても早期の全線開通ということ、それから途中途中にやはり今回の避難というものがありましたから、インターチェンジ、特別インターチェンジといいますか、そういうようなものの要望をさせていただきました。その際に国土交通大臣に、もう既に安倍総理が来春、来年のゴールデンウイークまでは通しますという話がありましたので、そのときにまだ通ってはいないかもしれませんけれども、これから当然ここは中間貯蔵施設、あるいはそういう関連施設ができるということで、４車線もお願いしますということでお話はさせていただいています。これらについてはまだ具体的に我々が上京して要望しているところではございませんが、国土交通大臣が来たときに、そのようなことがありました。

それから、今後富岡と郡山を結ぶ高規格道路といいますか、そういうものが必要だろうという話でございますが、これ本当に我々避難住民にとっては、自分のふるさとに戻る際、そこを往来する際に、本当にあれば便利なものでございます。ただ、これらについては今国道288号線ですか、これらの拡幅というものについては、看板を上げて、双葉８カ町ばかりでなくて、今回の県中建設事務所等にもお願いをしているところでございますが、高規格道路等についてはまだまだそこまで必要性というものが、今こうして避難をして、当然重要な課題だということがありますので、今後の課題だと思っています。今後といっても、議員ご指摘のように長々と手ぐすねを引いて待っているわけにはいきませんから、どこかのタイミングを見て、アクションを起こしていきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　４番、遠藤一善君。

○４番（遠藤一善君）　アクションを起こしていただくということで、力強いお言葉をいただきましてありがとうございます。

多分この話をしていくと、国、県は費用対効果とか、そういう話をしてくるのかという感じがしないわけではないのですが、もうあくまでも費用対効果、今の費用対効果ではなくて、10年も20年も先に向かっていった、廃炉も含めて、そういうところの中で出てくる、必要になってくる道路だと思いますので、ぜひとも本当に早い時期に、もう町村会の会議あたりできちっと提案をしていただいて、富岡町がリーダーシップを持って、やはり町村会を引っ張っていくという状況で富岡の町長から提案をしていただいて、目に見える活動というふうに思うのですが、町村会できちっと提案していただけるかどうか、町長リーダーシップをとっていただけるかどうか、もう一回だけ町長の強いお言葉をお願いします。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　これらについては、タイミングを見て、私のほうから提言したいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君）　４番、遠藤一善君。

○４番（遠藤一善君）　ありがとうございます。道路の件に関してはよろしくお願いいたします。

２番の町外の役場機能の施設の件なのですけれども、答弁の中で、国と県とつくって、県のほうが郡山にということで出たわけですが、避難のときに振り返ってみますと、ああいう想定外のことが起きれば、実際には国も県も当てにならなかったと、全て町の判断でいろんなことをしていたということを考えていきますと、郡山にこういう避難所があるからとかいっても、多分また混乱をしてしまう。混乱の一番は何だったのかというと、通信網の混乱だったと思うのです。当然電話がもう全然通じなかった、どこに何をするにも連絡がとれなかったということを考える、そしてそれを一つ一つやっていこうと思っても、一緒に行動している町民の方の面倒を見るのでもう手がいっぱいだったということが考えられると思います。そのときに、３月のときに、私たちのボランティアの有志が杉戸町の協力を得て、富岡町の住民の連絡所というのをつくって、活動させていただいた経緯があるのですが、そのときの状況なのですが、４月３日に立ち上げて、４月11日の月曜日、日曜日から月曜日までの間だったのですけれども、この11日以降は国のほうのコールセンターができたので終わったのですが、実際に４月３日に立ち上げて、４月４日、４月５日にかかってきた世帯数が、初日が120世帯、４日目が199世帯、５日目が92世帯、６日の日が52ということで、一瞬にして数は下がっていったのですが、もうほとんどが富岡町の役場がどこにあるのかという問い合わせ、そしてあのときの状況だったので、年金とか、安否確認とか、そういうことだったわけですけれども、これ町外でやるメリットは、若干落ちついた状況でできるという面があるわけです。当然住民はいますけれども、やはり一番大切なのは、町民にいかにそのときに情報を流さなければいけなかったかということ。

一番今危惧しているのは、そういうことが、想定外のことが起きたときに何を必要だったかというのは私たちしかわからない。ですが、町もあの震災から３年がたって、そのときに中枢にいて町のいろんなことをしていた方々が、課長さん方々がどんどん、どんどん退職していってしまう。既に退職していった方もいる。そんなときに、今ここでもう一度きちっと、自分たちに何が必要だったのか、何が大変で何ができなかったのかというところを見直していただいて、国とか県から言ってきていることではなくて、町としてこうだったから、こういうことを入れてくれというようなことをしていくことが、我々が後世に対して残していく一つのことでもあるのかなというふうに思うのですが、受け身の部分だけではなくて、こちらから言っていく。そのときに、あのときいろんなところで思ったのが、やはり町に連絡して、町にいろんなアドバイスをもらう、どうなっているのだということをする、そのことをいち早くできる状態をつくるべきだと思うのです。そのときに、やはり施設が県内だけではなくて郡内にある。最初の１カ月、２カ月というのが一番大変だったと思うのですが、役場の郡山

のビッグパレットの電話が鳴りっ放しで、夜中まで電話の応対をしていたのも僕も見ています。やはりそういうことも含めると、まずはそういう連絡体制を整えるということができる部分、それがすぐにできる部分というのが必要になってくると、情報の混乱、電子的な電話とかの情報もそうですが、人間が移動する情報交換すらも、ガソリンがないとかいろんなことでできなかった。そうすれば、やはり離れたところで情報がきちっと把握できるところに町の施設があるということが非常に重要だというふうに思うのですが、あのときのことを振り返りながら、そういう施設があったらどうだったのかと、あったほうがよかったのか、なかったほうがよかったのか、なくてもよかったのかということをちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○議長（塚野芳美君）　生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君）　お答えいたします。

確かに3.11の時点では、想定外といいますか、広域の避難計画ができていなかったというところで、今回県のほうの広域避難計画というところで４つの課題が実際出ております。町も同じでございますが、まず１つは複合災害の想定が不十分だったということで、１つが災害対応対策、それから通信設備、ですから通信手段の制約がされたということで、情報連絡体制ができていなかった、それと避難先の確保、受け入れ等が不備だったということで、住民の避難対策が不備だったこと、それから物資ですね、燃料、物資が調達困難、それから輸送の拒否があったということで、物資の調達供給が不備ということで、４つの課題が今回出されました。まさしく富岡にとってはそれが一番の課題だったというふうに思っております。

あの時点では川内村からビッグパレットということで、確かに情報が出せずに、皆さんがどこに連絡していいかという状況、それからどこに避難していいかという状況がなかなか出せなかったものですから、今回県と受け入れ市町村という形で、暫定的な重点区域という形で広域避難計画を作成する予定でございます。これによって、災害時、有事のときには各町が、機能が、もうはっきりここに連絡するというような形で住民に周知をさせながら、また地域としてどこに避難するかというのをはっきりと周知して、有事のときにはかならずそこに避難をさせてもらうというような形で進めていきたいというように思ってございます。ただ、避難場所が使用できない場合もございますので、県外というのも今後は含めて検討はしていかないといけないというふうには考えてございます。ですから、今後広域的な避難計画をつくる上では、県内、県外を含めた形で、国、県、それから受け入れ市町村のほうと連携をとりながら検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君）　４番、遠藤一善君。

○４番（遠藤一善君）　国ではないのですが、検討と言うと検討で終わってしまう可能性もなきにしもあらずなのですが、ただ私自体もあのときのことを忘れかけているようなときもあるのですが、多分一番苦労したのが役場にいた皆さんだったので。本当にあのときの情報不足というのはもうどうしようもなかった。確かに郡山という話が出ていたのですが、もしもあのときＳＰＥＥＤＩが公表にな

戻る

って、アメリカで言っていたような60キロ、70キロ、80キロの、もし屋内退避とかいうようなことになってしまったら、実際には郡山も福島もどうしようもなかったし、あのときのことを考えれば、やはりもう100キロ以上のところにきちっとやっておくというのがこの原子力災害の一番の重要なことなのかなというふうに思います。

この後廃炉ということで、どんどん、どんどん放射能が爆発する可能性は少なくなっていくのだというふうに言っていますが、あそこにある以上は何が起きるかわからない。また想定外のことが起きたら、またあれが再臨界を起こす可能性もないわけではないわけですので、やはり安全であるということではなくて、何かが起きたということを想定のもとに必ず計画は立てておかなければいけない。特に廃炉までには、取り出しまでにはまだ20年、30年、今の予定であってもデブリの取り出しまでには20年、30年かかるわけですので、20年、30年富岡をそのままほっておくわけにもいかないし、富岡をきちっとしていかなければいけないという考えの人たちがいて、そういう人たちが富岡に戻る以上は最善のことをしていただきたいということで、県外の富岡の施設というのは非常に難しいのかもしれないですが、やはりあのときのことを考えて、100キロ圏外とかいうことを考えたときに、ぜひとも強く県、国に要望していって、そういうことができるような形をとっていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君）　お答えいたします。

確かにあの状況の中では今後どうなるかわかりませんし、あの状況の中では県外ということも考えられます。今後町としましては、友好都市の杉戸町、それから防災協定を結んでいる品川区、また今回４月17日にさくらサミットで13市町村による防災協定も結んでおりますので、その市町村とも今後検討しながら、ぜひある施設を使わせていただくような形で協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　４番、遠藤一善君。

○４番（遠藤一善君）　ある施設というか、既存の向こうの持っている施設を使うという方向でということなのですが、私としては、難しいことがあっても富岡町が自由にできる施設というものが県外……今県外にこだわってしまっているのですが、やはりそれ相応の距離の離れたところにあって、そこは優先的に富岡町の人間がぱっと使えると、そしてそこから情報発信の基地になるというような形のほうが最善なのかなというふうに思うのですけれども、今の回答の中で既存の施設を活用していきたいという話があったのですが、再度そのところだけ、新しい富岡町の施設をつくっていくということに関しての考えを最後にもう一度お聞かせください。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　議員ご指摘の富岡町の施設というか、富岡町にオンリーの施設ですが、なかなかこれ相手もあることですから難しいのだと思います。ましてや今回避難をしたときに、杉戸町で

戻る

ありましたならば、なかなかキャパというものが、富岡町民の半分も本当にお願いしますということになれば、これも受け入れが拒否されるような状況だったのだと思います。

　そういう中にあって、富岡町オンリーの施設をつくって寝かせるということを考えれば、当然そこにお願いして、そこの施設を有事のときには優先的に使わせていただくというほうがベターなのかなというふうに考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　４番、遠藤一善君。

○４番（遠藤一善君）　難しいことは重々承知しておるのですが、避難所をつくってくれということではなくて、役場の当初の機能を持ったものということですので、その辺はこの後もいろいろ検討していただきたいのですが、例えば交付金とかいろんなものがあるときに、町内だけではなくて、それが県内県外避難のため、そして有事の際に町民を守るために必要な施設であれば、町内、県内を問わず、そういう補助金が使えるということも必要なのではないかなというふうに思うのですが、そういうことも含めて、ぜひ補助金の使い方も含めて、ちょっとこれから先進めていただきたいというふうに思います。避難計画ができてしまってからでは遅いので、ぜひとも避難計画をつくる中でいろんなことをもう一度考えていただきたいというふうに思うのですが、避難計画をつくるに当たって、今後そういうことで進めていくというような考えでよろしいのか、最後にちょっとお聞かせください。

○町長（宮本皓一君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　避難計画そのものは、国、そして県の指導を仰ぎながら、町の意見を尊重していただいてこれをつくっていくわけですが、その中にあって、今回県外にそういう施設がつくれるかどうかも検討しながら前向きに進めていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　４番、遠藤一善君。

○４番（遠藤一善君）　ありがとうございました。ぜひともよろしくお願いいたします。

　広域にかかわってくることがたくさんありますので、町長大変かと思うのですが、強いリーダーシップのもと、ほかの町を引っ張っていっていただいて、何としてもこの富岡町の復興再生をなし遂げて、我々も協力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

　以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君）　４番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

　２時10分まで休議いたします。

休　議　　（午後　２時００分）

再　開　　（午後　２時０９分）

○議長（塚野芳美君）　再開いたします。

　続いて、３番、早川恒久君の登壇を許します。

　３番、早川恒久君。

戻る

〔３番（早川恒久君）登壇〕

○３番（早川恒久君）　ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告のとおり質問させていただきます。私のほうからは、事業再開の支援についてということで、２点ほど質問させていただきます。

まず、１点目につきまして、町内で事業の再開を望む事業者に対しての支援策はについてですが、こちらは避難指示区域の見直しにより、富岡町内で事業再開ができるようになりました。現在町内での事業再開にはさまざまな制限があり、再開を望んでいても、業種により断念せざるを得ない状況にある事業所も存在しております。町として再開希望の事業者を救済する支援策を何か考えているのかをお伺いいたします。

続いて、２点目についてですが、グループ補助金等の補助金制度を利用しやすいように、国、県に要望すべきではについてですが、グループ補助金は施設や設備の復旧の整備を支援するために、国、県が事業費の４分の３を補助する制度ということで、事業者にとっては理にかなった補助金でございます。現在町内でも多くの事業者が利用しておりますが、事業再開に出おくれた事業者、またグループを組むことが困難な事業者がいまだ多く存在しております。このような状況の中、町として自立して事業再開ができない中小企業、商店に対して、補助金制度を利用しやすくなるようなことを要望すべきではないかと私は考えますが、町の考え方を伺いたいと思います。

以上２点を質問させていただきます。

○議長（塚野芳美君）　３番、早川恒久君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君）　３番、早川恒久議員のご質問にお答えします。

事業再開について、（１）町内で事業の再開を望む事業者に対しての支援策はについて、現在支援策といたしましては、福島県において行われている中小企業向け復旧・復興支援策がありますが、公募要件を満たせない、対象経費に該当しないなどの状況があることから、本町では要件や補助額の制限はありますが、公募要件を満たせなかった事業者や該当外の経費のさらなる支援策として、平成26年１月に富岡町被災事業者等再開支援補助事業を開始したところであります。多くの方々に利用していただけるよう、関係機関と連携してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（２）グループ補助金等の補助金制度を利用しやすいように、国、県に要望すべきではについてお答え申し上げます。グループ補助金等の補助金制度については、公募要件などの緩和が望まれていることは伺っており、福島県の事務説明会などにおいて、要件の緩和や該当業種の拡大を要望しておりました。今後もインフラ等の復旧状況を見ながら、多くの方が事業再開なされますよう実態把握に努め、補助要件の緩和や継続的な支援を福島県商工会と連携しながら要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君）　再質問に入ります。

３番、早川恒久君。

○３番（早川恒久君）　ありがとうございます。

まず１番目の町内での事業再開を望む事業者に対しての支援策についてのご答弁いただいたわけですが、実際のところ、商工会の統計を見ますと、商工会会員の中でもいまだ４割程度が事業再開したと聞いております。これもここ１年ちょっとでほとんど変わらない状況だと聞いております。そういう状況でありますので、中にはもう事業を年齢とか後継者の問題で諦める方は、それはそれでいいのかと思うのですが、ただ、まだ気持ちの中で事業は再開したいけれども、どうやっていいのかわからないという方は結構私の耳にも、いらっしゃるという、そういう方を聞いております。そんな中で、一番手っ取り早くできるのが、例えば富岡町内の自分の事業所、商店等で営業再開するのが一番手っ取り早いと思うのですが、なかなか原子力災害特措法に基づいた中で事業再開を認めているということで、業種に偏りが出ていると。どうしても建設業ですとか、あとはガソリンスタンドですとか、コンビニとか、そういった一部の業種だけしか事業が再開できていないのは町長もご存じかと思います。

そんな中で、法律に基づいてということではあるのですが、やはり対策をいろいろ考えるべきだと私は思っております。その法律の中でも抜け道というのは必ずあると思いますし、もしくはその法律自体を変えていただくというような要望することも可能ではないかと私は思っております。その中で、基本的に除染関係の事業者に対してはある程度認められているわけでございますが、復旧作業とかに関連する事業に関しては町を通して国と協議を進めて許可するというケースもありますし、あと今申し上げた除染事業については町を通さずに、国と例えば民間の事業者がお互いにやりとりをして許可が出るなんていうケースも見受けられるのですが、こういった町を通さなくてもできること自体が私はちょっと納得ができないというか、町民から見てもおかしいと思うのですけれども、その辺は町としてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君）　ただいまご指摘いただいたように、議員がおっしゃるように、事業再開については内閣府方針にのっとりまして、地域の基盤となる雇用の維持、創出に必要な事業、あるいは復旧作業等に付随して必要となる事業、いずれか該当するような事業者が内閣府の協議のもとにこれまで富岡町でも13社が認められているような状況になっています。

一方、議員ご指摘のとおり、除染あるいは公的インフラ復旧に基づいて、原子力災害対策特措法に基づいてですね、原災法の26条第１項第８号というところで、国が直接許可をして、事業者が入ってくるというようなところございました。これらについて、これまでの全協とか委員会の中でもご指摘いただきまして、町のほうでも実際そういうところの流れがわからなかったというような事情もありまして、この点については国と協議の中で、そういう情報についても町のほうに的確に流していただ

戻る

きたいというような形で、現在その協議の場を持つような形で、そういうところの異論のないような形で再開事業を進めていきたいというふうに今考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　３番、早川恒久君。

○３番（早川恒久君）　前向きなご回答ありがとうございます。

　事業再開について、私の考えとして、いろいろなそういう制限があるのはわかるのですが、これが例えば帰町宣言をすれば、全ての業種が自由に事業再開はできると思うのですが、その帰町宣言と、今居住ができない地域ということで、住めない状況にあるわけですが、事業と居住を私は分けるべきではないかと考えております。というのは、事業というのは、富岡町に住まなくても、例えばいわきとか郡山から通うことだってできるわけですよね。広野町でもいいです。ですから、まずは帰還を進めていく上で、もちろん第２次復興計画の策定によって、またいろいろと変わってくるかと思いますけれども、そういったところが産業とか大きなくくりになってくるので、それは置いておきまして、まず中小企業、商店、こちらの救済も含め、町を再生していく上で、今までも富岡町の中小企業は頑張って税金を町に払ってきたわけですよね。そういった事業者をやはりなるべく富岡に来ていただかなければ、町も今後も税収もない、もちろん税収もなければ、もう何も行政サービスもできないわけですよね。そういうことも踏まえた上で、まず事業再開を積極的に町もバックアップしていけば、その後に住民が、これだけインフラが整えば帰りましょうという町民も必ず出てくるのではないかと私は思っているのです。ですから、あくまで帰還することと事業再開をまるっきり分けていただくことは何とかできないか、それ町長何かお考えないでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　今議員ご指摘の件、十分私も理解します。

　ただ、富岡町の商工会に所属していた業者等の商店といわれるところについては、やはり戻る町民、あるいはそれを利用する人がいなければ、なかなか再開しても難しいのだと思いますが、そのほかについても、今議員がご指摘のように、原子力災害対策特別措置法の26条第１項の規定なんていうもので縛りのあるもの、あるいは除染等に携わる人たちであれば、当然いわきからも通ったり、それから郡山から通っても再開しているという人がおりますが、これらについての事業、業種というものがなかなかそこですみ分けになっているのかな、壁にぶつかっているのかなという感じで考えてございます。これらについて町としてできる限りの支援というものを、これ当然町が復興、復旧していくのには必要な、避けて通れない部分でありますから、これについては検討させていただきます。

○議長（塚野芳美君）　産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君）　ただいまの議員のおっしゃるとおり、現在の事業再開については、まだ除染が始まって６カ月しかたっていないということで、やはり最低限の除染がある程度進み、最低限のインフラ復旧ができない限りは、やはり除染とかのキャンプ地み

たいな今状況で、水道も下水道も復旧していないというような中では、さまざまな業種が事業再開するというのはちょっと無理だとは私らも思っております。徐々にそういうものが復旧していく状況の中で、やはり支援策を考えながら事業再開について考えていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君）　３番、早川恒久君。

○３番（早川恒久君）　ありがとうございます。

確かに除染も始まったばかり、あとは上下水道、ライフラインはこれからということで、なかなか水も出なければ事業もできない業種もあるかとは思います。ただ、２年もすればある程度は南側復旧していくわけでありますので、やはり準備段階として、除染が終わったインフラ、ライフラインが終わった、では始めましょうでは、私は遅いと思っています。やはり同時に並行的にそういうことを考えながら事業者を募るとか、例えばあとは商業地は商業地、これも復興計画の中に入ってくるのだと思いますけれども、そういった商業地をここに用意しますので、ここで事業をやりませんかとか、そういった方法を模索しながら並行的に進めることが必要だと私は思いますし、やはり手おくれになると私は考えております。

あと、先ほど町長がおっしゃいました今現時点で商店やってもお客様がいないだろうのようなお話をされましたけれども、今除染関係、あと廃炉従事者、そういう方は行き来しているわけですよね。相当の人数が行き来しているわけです。現に今広野町は営業再開している商店とか、コンビニとか、そういうところはもうすごい勢いで売り上げ伸びている状態であります。これが多分北上していくことは間違いないと思うのですけれども、最終的に富岡あたりが廃炉の一番北側になってくるのではないかと思いますので、そういったことも踏まえた上で、ぜひ飲食業とか、あと宿泊業とか、賃貸業とか、そういったところもやっぱり緩和されれば、作業員に対してもメリットが出てくることもありますよね。というのは、やはり作業員自体もいわきとか遠くから、片道１時間半とかかけて、往復３時間かけて通勤しているわけですよね。そういった方も、例えば富岡に一時的に許可をもらって宿泊できれば、富岡から第一原発なんてもう15分もあれば行くわけですから、その分仕事に集中できるなんていうこともありますので、作業員から見てもメリットがあるのではないかと私は考えているのですけれども、その辺も踏まえた上で、もう一度町長ご答弁いただけないですか。

○議長（塚野芳美君）　その前に、課長のほうありませんか。

産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君）　議員おっしゃるとおり、第一原子力発電所の作業員等に対しては、やはり先ほど申しました26条第１項の規定で、事業再開とは別な形での町内への滞在と認められているところがありますので、その辺はまた別な立場で物をちょっと考えていかないとだめなのかなというふうに私のほうでも考えております。

その中でも、やはり上下水道というのは大事なのかなというふうに考えております。今おっしゃっ

戻る

たように、宿泊等をするためには、やはり仮設の設備では無理かなというふうな形で私のほうでも考えております。この辺は、整備する状況を見ながら、国等とも協議していきたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　先ほども私お話ししましたけれども、この富岡町の復旧、復興にやはり商工会と連携をとるということは非常に大事なことでありますし、ましてや富岡町の復旧、復興のために一社でもそういうふうに事業を再開していただくというのは大変ありがたいことでございます。そういう意味をもちましても、町として協力できるあらゆる方策というものをこれから見定めて検討してまいりたいと思います。特にやはりどうしても今課長が申されたように、インフラのうちの下水道、上水道、これらについての復旧がやはり一日も早く再開しないと難しいのかなとも思っているところでありまして、これらについては先ほど町政報告の中でも述べさせていただきましたけれども、仮設の浄化センターができれば、当然それを利用して、その利用できる状況になったところから上水道も供用を開始していくというふうな考えをしてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　３番、早川恒久君。

○３番（早川恒久君）　ありがとうございます。

やはり上下水道がネックになっているというのは十分承知しておりますので、この辺も計画的に、やはり低線量地から順番に上下水道が復旧できるように今後もご努力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、グループ補助金についてですが、先ほども申し上げた事業再開が出おくれた事業者とグループを、先を探しているような事業者がいらっしゃるということで、富岡の商工会にも３社ほど今そういう事業者がいらっしゃると聞いております。なかなかもうグループを大分組んでおりますので、新たにグループを組むことが非常に今厳しい状況だというのは私も十分理解しております。ただ、最近になって、県のほうでも補助金を申請して、グループを組んで補助をもう既に受けた、そういった既存のグループにまざることも何かできるという話を聞いております。ただ、それもグループの全員の同意がないと、そのグループに入れないということもあるみたいですので、それは商工会もいろいろ頑張ってやっているようなのですが、これを町も一緒に絡んで、一緒にグループに入りたい事業者をどうにかしてグループ補助金を受けられるような、そういうグループに入れるように積極的に商工会と一緒になってやっていただきたいと思うのですけれども、その辺は何か商工会と連携してやられているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君）　ただいまの議員のおっしゃるとおり、グループ補助金に関しては、もともとの既存のグループに追加でグループに入るということも可能なのですけれども、やはりその中で事業計画の認可というところで、その認可をもう一度つくり直さな

戻る

くてはならないというところがハードルとして、なかなか既存のグループが入れたがらないというようなお話も聞いております。この辺の条件の緩和とか、そういうのも今までも要望はしてきたのですけれども、今後ともそういうものを商工会、あるいは県と協議しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君）　３番、早川恒久君。

○３番（早川恒久君）　ありがとうございます。

ぜひ条件を緩和していただけるように、引き続き町としても県、また国に訴え続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、もう一点、このグループ補助金を、今度避難先ではなく、例えば富岡町内で交付を受けられるようにもなってきているのですが、これは先ほどもお話のあったように上下水道の関係ほか、事業のできる、できないというところはあるので、何とも言えないのですけれども、結構例えば浪江町とか、楢葉町とか、あと飯舘村とか、そういうところでグループ補助金を申請して、受けているのですが、富岡だけは町内でのグループを設立して、補助金を受けていない状況であるようです。この辺も今後になるかと思うのですが、積極的にやはり町の中でグループを組んで、積極的に町に入って事業をやってもらえるように進めていくことも必要かと思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君）　おっしゃるとおり、富岡の場合、事業再開のほうのグループ補助金の使用というのは今のところないような形なのですけれども、やはり今のグループ補助金の決定ということではないのでしょうけれども、今までどうしても施設、設備の助成というのが主でありました。仮設施設整備事業とも同じなのですけれども、どうしてもハード事業関係の補助というのが多くなっておりました。今後はやはり再開した後のソフト事業の支援も大切ではないかというふうに我々も考えております。この決定に関しても、グループ補助金の枠の拡大等含めて要望してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　３番、早川恒久君。

○３番（早川恒久君）　ありがとうございます。

どちらにしても、富岡町内の事業者が一社でも多く再開できることが一番でありますので、町としてもぜひバックアップしていただいて、救済していただき、今後もふえることを私も祈っておりますので、ぜひ協力していただきたいと思っております。

以上で私のほうの一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君）　３番、早川恒久君の一般質問を以上で終わります。

戻る

○延会の宣告

○議長（塚野芳美君）　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれにて延会といたします。

明日午前10時より会議を開きます。

延　会　　（午後　２時３７分）

戻る

議　　　　　　　員

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成２６年　　月　　日

議　　　長　　　塚　　　野　　　芳　　　美

議　　　員　　　宇　佐　神　　　幸　　　一

議　　　員　　　渡　　　辺　　　光　　　夫

戻る

第 3 回 定 例 町 議 会

(第　2　号)

戻る

平成２６年第３回富岡町議会定例会

議事日程　第２号

平成２６年６月１８日（水）午前１０時開議

　　　　一般質問
日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　委員会報告
日程第３　議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
　　　　諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
　　　　報告第　１号　平成２５年度富岡町継続費繰越しの報告について
　　　　報告第　２号　平成２５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
　　　　報告第　３号　平成２５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
　　　　議案第３３号　専決処分の報告及びその承認について
　　　　議案第３４号　富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
　　　　議案第３５号　富岡町税条例の一部を改正する条例について
　　　　議案第３６号　富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
　　　　議案第３７号　平成２６年度富岡町一般会計補正予算（第２号）
日程第４　委員会報告

本日の会議に付した事件
　　　　一般質問
日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　委員会報告
日程第３　議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
　　　　諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
　　　　報告第　１号　平成２５年度富岡町継続費繰越しの報告について
　　　　報告第　２号　平成２５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
　　　　報告第　３号　平成２５年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
　　　　議案第３３号　専決処分の報告及びその承認について
　　　　議案第３４号　富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについ

て

議案第３５号　富岡町税条例の一部を改正する条例について

議案第３６号　富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第３７号　平成２６年度富岡町一般会計補正予算（第２号）

追加日程第１　発委第３号　富岡町民全員一律賠償を求める意見書について

日程第４　委員会報告

○出席議員（１３名）

１番	山　本　育　男　君	２番	堀　本　典　明　君
３番	早　川　恒　久　君	４番	遠　藤　一　善　君
５番	安　藤　正　純　君	６番	宇佐神　幸　一　君
７番	渡　辺　光　夫　君	８番	渡　辺　英　博　君
９番	高　野　　　泰　君	１０番	黒　沢　英　男　君
１１番	高　橋　　　実　君	１２番	渡　辺　三　男　君
１４番	塚　野　芳　美　君		

○欠席議員（１名）

１３番　三　瓶　一　郎　君

○説明のため出席した者

町　　　長	宮　本　皓　一　君
副　町　長	齊　藤　紀　明　君
教　育　長	石　井　賢　一　君
会計管理者	遠　藤　博　美　君
参事兼総務課長	滝　沢　一　美　君
参　　　事	緑　川　富　男　君
企画課長	菅　野　利　行　君
参事兼税務課長	斉　藤　真　一　君
健康福祉課長	猪　狩　　　隆　君
参事兼生活環境課長	横須賀　幸　一　君
産業振興課長（併任）農業委員会事務局長	阿久津　守　雄　君

戻る

参事兼 復興推進課長	高野善男	君
参事兼復旧課長	郡山泰明	君
教育総務課長	石井和弘	君
いわき支所長	渡辺弘道	君
生活支援課長	林　志信	君
参事兼 大玉出張所長	三瓶保重	君
住民課長	伏見克彦	君
総務課課長補佐	志賀智秀	君
代表監査委員	坂本和久	君

○事務局職員出席者

事務局長	佐藤臣克
事務局庶務係長	大和田豊一

開　議　　（午前　9時58分）

○開議の宣告

○議長（塚野芳美君）　皆さん、おはようございます。

○一般質問

○議長（塚野芳美君）　昨日に引き続き一般質問を行います。

８番、渡辺英博君の登壇を許します。

８番、渡辺英博君。

〔８番（渡辺英博君）登壇〕

○８番（渡辺英博君）　ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い順次質問させていただきます。

１、フクシマエコテックセンターの活用について。環境省は、10万ベクレル以下の特定廃棄物の最終処分場として計画しておりますが、町としての考えは。

２、賠償について。(１)、財物賠償において、新たに土地、家屋を求めるアクションを起こさない人は、第４次追補の対象とならないが、その対策は。

２、町内一律賠償について、町の考え方は。

以上につきまして質問いたしますので、明快な答弁をお願いします。

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君）　皆さん、おはようございます。８番、渡辺英博議員の一般質問にお答えいたします。

フクシマエコテッククリーンセンターの活用について。環境省は、10万ベクレル以下の特定廃棄物の最終処分場として計画しているが、町としての考えはについてお答えいたします。フクシマエコテッククリーンセンターの活用については、これまで環境省より町執行部及び議会において説明を受けましたが、安全面や管理体制を初めとする課題や懸念等について十分な説明をいただいているとは言えず、私としても引き続きさらなる検討が必要であると考えております。また、行政区長会及び町民の皆様からのご意見も丁寧に把握することも大事であると考えております。さらに、説明会を開催することで活用受け入れを一方的に進められるのではないかあるいはなし崩しに進められてしまうのではないかという強い懸念がありましたので、このことについて町より環境大臣に２つの基本的な考えについて文書による照会をいたしました。１つ目は、住民説明会の開催と活用の受け入れは全く別のものであるということです。２つ目は、今後とも町及び議会の意見を丁寧に確認し、国が一方的に進めることはしないことであります。この照会に対し、町の考えのとおりと考えている旨の回答を環境

大臣名でいただきました。これを受けて環境省より行政区長会には６月３日に郡山市で、町民説明会は６月８日、15日に郡山市、いわき市で、14日に東京都及び埼玉県で開催し、区長及び町民の皆様のお考えやご意見をいただきました。現在意見の集約を行っているところですが、主な意見は低線量地域の施設活用の必要性、国有化の明確化、風評被害について、安全管理について、施設の管理について等でありました。今後議員の皆様からいただいているご意見、ご懸案事項等、行政区長会や町民説明会でいただいたご意見を集約し、国の考え方を再度町執行部及び議会に説明をいただき、その内容について議員の皆様とご相談しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、２、賠償について。（１）、財物賠償において、新たな土地、家屋を求めるアクションを起こさない人は、第４次追補の対象とならないが、その対策はについてお答えいたします。議員ご承知のとおり、第２次追補に基づく住宅の賠償金額は定額となり、避難先等で新たな住宅の取得ができないという問題が生じていることから、中間指針４次追補では住居確保損害として賠償されることが示されています。住居確保損害は、町内に持ち家を所有している方には想定新築価格に対して物価賠償と合わせ８割程度の賠償額となることや町内で借家にお住まいだった方が避難先で借家を借りた場合に対しても家賃差額の８年分を一括で賠償するとしております。議員ご質問のアクションを起こさない方を住宅の建築や購入をしない方としますと、居住確保損害によって積算した賠償上限額をもって復興公営住宅の家賃や老人ホームの入居費用に充てたり、帰還の場合の住宅修繕費用に充てることも可能とすることなど、ある程度の幅を持った対応がされると考えております。今後の請求開始に向け、町民の皆様からのご質問も含め、東京電力に対してはさまざまなケースにもしっかりと対応するよう確認や改善を求めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、（２）、町内一律賠償についての町の考えはについてお答えいたします。町内一律賠償に関しましては、区域見直しを決定する際、国が除染作業とインフラ復旧の見直しを検討し、避難指示解除見込み時期については帰還困難区域は事故発災日より６年、その他の２区域は５年となりました。賠償においては、当初一括で支払われる額に１年分の差が生じるものの、６年目も帰還できないと判断した場合は、その時点で１年分を追加で支払うことにより、町内一律賠償と同じ扱いになるとしました。議員ご承知のとおり除染やインフラ整備も前進させるとともに、生活再建を実現させるために区域見直しが必要不可欠と判断し、受け入れた経緯がございます。ところが、昨年の12月に原子力損害賠償紛争審査会が中間指針第４次追補において、精神的損害の一括賠償が帰還困難区域に限定することにより、町民間に不公平感や分断を生じさせていることは残念なことと考えております。このことについては４月の東京電力數土会長への要望のほか、今月初めに大島自民党復興加速化本部長の町内視察の際に避難区域の見直しにより、道路一本隔てて大きな賠償格差が生じ、町民の分断につながっていることなどを伝え、政権与党として政府への提言に盛り込むなど、より柔軟な対応を行うよう強く要望したところであります。今後も賠償の格差が少しでも改善されるよう交渉し、要望してまいり

ますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　再質問に入ります。

８番、渡辺英博君。

○８番（渡辺英博君）　それでは、通告に従って再質問をさせていただきます。

まず、１番、フクシマエコテッククリーンセンターの活用に対して質問をいたします。環境省による住民説明会、都合３回ほど、現在においては終了しております。また、全協においても説明会、これ話し合いではなくて、一方的なお願いとか説明でありますが、２回ほどやっております。その中で意見はある程度集約されたのかなと私は感じております。処分場につきましては、その必要性はこれは全員が認めるところであります。また、緊急性でございますが、こういった処分場は除染して集約して、それでこういった施設が必要だということは事故発生当時からわかっていたわけですが、残念ながら環境省の不作為行為によりまして、緊急に必要な事態になったと。経緯はともかく、緊急性ということも十分理解しております。ですが、処分場の安全性あるいは立地場所、これにつきましてはいろいろ議論のあるところだと思いますが、まず安全性について質問いたします。最初の二、三点は、技術的なことあるいは単なる確認でございますので、担当課長の答弁で結構です。

まず、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉の５県は、躯体が鉄筋コンクリートで非常に堅牢な構造物となっております。本県において環境省の説明では、防水シートを敷いて、その中で埋め立てていくよということになっておりますが、この辺これで十分安全性が保たれるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君）　お答えいたします。

安全性については、まだ検証中でございます。ただ、他県につきましては10万ベクレル以上の処分ということも踏まえて構造物というところでございますので、本県についてはこれからまだまだ検証されていないと思ってございますので、その辺については今後の課題と思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君。

○８番（渡辺英博君）　答弁は理解いたしました。あと、理論上は10万ベクレルまで入るわけでございますが、10万ベクレル以上の指定廃棄物の混入のおそれはあるのかないのか、またどのように担保されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君）　10万ベクレル以下の搬入というところだと思いますが、そこについては現在ストックされているところでの線量計測といいますか、それから搬入時の計測ということをきちっとするということで現在は答えをいただいていますが、それについてもまだまだ町としては検証しなければいけないところがあると思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

戻る

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君。

○８番（渡辺英博君）　これも答弁の趣旨はわかりました。それで、例えば指定廃棄物の中で９万5,000ベクレルと、あと10万5,000ベクレルと、安全性にはどのような差があるのか。例えば10万ベクレルの線を少しでも下回った場合は、急激にガンマ線の透過力が落ちるとか何か根拠がありましたら教えてください。答えられなければ別にそれで結構です。

○議長（塚野芳美君）　生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君）　お答えいたします。

それについては、私もそこまではまだ勉強していませんし、国の説明も今求めているところでございます。ただ、どこかで線を引くというところで、国としては10万ベクレルというところで一線を引いたというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君。

○８番（渡辺英博君）　ただいま３点ほど課長のほうから答弁いただきましたが、役人としては適切な答弁であったのではないかと私は考えております。そこで、例えば基準とか規則とかというものは世の中にいっぱいありますよね。例えば皆さんの身近なところでは交通ルールです。ですが、基準とか規則というものは非常に残念ながら決めただけでは、必ず必要でありますが、あくまで必要条件であって、決めただけでは実効性がないわけです。だから、例えば交通ルールに関しましては警察機構とかそういうものがあって、初めて実効性があると、こういったことで30万ぐらいの人間が飯食っているわけです。ですから、例えばフレキシブルコンテナですか、その中に故意か過失かは別にいたしまして、その中に10万ベクレル以上の物質が入っていたと、結果的に入ってしまったといった場合、これ検証のすべはないですね。また、その可能性は故意、過失は別にして十分あると思います。その点が１点と。あと、10万ベクレルは基準でございますが、理論的には10万ベクレルまでもちろん入るわけでございますが、10万ベクレル近傍の物質に放射性物質の危険性の違いがあるかといったら、これ線引いた人でもわからないですよ。私もわかりません。恐らく同じ程度危険ではないかと推測されます。この２点を踏まえまして、これからは行政のトップである町長に対する質問ですが、やはり今の２点を十分に踏まえまして、仮に最終処分場をもし、受け入れない場合は問題ないですが、受け入れる場合は、他の５県と同じように鉄筋コンクリートであるいは雨水、地下水から遮断いたしまして、あるいは国の管理下において、こういった施設をつくる必要があるのではないかと私は思いますけれども、町長の所見をお願いします。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　議員ご指摘の件ですが、今まで国の説明は議員も十分ご承知おきかと思います。議会の全員協議会も３回ほど、それから今回の町民説明会も先ほど議員は３回とおっしゃられましたけれども、６回都合やっております。その中でもそういう意見は多々出ておりますから、10万ベクレル以上のものが混入するというような状況というものは、私もあり得るのではないかなというふ

戻る

うな懸念はしてございます。ただ、今まで地元、富岡町の南地区にある焼却炉などですと、それをきちっと分別をした形で今フレキシブルコンテナに入れて仮々置きをしているわけです。そういう意味では、きちっとした管理というものがある程度広域圏、そういう等々の焼却施設などで行われているものについては、これを当然受け入れるときにもそれを測定するという話ですので、疑ったら切りがないものでございますが、私も先ほど申しましたけれども、懸念としては持ってございます。

○議長（塚野芳美君）　町長、もう一点。

○町長（宮本皓一君）　10万ベクレル以上のものと以下のものとの違いというものは、私にもはっきりわかりません。実際に10万ベクレルというものがマイクロシーベルトにあらわすとどの程度になるのかというのも、なかなか算定の仕方そのものでこれだけになりますよという人と、いや、そこまでは達しませんよという人がありますから、その辺についても議員も承知だと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔「答弁漏れあるな」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　構造に関して、町長。

○町長（宮本皓一君）　答弁漏れ。構造物について、これらについても当然そういう頑強なものであれば確かにいいわけですが、今環境省から説明を受けている段階では、富岡層という堅固な泥岩層にあるので、大丈夫だという説明をされていますけれども、私としても本来であればそういう形が必要だと思います。ただ、緊急性を要するので、ある施設を使わせてくださいという話ですから、これらについてこのまま評価していいものかどうか、これらについても皆様と一緒に協議をしていきたいというふうに思っています。

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君。

○８番（渡辺英博君）　混入の危険性があるということは、町長もここにおる議員も認識が一致しております。あと、セシウムの半減期、137ですか、30年です、長期間にわたって半減期があるわけでございますが、そういったものを含めて、もし最終処分場として受け入れる場合は、受け入れない場合は全然問題ないですが、受け入れる場合は堅牢なものをつくる必要があると、この辺も認識、一致したわけであります。ただ、緊急性でございますが、あくまで最終処分場といたしましては今まで言いましたようにしっかりしたもの、他の５県と同じものを３年でも５年でもしっかり地質調査も含めてやって候補地を選定して、それでつくっていただくと。ただ、緊急性に関しましては、例えば仮置き場ですと、緊急性の対応といいますか、この件につきましても今からいろいろ議会も開けばいろんな議論がありますけれども、その辺は緊急性対応ということは双葉郡全体あるいは本町のこと、県内全体のことも含めましていろいろ議論するようになると思いますが、その辺は含みといいますか、のり代といいますか、今後の議論に委ねる可能性は十分あると思いますが、まず２つを分離して考えるお考えはあるのかどうか、町長の所見をお願いします。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　国が緊急性というものを申し上げているわけで、町がそれを緊急性があるからということでお話ししているわけではありませんので、議員も全員協議会で十分これらについてはお話を聞いていると思います。私も同じ立場で聞いているわけですから、それ以上私が個別にそれより踏み入ったことを聞いているということでありませんので、その辺は議員もご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君。

○８番（渡辺英博君）　ただいま緊急性ということを町が認めたとかちょっと意見の食い違いがあったようでございますが、例えば私が言っておるのは富岡町に緊急につくる必要があるよとか、そういったことではございません。ただ、富岡町で除染を今一生懸命進めております。よその町村にも除染後の物質とかそういうものが滞っております。そういったものを焼却して圧縮して、その灰の処分場といいますか、仮置き場にしろ、最終処分場にしろ、そういったものがなければ作業は進まないよと、そういった意味で私は緊急性ということを言いましたけれども、このことが解決しなければなかなか町の復興、除染等についても支障を来すのかなと私は思っていますけれども、その辺答弁お願いします。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　緊急性というのはそういう意味では、私はないというわけではないのでしょうけれども、既存の施設を使って早くそれを処分を手がけたいというのが国の考えだと思います。議員もご承知のように当然富岡町の低線量地区にある施設ですから、これらについては今までの説明会あるいは議員の皆様の全員協議会等でもいろいろと富岡町の入り口に何でそれが必要なのだというような話をされていますよね。それは、減容化をして廃棄物そのものの入れるものは新しくつくろうが、今既存のものを使おうが、入れるものは同じだと思うのです。そういう意味では緊急性というよりは、時間をかけないでそこを利用できればありがたいという国の考えを今までも説明を受けていますから、私はそのような考えでいますけれども、議員と考え方そのものは変わっていないと思いますので、その辺をご理解ください。

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君。

○８番（渡辺英博君）　そもそもエコテックというものは、産業廃棄物ということで県の許可もいただいているわけですが、放射性物質を処分するよということは当時そのような法律はありませんでしたので、想定されていないわけなのです。これは、被災者の立場から見れば、ここ３年何カ月の間のどさくさに紛れてそういったものを利用できるような規則、10万ベクレル以下はそこに処分できますよと。ですから、政府といたしましては既存のものを利用できるのであれば手っ取り早く、早く安く済みますし、最終処分場としてフクシマエコテックはどうですか、ご理解くださいよというような説明を一生懸命やっているわけなのです。ところが、今現在において環境省の考えもこれ最終処分場としての活用ということを議会においてもいろいろお話ししていますので、同意するかしないかはまた

別問題です。ですから、その中で私は例えば議論の中で同意しなければ、こういった議論は何もする必要ないし、安全で万々歳でありますが、仮に最終処分場をつくるような状態になった場合は、よその５県と同じようなしっかりしたものをつくる必要があるのではないかと。それで、あくまでこれは可能性でありますが、エコテックの利用は最終処分場は今言ったようにこれも論外ですよと。仮置き場としては、これは議会の中でいろいろ論議されてだめだとなるかもしれないし、やむを得ないからとなるかもしれないし、その結論は私はここで聞きませんし、わかりませんけれども、あくまで仮置き場と最終処分場は分離してお考えになったらいかがですかということですけれども、町長の答弁をお願いします。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　私どもが考えているというのは、指定廃棄物でも一般廃棄物でも廃棄物の処分場とは最終処分だと思います。これ中間とか仮置き処分場なんていうのは聞いたことありませんから、その辺はそういうことだと思うのですが。町として新たに処分場を環境省がつくるというのであれば、当然これについてはコンクリートばりの立派なものをつくっていただきたいというふうに思っています。

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君。

○８番（渡辺英博君）　一部かみ合いましたけれども、ちょっとかみ合わない部分がありますけれども。１つは、あくまでとにかく最終処分場だよということでございますが、環境省の説明は今までそうなのです。住民説明会にしても何にしても、こういったことで安全なのですよと、最終処分場で何とかフクシマエコテックを利用させてくださいよと、それでこういった面で安全ですよと。私が言いましたのは最終処分場としていくのであれば、きちっと今町長が言いましたように躯体が鉄骨のしっかりしたものをつくっていただくと。ただ、ここで政府と町とかいろいろお話し合いでこれからのことだと思いますが、イエスにしてもノーの場合は全然議論の必要はありませんが、もしイエスのような場合は最終処分場ではなくて、エコテックはあくまで仮置き場として論議する可能性もあるのではないかということを私申し上げているわけです。その辺ちょっともう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　私は、処分場の指定廃棄物であっても一般廃棄物であっても処分場というのは最終処分のことだと思うということを、これそういうふうに位置づけられているというふうに考えています。ただ、富岡町にあるエコテッククリーンセンターを最終処分ということでなくて、中間処分をするような施設で利用してはいかがかという話なのかなと思うのですが、まだまだ富岡町のエコテッククリーンセンターをそのまま受け入れるということを私一言も言っていませんし、これから皆さんと一緒にこれは協議していくのだということを言っているわけですから、今回の区長会、そして町民説明会、これらで出た意見というものを集約し、そしてこれを今町の担当課はもちろんなのですが、検討をすべく検討会を立ち上げてその中で練り、そしてそれをもう一度国にボールとして私のほ

うから投げます。投げたものに対して国がどのような答えを出してくるかはわかりませんけれども、それについて皆さんと一緒に協議をして最終的な考えを示すということですので、ここで執行部がもう決まっているのですよという話でないので、その辺をご理解ください。

○議長（塚野芳美君）　8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君）　町長の話とは全然食い違っていますが。私質問の中で、あたかも仮置き場としてエコテックを利用してはいかがですかとか認めたらどうですかということは一言も言っていません。これは、はっきり言っておきます。言っていません。ただ、議論の中で例えばもろもろ議会に諮ったり、住民の意見はここで聞きましたので、論議の中で仮置き場であれば受け入れる、受け入れないはその議論の結果でございますが、議論の検討の可能性というか、含みはあるのではないかと。それで、最終処分については何度も言うのですけれども、そういったものできちっとしたものを、もし受け入れる場合です、全然これはもう当町ではだめですよということであれば、そんな心配は何も必要ありませんので、問題ないと思います。私は、あくまで受け入れたらどうですかとか、そういったことは言っておりませんので、それも踏まえてもう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君）　いや、ちょっと8番さん、お待ちください。受け入れる、受け入れないということを聞いているのか、それから仮置き場としての話をしているのか、どちらか、一問一答ですから、1つの論点を1点に絞ってもう一度質問してください。

○8番（渡辺英博君）　1つは、受け入れる、受け入れないの話はしておりません。これは、今から今後議会も含めていろいろ議論していくわけでございますので。これは断っておきます。ただし、受け入れる、受け入れないというのは、これ二者選択でどっちかに結論が出るわけでございますので。もし受け入れる方向に結論が出た場合は、こういった今まで言ったような考えでやったらどうですかとか、そういった意味で申し上げているわけです。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　議員の考えもっともだと思いますし、私も特別議員と意見が沿っていないとは考えておりません。そういう意味では、今後皆さんとこれを富岡町の復旧、復興には本当に重要な問題ですから、これについて町がそのような考えとかというのではなくて、皆さんと一緒に考えていきますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君）　それでは、時間も追っていますので、次に場所の問題です。今の対象となっているエコテックの場所でございますが、例えば例にとってちょっと申しわけないのですが、放射性物質が全くない家庭ごみにおいても、できるならばごみ収集車に早く持っていってほしいと。それで、行政でそういうことができなくなって、自分の家庭でみんな処分してくださいよといった状態においては、生ごみはコンポストなりあるいは紙は今簡単に焼却できませんけれども、焼却するなり、敷地の片隅でやるわけです。ですから、エコテックのところは非常に富岡町にとっては一番線量の低い復

戻る

興の玄関口でございますので、復興に大変差しさわりがあるのではないかと私は考えております。それで、さっきの質問と関連しますけれども、もし受け入れない場合はもう全然議論の必要はありませんが、そういったものが別な方向に進んだ場合は、非常に残念ながら富岡町は帰還困難区域というものがございますので、そちらのほうを考えたらどうでしょうかということですが、町長の所見をお願いします。

○議長（塚野芳美君）　ちょっとお待ちください。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君）　行政区長会、それから住民説明会でもその意見が多くございました。それについては、今後皆さんと意見を集約しながら町でも考え、それから議員の皆さんとも検討するということでずっと言ってきておりますので、そこは今までどおりの回答になると思いますが、これから検討するということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君。

○８番（渡辺英博君）　時間もかなり過ぎましたので、２番、賠償についての質問に入らせていただきます。この件につきましては、きのう質問いたしました安藤議員と大分かぶっているところもございます。しかしながら、切り口といいますか、視点が若干違いますので、結論は一緒ですが、質問させていただきます。まず、アクションを起こさない人、あと町内一律賠償、これ700万円も含めてですが、関連性があるので、一括で質問させていただきます。皆さんご存じのように第４次追補、２次から４次追補になったわけですが、この中でいろんな土地を取得した場合とか残存価値20から80まで上がったよとか、いろんなプラスの面があります。しかしながら、例えば富岡で土地と家屋を持っておって、それで築年数も面積も全然違うのですが、例えば80％まで上がったことによって、次の取り分というか、賠償の持ち分が1,000万円あったよといった場合、例えばあの人はとにかくよその地区、郡山なりいわきなりで土地を新築いたしました。ある人は、幸いにして富岡に家屋がちょっと修理すれば戻れる状態でありましたので、300万円ほど修理費かかりましたけれども、無事住めるようになりましたので、富岡に戻ったよと。例えば２つの例です。そうすると、持ち分もともと1,000万円の取り分があったのに、片方は修理費引いて700万円の賠償と。片方は賠償額にちょっとプラスアルファの、要するに建物を建てれば満額取り分もらえるわけです。これは、極端な例を言いますけれども、もちろん250平米に限りいろいろ方程式ございますが、最大限950万円ですか、土地の取得等そういった行動をとった人はもらえるわけです。これは、格差が生じるわけです。そもそも賠償というのは、富岡町に所有した土地、家財あるいは精神的損害に対して支払われるべきものであって、その人が新しく土地を求めようが求めまいが、または帰ろうが、またはそのお金を老後のためにしっかりと持って老人ホームに入ろうが、どんな行動をとろうと平等であるべきなのです。この辺の違いというか、現実的にそごが生じておりますので、どういうお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君）　財物賠償に関しては、やはり議員ご指摘のとおりさまざまな格差はあるというふうに私も考えております。ただ、今回の４次追補の中では、やはり２次追補の解釈というか、中で、あくまでも減価償却の中での賠償というところが多くて、非常に低い賠償の金額になるところが多いというところの補完という形で４次追補が出たというふうに私のほうでは考えております。ですから、底上げしたという考えでおります。非常に今までも財物に関しては不十分なのかなというふうに私も考えております。ただ、その中で移住という言葉が出てきたり、どうしても戻れない人がいるでしょうというところで、そういうところの補填という考えで住居確保損害とかというところが出てきていますけれども、その中で購入した人だけというところも議員おっしゃったとおりあるのですけれども、その点は今後国のほうにも訴えていきたいと、今もそういう話はしております。ただ、現時点では議員おっしゃるとおり行動を起こさないというか、買わない人に対しては賠償にならないという部分もあります。その点は土地だけなのかなというふうに考えておるのですけれども、家屋のほうに対しては戻ったときの、おっしゃるとおり修理費とかそのほかのものでも加算されていきますので、その辺はいろいろなパターンがあると思いますけれども、いろんなパターンについて国、東電のほうとも交渉し続けてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。ご理解お願いします。

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君。

○８番（渡辺英博君）　この件につきましては、もちろん格差がないことが望ましいのでありますが、そもそもの原因は第２次から第４次追補に行ったときにかさ上げということで、例えばこういった場合はこのような助成がありますよと、また別な場合はこうですよと、そういった仕組みで、例えば木の枝を接ぎ木するようにいろんなところに広げていったわけなのです、結果的にはかさ上げになっていますが。ですから、どうしても網にひっかからない人もやっぱり出てくるわけなのです。一番の基本は、例えば賠償の基本です、土地、家屋、営業損害、そして精神的損害、それをしっかりと追補の基準にかかわらず底上げすると。そうすれば現実的には100世帯の人は100世帯の行動様式がありますので、どの人にも恩恵がこうむるわけなのです。一番基本は、そういうことなのです。例えば買い取りと賠償とは基本的に違う部分がございますが、常磐高速道につきましてはこれは買い取りでございますが、田んぼの場合650万円以上です、１反歩。それで、家屋の場合、再取得価格、新しくつくる場合幾らかかるか。２つ例を挙げましたけれども、全然算定方式が違うわけなのです。そして、その賠償を受けた後にあとは自由、自分の家庭内の相談で自由に行動してちょうだいよということです。十分な賠償を受ければ、おのおのが自由に選択できるわけなのです。それで、賠償との違いは何かということでございますが、例えば政府の言い分ですと残存価値、富岡に残した土地とか除染が終われば値段が上がるのではないかということでございますが、基本的には高速道路並みの、一戸建てといかなくても、それにできるだけ近く値段を上げて、それで残存価値についてはちゃんと精査して引けばいいのです、居住制限とか準備区域は。困難区域は、これ戻れませんので、引く必要ございません

が。残存価値といいますが、人口が例えば富岡町民2,400ですと６分の１になれば、需要と供給でいけば６分の１になるわけです。それで、ただ人口だけで６分の１ではなくて、１Ｆの廃炉も済んでいませんので、そういったものの危険性もありまして、医療施設とかいろんなインフラも社会資本もあるいは雇用もできるにしても前とは全然違った状況になると思いますので、非常に価値は下がると思うのです、単純に人口割比で。ですが、その分を引けばいいのです。ですから、１つは第４次指針にかかわらず、生活の再建、どんな行動をしようが、十分に対応できるように今言った基礎的な条件を引き上げるように隣接町村なりあるいは県等がいろんなありますけれども、そういったものとタイアップしてやる覚悟といいますか、あるのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（塚野芳美君）　産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君）　議員ご指摘のとおりまだまだ賠償に関しては不十分だというふうに私のほうでも認識しております。この点については、現在も12プラス１の担当者の会議の中で賠償関係の議論をしているわけなのですけれども、今後とも活動を続けていきたいと、その中でかち取っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君。

○８番（渡辺英博君）　残り時間もあと７分でございますので。あと最後に、ただいま課長の答弁ございましたけれども、最終的に12プラスワンも含めて要望活動なりなんなりいろいろタイアップしていく。例えば700万円の件も不公平感もありますけれども、基礎的要件が十分に上がれば、そういう格差というものは少なくなるのではないかと私考えております。例えば精神的損害にしても浪江町で15万円の、これＡＤＲですが、その辺動きがあると思いますけれども。とにかく12プラスワンでも何でも結構ですので、いろいろタイアップして、それで基礎的要件の引き上げに一生懸命汗流す覚悟があるのかどうか、その辺町長に最後にお伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　私としても今の賠償そのもの、これらについては町民間の分断の引き金になっているものがたくさんあります。これらについて先ほど冒頭の答弁で述べましたけれども、700万円等の格差であっても私も国に機会を得るごとに要望、要求をしているわけですが、今後ともこれらについては町としてとにかく格差を少しでも是正できるような形あるいは賠償というものの底上げをできるような形で要望、要求をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君。

○８番（渡辺英博君）　いや、もう本当に最後でございますが、ただいま町長の決意を聞きました。町民は、一日も早く結果を出るのを首長くして待っておりますので、全力でひとつ12プラスワンも含めて連携をとったりいろんな方策をとりながら、町長が行動を起こして一日でも少しでも結果が出るようにお願いしたいと思います。その辺再度決意というか、最後に。では、町長です。

○議長（塚野芳美君）　町長は、今述べたでしょう、考えは。再度ですか。

○８番（渡辺英博君）　再度。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　今先ほど述べたとおりでございまして、これについては議員の皆様にもいいお知恵があったら町のほうに提言をしていただきたいというふうにも思いますし、私もその機会を捉えながら要望、要求をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君。

○８番（渡辺英博君）　ただいましっかりと決意を聞きましたので、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君）　８番、渡辺英博君の一般質問を以上で終わります。

11時５分まで休議いたします。

休　議　　（午前１０時５６分）

再　開　　（午前１１時０４分）

○議長（塚野芳美君）　再開いたします。

続いて、10番、黒沢英男君の登壇を許します。

10番、黒沢英男君。

〔10番（黒沢英男君）登壇〕

○10番（黒沢英男君）　ただいま議長から発言の許可がありましたので、２点ほど質問させていただきますが、５番、８番議員と重複しておりますが、順次質問をさせていただきます。

１、特定廃棄物埋め立て最終処分する計画案について。（１）、町内の管理型処分場、フクシマエコテッククリーンセンターを活用し、10万ベクレルキログラム以下の特定廃棄物埋め立て最終処分する環境省の計画案は、風評被害や安全性を懸念する声が町民から聞こえるが、町はどのように考えているのか伺いたい。

（２）、６月３日の町役場郡山事務所で町主催の町内27行政区から区長らが出席して開かれた会合で、環境省からの特定廃棄物の処分計画案に対し、各区長からどのような意見が出されたか伺いたい。

（３）、環境省が特定廃棄物最終処分する計画案を県内外で計６回町民対象の説明会を開かれる予定と聞いているが、この時点はまだ予定だった。６月８日に開かれるいわき市スパリゾートハワイアンズ、郡山市ビッグパレットふくしまでの住民説明会で住民からどのような意見が出されたのか伺いたいと。もう既に15日で計６回の説明会が終了しておりますが、その辺も多少踏まえて答弁願いたいと思います。

２、富岡町民全員一律賠償実現に向けた活動と浪江町の賠償上乗せＡＤＲ申し立てについて。（１）、平成25年12月26日、原子力損害賠償紛争審査会から示された中間指針第４次追補及びその後の東京電

戻る

力株式会社の賠償手続においては、帰還困難区域のみ700万円が支払われるなど、区域によって著しく不平等な賠償手続が行われ、住民間に大きな不満と分裂が生じているため、住民が主体となって富岡町民一律賠償を求める署名活動を行っている現状を見て町長の所見を伺いたい。

（２）、東京電力福島第一原発事故を受け、浪江町民約１万5,500人が精神的損害賠償などで申し立てた裁判外紛争解決手続、ＡＤＲで一律５万円の増額の和解案が原子力損害賠償センターから提示されたが、富岡町は今後の対応をどのように考えているのか伺いたい。

大きく分けて２点をお伺いいたします。

○議長（塚野芳美君）　10番、黒沢英男君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君）　10番、黒沢英男議員の質問にお答えいたします。

１、特定廃棄物埋め立て最終処分する計画案について。（１）、町内の管理型処分場、フクシマエコテッククリーンセンターを活用し、10万ベクレル以下の特定廃棄物埋め立て最終処分する環境省の計画案は、風評被害や安全性を懸念する声が町民から聞こえるが、町はどのように考えているかにお答えいたします。このことにつきましては、８番、渡辺議員にお答えしたとおり、行政区長会及び町民説明会でのご意見を踏まえ、議員の皆様としっかりと相談しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、（２）、６月３日の町役場郡山事務所で町主催の町内27行政区から区長らが出席して開かれた会合で、環境省からの特定廃棄物の処分計画案に対し、各行政区長からどのような意見が出されたのか伺いたい、（３）、環境省が特定廃棄物最終処分する計画案を県内外で計６回町民対象の住民説明会を開かれる予定と聞いているが、６月８日に開かれるいわき市スパリゾートハワイアンズ、郡山市ビッグパレットふくしまで住民説明会で住民からどのような意見が出されたのか伺いたいにつきましては、内容が重複するものが多いため、あわせてお答えさせていただきます。行政区長会及び町民説明会での意見は、議員の皆様からいただいている意見やご懸念等、おおむね同じような意見であります。その主なものといたしましては、低線量地域の施設活用の必要性、国有化の明確化、風評被害について、安全管理について、施設の管理についてなどであり、また入り口が楢葉町となることから楢葉町に対しての説明会開催の状況でありました。今後ご意見につきましては集約し、再度国の考え方を説明いただき、議員の皆様とご相談しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、富岡町民全員一律賠償実現に向けた活動と浪江町の賠償上乗せＡＤＲ申し立てについて。（１）、平成25年12月26日、原子力損害賠償紛争審査会から示された中間指針第４次追補及びその後の東京電力株式会社の賠償手続においては、帰還困難区域住民のみ700万円が支払われるなど、区域によって著しく不平等な賠償手続が行われ、住民間に大きな不満と分裂が生じているため、住民が主

体となって富岡町民一律賠償を求める署名活動を行っている現状を見て町長の所見を伺いたいについてお答えいたします。原子力損害賠償紛争審査会が中間指針第４次追補で示した帰還困難区域の置かれている背景によって精神的賠償を一括でもって賠償する考えは理解されるものですが、当町の区域見直しの実情を考えますと、８番、渡辺議員の答弁の中でも申し上げましたとおり、自民党復興加速化本部長の視察でも現場を見ていただき、富岡町の賠償格差問題を認識していただいたと思っております。今回の署名活動につきましては、多くの町民の意思のあらわれであることを重く受けとめ、引き続き賠償格差の是正について国、東京電力に求めてまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、２、東京電力福島第一原発事故を受け、浪江町民約１万5,500人が精神的損害賠償などで申し立てた裁判外紛争解決手続、ＡＤＲで一律５万円増額の和解案が原子力損害賠償紛争解決センターから提示されたが、富岡町は今後の対応をどのように考えているかについてお答えをいたします。この質問につきましては、５番、安藤議員の答弁の際にお答えしたとおり、多くの被害者に共通する損害でありますので、賠償が平等に受けられるよう指針見直しと早期支払いを国や東京電力に対し求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　再質問に入ります。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君）　ただいま町長から特定廃棄物埋め立て最終処分の計画案について、（１）については先ほど８番議員に説明のとおりということで全くそのとおりで、やはり安全性とかいろんな問題が次の２番、３番の区長会から、それから住民説明会においても非常に意見、課題が多かったのではないかと思われます。この……

○議長（塚野芳美君）　10番さん、済みませんけれども、もうちょっとマイクに近づけるか声を大きくするか、なかなか聞こえにくいので、お願いします。

○10番（黒沢英男君）　ちょっと風邪ぎみで声が出ないので、甚だ申しわけございません。

○議長（塚野芳美君）　では、マイク引き寄せてください。

○10番（黒沢英男君）　はい、大変失礼しました。

住民説明会で２番、３番同じような質問ですので、一番多い意見、課題、例えばそれを１番、２番、３番に列記すると、どの課題が一番多かったのか、その辺課長に伺いたいと思いますが。

○議長（塚野芳美君）　生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君）　お答えいたします。

町長の答弁にもありましたように、まず大方が低線量地域での施設活用の必要性ということで、町の玄関口でもあり、なぜエコテックでやるのかというのがたしか一番多かったと思います。それから、国有化の明確化ということで、国の直轄事業でなぜやらないのかという意見もございました。それから、風評被害というところで農産物をつくっても売れないのではないかとか、それから安全管理とい

戻る

うことで、安心、安全なら県内のどこでもつくれるのではないかと、処分場がつくれるのではないかという意見もございました。それから、施設の管理についてということで、周辺も含めたモニタリングの実施、それから監視については住民参加をすべきではないかというような意見でございました。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君）　10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君）　ありがとうございます。

やはり一番多かったというのは私も予想していたのですが、町の玄関口になぜ、家庭の家でいえば玄関に例えば生活ごみを置いておく人は誰もいないですよね。これは、当然だと思うのです。やはりその辺のイメージダウンが帰還を妨げるとかいろんな問題に発展してくるのかなというふうに私は感じております。これは、当然この施設そのものが出発点はやはり、フクシマエコテックの出発点というのは産業廃棄物処理場であったのです。今よりは緩やかな規制というか、それほどこだわらなかったと言えばそれまでですが、当時も相当議会とやはり住民でもめたと思うのです。なお、現在恐らく町にも太田行政区、上郡行政区から反対要望が出ていると思いますが、その辺を踏まえると町長どのように、両行政区から出されている要望に対して受け入れ拒否の要望書です、これに関してどのように考えるのか、お伺いします。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　この件につきましては先ほど８番議員にお話ししましたけれども、まだまだ受け入れるということを町が決めたわけでもありませんし、そして地元からこういう施設を指定廃棄物のために使っていただくことは好まないというようなことで要望が出ておりますから、これらも重く受けとめていかなければならないというふうに考えております。そういう意味では先ほども申しましたが、今後議員の皆様とこの問題というのは富岡町にとって将来を考えていく上で一番大切な問題だというふうに考えておりますので、議員のご協力も得ながら考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君）　10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君）　大変力強い言葉をいただきありがとうございます。

この問題は、非常に複雑な問題も絡んでおります。例えば福島県以外の各県における取り組み、富岡町は特定廃棄物処分場ですが、他県において５県、宮城、茨城、千葉等５県において、この取り組みを環境省は進めているわけですよね。指定廃棄物の処分については、放射性物質汚染対処法において当該指定廃棄物が保管されている都道府県内において行うことが明記されています。国は、既存のできる限り処理施設の活用を行うとともに、指定廃棄物の逼迫している都道府県において新たに処分場を設置することとしているが、富岡町以外の県内、県外、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の処分場で既存の処理施設を計画活用される処分場はあるのかないかということを前にも私質問した、環境省との会合で質問した経緯があると思うのですが、課長、わかりましたらこの辺、私は先般

の環境省の説明では他県ではないという回答のような気がしましたが、わかる範囲で説明願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君）　お答えいたします。

私の聞いている範囲でも新たにつくるというような形で聞いてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君）　10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君）　例えば指定廃棄物と特定廃棄物の違いというのは、そんなに変わらないのですよね。特定廃棄物は、警戒区域内の廃棄物を処理するということで、指定廃棄物は8,000ベクレルから１万ベクレルを超える指定廃棄物も処分するので、他県の指定廃棄物処分では自然災害のリスクを減らすために二重のコンクリート構造で放射線を遮断すると。管理点検を設ける何重もの対策を講じ、雨水や地下水などが処分施設内に浸入することを防いでいると。これらの対策によって放射性物質が外に漏れることを防止していると。さらに、長期間にわたって国が維持管理、点検することで周辺の方に健康の影響が生じないようにすると、環境省の処分施設の安全性について他県ではこの説明しているが、富岡町ではフクシマエコテッククリーンセンター、管理型処分場を活用して、放射性物質に汚染された廃棄物を最終処分するという矛盾した説明をしているのです。この件に関してどう思われるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（塚野芳美君）　生活環境課長、その前に特定廃棄物と指定廃棄物の定義の明確な答弁を求めます。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（横須賀幸一君）　お答えいたします。

今回富岡町に今計画されている特定廃棄物というのは、議員おっしゃるとおり指定廃棄物という形です。それから、対策地域内廃棄物、それと一般廃棄物という形で３つの廃棄物を計画してございます。ただ、他県については10万ベクレル以上、先ほど議員のほうから１万ベクレルという話がありましたが、10万ベクレル以上の指定廃棄物も入れるというような形での設置というふうに環境省のほうからは聞いてございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君）　10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君）　大変失礼しました。10万ベクレル以上と訂正しておきます。これは、確かに特定廃棄物とはということで放射性物質汚染対処特措法に基づく対策地域内の廃棄物と指定廃棄物をいいますと。ですけれども、指定廃棄物、先ほど私が言いましたほかの５県において、そんなに10万ベクレル以上の放射性廃棄物が中には出るでしょうけれども、富岡町の放射性廃棄物を考えると、富岡町というか、帰還困難区域を除いた双葉郡の瓦れきとか焼却ごみとかいろんなものを考えると、そ

んなに違いはないのです。なぜ他県、５県において指定廃棄物だから二重のコンクリート構造にして、富岡町のフクシマエコテックは従来の既存の産業廃棄物処理場を利用すると。これは、安全性の面においてもやはりここで明記されているのです。自然災害などのリスクを減らすためということをうたっているのです、環境省では。他県ではそういうことを言っておいて、いや、フクシマエコテックの処分場は安全性は問題ないというようなことを今までの会合の中には何回か説明されております。この違いは、やはり今度昨日の町長の議会の後の報道においても、その辺の環境省に対してこう申し述べるということを説明をさせるということを言っておりますから、私はほっとしたのです。これは、このまま終わらせたくないなということは十分感じておりました、まだまだ環境省に言いたいことは十分あります。今までももう投げかけた意見を環境省は半分も回答しないで、このまま終わらせたくはないなというふうに私は感じたところ、けさ改めて富岡町長が説明を環境省に求めるということを新聞で報道で知りましたからほっとしておりますから、その辺のことをやはり環境省に対し、町や議会に改めて説明を求める考えを示したと。その上で議会と相談しながら対応していきたいということを記事になっておりますので、この辺もう一度町長、その辺のことを、本来は新聞を見たときに６月定例議会でというふうにこの新聞報道がされていたというのは、私はあっと思ったのですが、きのうは何のあれも説明をしないのになぜこの報道が先走ってしまったのかなというふうに後で聞いたら、議会の終わった後の会見でしたということを言われましたので、もう一度その辺町長のほうから答弁願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　何度も申しておりますが、行政区長会で出たもの、それから町民説明会で出たもの、今回それらばかりではなくて、最終的な職員からもそういういろいろな意見を吸い上げたいというふうに考えています。そういうもろもろの意見を国に富岡町として疑問な点は全て列記をしてボールを投げたいというふうに考えています。それで、その答えを待って、それを議会全員協議会等でお示しをするということですので、議員にご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君）　ありがとうございます。

それと、この問題の最後になりますが、やはり先ほども８番議員のほうといろいろ新たな例えば受け入れ、町長は説明会等、区長会等、いろいろ説明会等で受け入れを前提としないと説明は、ことを言っておりますから、まだ前提とした考えではないのですが、受け入れる方向性というか、先ほども８番議員が言われたように見出したときには、やはり富岡町の放射線の低いこの玄関口に位置する既存の処理施設を活用するのではなくて、やはり当分帰還の望めない帰還困難区域に、これは私も調べましたが、10万平米以上の土地が必要ではないかなと思うのですが、10万平米以上の土地を所有している会社が２社あるのです、帰還困難区域の大熊寄りの放射線の高い場所に。これは、やはりその辺のことを対策を講じる施設をつくることを考慮に入れていただいて、今回立ち上げた書いてあります

よね、庁内で検討会をつくり、これまで出た意見を集約すると。この一つの方法として投げかけていただきたいと思うのです、環境省のほうに。どうしてもつくると、受け入れざるを得ないということになれば、二者選択ですからどちらかです、受け入れないと、先ほど言われたように。なれば、その辺も考慮に入れて、新たな二重構造の鉄筋コンクリートの構造の何重もの対策を講じる施設に新たにつくっていただきたいということも環境省に投げかけてはいかがなものかということなのですが、その辺のことも踏まえてもう一度町長のほうから答弁願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　議員ご指摘の困難区域等に新しい施設をつくってはどうかということを町から投げかけてはいかがかという話なのですが、これについては議員ご承知のように当然議会の全員協議会でもこういう話が出ていますよね。ただ、これについては懸念材料がいっぱいあるのです。と申しますのは、例えば困難区域に国が新しくつくりますよと言ったときに、既存のフクシマエコテッククリーンセンターが8,000ベクレル以下であれば一般廃棄物だという、国がそういうことを示しています、今。これを受け入れるようなことになれば、当然民間会社ですから、これらについても危惧する部分があるのだと思います。これらについても皆さんといろいろな方向から意見の交換をして、そして最終的にはまとめていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君）　ちょっとかみ合わないみたいな感じもしたのですが、民間会社だから8,000ベクレル以下のものを受け入れるとか何かの問題で私は言っているのではないのです。これは、もう当然フクシマエコテッククリーンセンターを外してもうそこはだめですよと、議会、行政区、町民説明会等でいろいろ意見が出されてふさわしくないということになった場合に、これは新たな施設というのはやはり私は何も１万ベクレル超とか、そこでやはり規制をつくればいいのではないかなと思うのです、同じ特定廃棄物でやはりそこを何か規制するというような形をつくって、安心できる施設というか。やはり一番自然の災害のリスクを減らすためなのです。自然災害でいろいろこれからどんなことが起きるか、100年先、150年先や孫子の代まで安心できる本当の施設を受け入れるとすれば、まだするという前提の話はしていないのですが、投げかけてもいいのではないかなという、私はそういうことで今申し上げたのですが、もう一度町長、その辺をお願いします。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　ですから、今言った私の答えでかみ合わなかったのは、議員の理解が少し、私の言い方がまずかったのかなと思いますけれども。これが例えば国に環境省にここはだめですよと、では復興、復旧のために必要な施設なのだからどこかにお願いしますというときに、そういう提案をして困難区域にできるというような結果になったとき、これは町としては歓迎すべきものだと思います。ただ、民間企業であるフクシマエコテッククリーンセンター、私はこれが懸念材料なのです。この会社も企業再開ということで国に申請して、当然認められると思うのです。そのときに8,000ベク

レル以下であれば一般廃棄物だという今、国はそれを言っていますから、そうすればエコテックではどうぞ8,000ベクレル以下のものは私のところで受け入れますよということで、玄関口で民間がそういうことをやってしまえば、大変な問題に発生しないかという、私はそれを危惧しているという話をしたまでです。ご理解ください。

○議長（塚野芳美君）　10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君）　今民間会社での8,000ベクレル以下の件を町長のほうから答弁していただきましたが、これは当然他県においては５県において、やはり既存の廃棄物処理場をどこも利用するという場所、産業廃棄物処理場はそれぞれ県にはあります、インターネットで見ると、どこでもあります、福島県内においてもあります。処理場で、そちらでも例えば新たな施設をつくるのですよね、そちらのほうでは、ほか５県では。新たな施設、今環境省でずっと説明に回っていますが、なかなかその辺が進んでいないということで。やはり今まで施設の安全性、候補地の選定手法ということでずっと他県でも、宮城県は25年11月11日から市町村長会議において選定手法が確定したということで、栃木県においても選定手法が確定していると。茨城県、千葉県、群馬県においては、今議論ということで候補地選定手法の確定を目指すという、現在までの説明会でのいろいろ詳細調査を行う候補地の公表ということで出されておりますが、富岡町でそれほど他県ではそんな心配していないのです、この問題で産業廃棄物処理場は産業廃棄物処理場、指定廃棄物処理場は指定廃棄物処理場というふうにしておりますから、この辺もやっぱりもう少し庁内のプロジェクトチームでもうちょっと検討していただいて、もう少し前に進めるような形をとっていただきたいと思いますが、最後に町長にこの件に関してもう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君）　副町長。

○副町長（齊藤紀明君）　お答えいたします。

　議員のご懸念というのは、町民説明会とか議会等で多く出た意見によるものだと思います。それは、低線量地区、町の玄関口にどうだと、懸念が多いのでは、風評被害だとあるいは安全、安心、本当に確保されるかというのが原点にあってのご提案だと思います。ご提案というのは今お話しされたのは、例えば高線量、これは例としてご提案いただいたのだと私は思っていますが、例として町内の高線量地区。その件については議会でも出ていました。町の執行部と環境省も意見交換というか、説明の中でも出て、町からもそういった投げかけもした経過はあります。ただ、環境省との回答は平行線です。今回住民説明会が終わりました。議会も３回全協で協議いただきました、議論をいただきました。行政区長会もやりました。その中で今当時と何が違うかと、やはりそういう意見が多かったよという事実が明らかになったというのは、前とちょっと違うところです。今の状況というのは高線量地区というよりは、まずはこういった意見が多かった、こういった懸念があるよというのを国に投げかけます。当然投げかける前提とした、国も当然検討して帰りますと言っていますから、国も検討していると思うのです。ですから、国の考え方を改めて引き出すということが今の段階での作業です。議員ご提案

のこうしたらどうか、ああしたらどうかというのは、まずそれを受けてから、また次のステップでもっともっと議論をすべきことだとは私は考えておりますので。ただ、こちらからも今回の説明会の結果を受けたボールの投げ方、国への投げ方については議員のご意見等も踏まえながら、どういった投げ方がいいか、余り踏み込んだものをするのがいいかどうかという議論もあると思うので、その辺は議員のご提案も含めて庁内の検討も進めたいと思いますし、最終的な町長判断の町としての投げかけの内容の決定に至るようにしたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君）　ありがとうございます。

当然先ほど町長が言われたとおり国の考え方を聞いてからと、当然庁内で意見を集約して投げかけて、その上での判断というか、環境省の判断を待って、その上でまた議会が全員協議会か何か開かれると思いますから、その席上で私も環境省に意見を、これは徹底的に私も次回は勉強して、もう少しわかりやすいように勉強して環境省に投げかけたいと思います。以上で大きな１問の特定廃棄物埋め立て最終処分計画についてを終わります。

続きまして、２番目の富岡町民全員一律賠償実現に向けた活動と浪江町の賠償上乗せＡＤＲ申し立てについてお伺いいたします。これも先ほど町長が答弁されましたように、５番、安藤議員の質問でもこの問題で相当時間を費やして、また８番議員もこの問題に若干触れて十分意見は出尽くしたのかなというふうな感じも受けますが、やはりどうしても何か理解というか……もう一つの、やはり署名活動は富岡町民、恐らく2,500名余のまだ少数の署名活動ですが、この活動は意見書にも書かれているとおり町の一貫した町民一律賠償の方針に沿うものであり、住民が町の後ろ盾になって一緒に求めていくための活動であることは、町は理解されていると思いますが、今後町は一律賠償の格差是正を先ほどもちょっと答弁されましたが、どのように進めていくのか、具体的にちょっと答弁願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君）　区域別の格差というお話だと思います。これについては昨年の区域見直しのときに、まずは賠償を決めて警戒区域を解除し、除染あるいはインフラ復旧を加速しましょうという形で、帰還困難区域については６分の６、その他の２地域については６分の５という形で賠償の大筋を決着したというところの、残りの６分の１についての格差というのが一つあるのかなというふうに考えています。これについては、精神的損害から家屋、家財全てについて１年分が２地域についてはカットされて賠償されているという一つの格差が生じていると。区域見直しから１年経過した中でもなかなか除染が進まない、復興がインフラ整備もなかなか進まないと。予定していた28年３月ですか、それまでに本当に除染が終わるのかというところで、町でも６分の１を早く解決していただきたいという話をしております。これが一つの賠償の格差というと

戻る

ころになると思います。また、もう一つ第４次追補の中で精神的賠償の一括賠償というのが帰還困難区域に出てきたというところで、またここでも帰還困難のみの賠償ということで格差が生じている。この辺についても２地域の地域格差ということで大きくなりますので、２つのほうを格差を是正するために国あるいは東電関係に今後とも要望を続けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　賠償格差問題については、これ全富岡の町民が不信感を抱いているというのは、私も十分理解をし、認識をしております。その中で今回署名活動ということが町民の有志によって展開されているということは、私としても重く受けとめ、今後の賠償格差是正のために国、東京電力に事あるごとに要望、要求をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君）　先ほど課長が答弁しました６分の６、６分の５、６分の１の差というのは、これは当然29年５月31日までなのです、毎月10万円の支払いというのは。そこで、６分の１が格差が生じるということになっておりますが、今町長言われたように住民が町の後ろ盾になって一緒に本当に活動ということはもう先ほど私言いましたとおり、この署名活動に何らか町は援護できないかと私は問いかけているのですが、例えば町の広報とか何かでこの活動を手助けしてやりたいという何か方法はとれないのか。やはり浪江町が３番目にやったあれですと、１万5,500人の署名を集めたというのは、町が先頭を切ってこの署名活動を各行政区長から初めやったわけですよね。ただ、一住民が立ち上げて署名活動をやって何とか格差是正をできないかということなのですが、何かの方法をこれは見出せないのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　企画課長。

○企画課長（菅野利行君）　お答えいたします。

　住民の署名活動でございますので、それはそれで町長もおっしゃるように重く受けとめて、形的には例えば住民の方がこういう形でやっていますよということはできると思います。現にあるものとしてこういう活動が行われていますよという広報の案内はできると思います。ただ、町が主体的に署名活動をやりなさいという形ではなくて、それ自体は町はそれを受けて国とかほかに要望するので、町が要望を集めるというのは、署名活動という手段ではないと思っています。ですから、簡単に端的に言ってしまえば、住民の活動がやられていますよという事実は報道できますが、それ以上踏み込んだ場合については、今度は町が、例えば浪江町にもあったように行政と結局いろんな背景には住民とのお約束とかいろいろ出てくるわけなので、いろんな問題が出てきます、町が主導になって全部やった場合には。その問題がクリアできるかどうかという問題もあって、富岡町は浪江町と最初にやったＡＤＲに持ち込んだときになかなか難しいですよとお話しされたのがあったと思います。ですから、繰

戻る

り返しになって申しわけないのですが、町としては当然こういうような住民の方がやっていますよという報道はできると思いますが、主体的に署名してくださいという案内はなかなか難しいのかなと思っています。

　以上です。

○議長（塚野芳美君）　10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君）　主体的に難しいということを言われましたが、やはり例えば専門の弁護士を、原発被災者、専門の弁護士に相談して、例えば町が支援弁護団を結成して町民の一律賠償、格差是正を求めて、政府の原子力損害賠償紛争センターに申し立てる裁判外紛争解決手続を、ＡＤＲを行うということは考えられないのかどうかということなのですが、実際町長も今から11カ月前の町民に対して35万円の浪江の賠償の問題を取り出して、富岡町は30万円の賠償の方向性を見出して、何とか皆さんの要望に応えたいというような言葉も出ていましたが、この辺からするともうちょっと前に進んでもいいのかなと思う。ただ単に要望することだけではなくて、浪江のＡＤＲに５万円の増額に対しても同じようにやはり浪江町とどこが富岡が違うのだとすれば、人口の差と面積の差しかないのです。やはり人口割にすると、帰還困難区域も居住制限区域も避難指示区域も全て大体同じ条件のもとで原発災害を受けたのです。これからすると、もうちょっと踏み込んでもいいような感じをするのですが、最後にこの問題、やはり町長の判断しかないと思うのですが、何とか見出せないかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　10番さん、先ほどの署名活動云々の話から離れて、（２）番のほうの今度ＡＤＲの話のご質問でよろしいのですね。

○10番（黒沢英男君）　では、分けて。

○議長（塚野芳美君）　産業振興課長。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君）　この点に関しては、昨日の安藤議員のときにも申し上げましたとおり、富岡町では精神的賠償については被害者全てが平等にならなくてはならないという考えから、あくまでも指針に盛り込み、指針に基づき賠償されるものだというふうに考えております。その点でＡＤＲの考えを尊重しながら、指針にその分をきちっと明確に指針で示してほしいという要望活動を現在国あるいは東電に申し立てているところでございます。その点は、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　議員ご指摘の賠償格差と、それからＡＤＲという２つの問題があったと思いますが、ＡＤＲにつきましては当然１万5,500人の住民の方に裁判外紛争解決をお願いしたところ、それをやはり５万円上乗せという答えが返ってきております。これは、個人個人であれば当然もうこういうお金をいただいている人いっぱいいるのです。ところが、１万5,500人に対するその答えというのは、すごく重いものだと思いますから、これは国が指針に盛り込んで水平展開すべきだと思いま

戻る

す。それから、賠償格差等についての署名活動ですが、これやっている方にも私直接お会いしてお話も聞いています。今回集まった3,600の署名というものを町長、利用できるときにはぜひお使いくださいというような話をされていますから、これらについてはこれをもって議会等ご相談申し上げますけれども、要望していかなければならないというふうに考えております。ご理解ください。

○議長（塚野芳美君）　10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君）　賠償格差是正について今町長から前向きな答弁をいただいて本当にありがとうございます。また、先ほどは課長のほうから被害者平等に指針を明確に示してほしいという言葉もいただいておりますので、全て、これからもいろんな賠償格差問題が町民から出てくると思いますが、やはり先ほど町長言われましたように三千余名の署名のもとに１歩でも２歩でも近づけるようにご努力願いたいと思います。

前向きな答弁ありがとうございました。これで終了いたします。

○議長（塚野芳美君）　10番、黒沢英男君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

午後１時まで休議いたします。

休　議　　（午後　零時０３分）

再　開　　（午後　零時５８分）

○議長（塚野芳美君）　再開いたします。

延会の部分が終わりましたので、２日目に入りたいと思います。

○開議の宣告

○議長（塚野芳美君）　開会に先立ちまして、13番、三瓶一郎君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第３回富岡町議会定例会２日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（塚野芳美君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（塚野芳美君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

戻る

8番　　渡　辺　英　博　君
9番　　高　野　　　泰　君

の両名を指名いたします。

〇委員会報告

〇議長（塚野芳美君）　次に、日程第２、委員会報告に入ります。

産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

12番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

〇産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）　報告第19号、平成26年６月18日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

審査報告書。本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記。１、事件名。請願第３号　富岡町民全員一律賠償を求める意見書の提出を求める請願について。

２、審査の経過。回数、第１回、日時、平成26年６月17日午後２時43分、場所、富岡町郡山事務所桑野分室、出席委員６名、欠席委員１名、説明出席者、紹介議員、早川恒久、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

３、審査の結果。請願第３号　富岡町民全員一律賠償を求める意見書の提出を求める請願について。本件については、紹介議員の説明を求め、慎重に審議し、採決した結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、よろしくお願いいたします。

〇議長（塚野芳美君）　ただいま産業復興常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより請願第３号　富岡町民全員一律賠償を求める意見書の提出を求める請願についての件を議題といたします。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長（塚野芳美君）　討論なしと認めます。

これより請願第３号　富岡町民全員一律賠償を求める意見書の提出を求める請願についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は委員長の報告のとおりに決するに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君）　起立全員であります。

よって、この請願は委員長報告のとおり可決されました。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君）　次に、日程第３、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君）　提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君）　諮問第１号の提案の理由を申し上げます。

現在人権擁護委員として在職中の菅野ふたば氏は、平成26年９月30日をもって任期満了となるため、佐藤晴美氏を人権擁護委員として推薦いたしたく提案するものであります。

佐藤氏は、平成10年から平成19年までの長きにわたり、富岡町社会教育指導員として乳幼児や児童、一般成人、高齢者、そして婦人など広く社会教育に携わり、平成22年６月からは福島県社会教育委員として、また平成25年12月からは富岡町民生委員として積極的に活動されており、現在はいわき市内に避難されております。佐藤氏の人権擁護に関する識見は高く、本町の人権擁護委員として適任でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（塚野芳美君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　討論なしと認めます。

これより諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君）　ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第84条の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君）　開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第２項の規定により、立会人に８番、渡辺英博君、９番、高野泰君、10番、黒沢英男君、以上の３名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○議長（塚野芳美君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成12票、反対０票、以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件につきましては適任であるとの意見を付記し、答申することに決しました。

次に、報告第１号　平成25年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君）　内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君）　それでは、報告第１号、平成25年度富岡町継続費繰越しについてご報告申し上げます。

平成25年９月定例議会において継続費として議決いただきました公共下水道事業特別会計、第１款事業費、第１項下水道事業費、事業名、公共下水道災害復旧事業費、総額３億円、平成25年度割額１億5,000万円のうち、平成25年度支出済額6,490万円を差し引いた8,510万円を平成26年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第１項の規定により報告いたします。

○議長（塚野芳美君）　ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

これをもって報告第１号　平成25年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第２号　平成25年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君）　内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君）　それでは、報告第２号　平成25年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について内容の説明を申し上げます。

平成26年３月定例会において議決いただきました一般会計の繰越明許費設定事業について、第８款土木費、第３項河川費、事業名、河川整備事業及び第11款災害復旧費、第２項公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁施設災害復旧事業について、事業の予算を１年間延長して執行するため、地方自治法施行令第146条第１項の規定により平成26年度へ繰り越したので、同条第２項の規定に基づき報告するものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君）　ただいまの報告に対して質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

これをもって報告第２号　平成25年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第３号　平成25年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君）　内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君）　それでは、報告第３号、平成25年度富岡町繰越明許繰越しについてご報告申し上げます。

平成26年３月定例議会において議決いただきました農業集落排水事業特別会計の繰越明許費設定事業について、農業集落排水事業特別会計、第１款集落排水事業費、第１項集落排水事業費、事業名、災害復旧事業費、２億3,283万5,000円を平成26年度へ繰り越しましたので、報告いたします。

○議長（塚野芳美君）　ただいまの報告に対して質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

これをもって報告第３号　平成25年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、議案第33号　専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課課長補佐の朗読を求めます。

総務課課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君）　内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君）　それでは、議案第33号　専決処分の報告及びその承認についての内容をご説明申し上げます。

議案第33号別紙、専決第１号、専決処分書をごらんください。平成26年度一般会計補正予算（第１号）については、臨時福祉給付金給付及び子育て世帯臨時特例給付金給付に係る事務事業経費について補正し、平成26年５月１日付で専決処分させていただきましたので、その承認を得るものです。

１ページをごらんください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億7,342万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億687万6,000円とするものです。

初めに、歳入の内容について申し上げます。３ページをお開き願います。第14款国庫支出金、第２項国庫補助金１億7,342万6,000円の増額は、臨時福祉給付金事務費補助金及び事業補助金並びに子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金及び事業費補助金を計上したものです。

次に、歳出の内容について申し上げます。４ページをお開き願います。第３款民生費、第１項社会福祉費１億5,035万8,000円の増額は、臨時福祉給付金給付事業に係る事務諸経費として臨時雇用職員

賃金191万4,000円、消耗品５万円、通信運搬費291万6,000円、システム改修業務委託料390万5,000円、様式印刷、封入封緘業務委託料157万3,000円及び臨時福祉給付金１億4,000万円を計上したものであります。

第３款民生費、第２項児童福祉費2,306万8,000円の増額は、子育て世帯臨時特例給付金給付事業に係る事務諸経費として消耗品５万円、通信運搬費64万8,000円、システム改修費業務委託料196万6,000円、様式印刷、封入封緘業務委託料40万4,000円及び子育て世帯臨時特例給付金2,000万円を予算計上したものであります。

以上が専決補正の内容であります。ご承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君）　説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　討論なしと認めます。

これより議案第33号　専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号　富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君）　提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君）　議案第34号　富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本議案は、富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意案件であります。

本審査委員会の委員である冨沢真澄氏の任期は、６月30日をもって任期満了となりますので、冨沢真澄氏を富岡町固定資産評価審査委員会委員として再任いたしたくご同意をお願いするものです。

冨沢氏は、昭和24年９月に本町に生まれ、昭和43年に県立双葉高等学校を卒業し、昭和44年、富岡

町役場の職員として税務課長、総務課長などを歴任され、平成22年３月に退職となるまで41年間近くご活躍され、平成23年７月からは固定資産評価審査委員会委員として３年間、その職責を十二分に果たされており、年齢は64歳であります。冨沢氏は、長年の行政経験を持ち、特に税務に対しての知識は豊富な方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、ご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（塚野芳美君）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　討論なしと認めます。

これより議案第34号　富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君）　ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。異状ありませんか。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第84条の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君）　開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第２項の規定により、立会人に11番、高橋実君、12番、渡辺三男君、１番、山本育男君、以上３名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○議長（塚野芳美君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成12票、反対０票、以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、ご了承賜りたいと思いますが、慣例によりまして本案についてはご挨拶を省略させていただきます。

次に、議案第35号　富岡町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

なお、この件については内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君）　内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○参事兼税務課長（斉藤真一君）　それでは、議案第35号　富岡町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正については、上位法であります地方税法等の一部改正に伴うもので、準則に従い改正するものです。

それでは、議案第35号別紙資料の富岡町税条例新旧対照表によりご説明いたします。

１ページをごらんください。本則第47条の２では、公的年金受給者の納税の便宜や徴収の効率化を図る観点から、公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の見直しにより、納税義務者が町の区域外に転出した場合でも特別徴収を継続することができるとしたものです。「初日の属する年の」を追加し、２ページをごらんください、第１号を削除するものです。また、第１号を削除により、第２号、第３号をそれぞれ第１号、第２号に繰り上げするものです。

次に、第47条の５については、年間の徴収課税額の平準化を図るための仮特別徴収税額の算定方法の見直しにより、現行下線部、「当該年度の前年度において第47条の２第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の２分の１に相当する額」に改めるものです。

附則第７条の２については、附則第19条の２第１項の規定の新設に合わせて、引用条項、附則第19条の２第１項を追加し、附則第21条の２第１項を第20条削除のため、第20条の２第１項に繰り上げするものです。

３ページをお開きください。第16条の３は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定を改めるものです。見出し下線部、「配当所得」を「配当所得等」に改め、現行下線部、「及び次項」と「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の４月１日の属する年度分の町民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第４項に規定する申告書を提出したとき」を削除し、「配当所得については、同条第１項」、「利子所得及び配当所得については、第33条第１項」に改め、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の２の11第３項で定めるところにより計算した金額（以下」に改めるものです。

第２項については、「町民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の４月１日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第４項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、町民税」に改めるものです。

以下、法令改正に合わせて文字、文語を整理するものです。

５ページをお開きください。第19条は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う規定の整備であります。

６ページをお開きください。改正案第19条の２は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定を新設するものです。現行第19条の２から第19条の６、第20条、第20条の３、第20条の５の規定の削除は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するものであります。

14ページをお開きください。第20条の２を第20条の規定削除により、第20条に繰り上げするもので

戻る

す。また、附則第20条の規定削除により、附則第21条の２第１項を第20条第１項に繰り上げするものです。

16ページをお開きください。第20条の４を附則第20条の規定削除により第20条の２に繰り上げするものです。また、附則第20条の規定削除により、附則第21条の４第１項を第20条の２第１項、附則第21条の４第３項を第20条の２第３項、附則第21条の４第４項を第20条の２第４項にそれぞれ繰り上げするものです。

19ページをお開きください。附則第１条では、この条例は平成28年１月１日から施行するものです。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとして、旧条例と改正後の適用を明文化したものです。

第２条は、条例が施行されるまでの経過措置について規定したものです。

以上で説明は終わります。ご審議方よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君）　説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　討論なしと認めます。

これより議案第35号　富岡町税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君）　全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号　富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

なお、この件についても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君）　内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○参事兼税務課長（斉藤真一君）　それでは、議案第36号　富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について内容をご説明いたします。

本案は、上位法の改正に伴う政令の施行と、平成26年度の国民健康保険税の課税額算定のために所要の改正をするものでございます。

初めに、議案第36号別紙追加資料をごらんいただきたいと思います。まず、（１）として税率設定の方針として、従来どおり４方式、所得割、資産割、均等割、平等割を用い、低所得者軽減については７割、５割、２割軽減、応能割、これは所得と資産割ですが、応益割、均等割、平等割の割合を50対50として税率の算定を行っております。さらには、上位法の改正により後期高齢者支援金、介護納付金の負担限度額がそれぞれ２万円引き上げられ、負担限度額が77万円であったものが医療費分51万円、後期高齢者支援金16万円、介護納付金14万円となり、限度額が81万円に変更されます。また、低所得者への軽減判定をするための計算方法が改正により５割軽減、２割軽減の範囲が拡大されております。なお、平成26年においても原発事故に伴う避難により全額減免となり、減免した保険税については国費で補填されるため、収納率100％で算定を行っております。

次に、（２）の平成26年度の必要額については中段の表のとおりであり、震災以降の被保険者数増加の影響による後期、介護分の過年度拠出金精算や窓口負担ゼロ円による受診回数の増加など、必要額が総額で前年度より約4,050万円増加しております。

次に、（３）、平成26年度国民健康保険税率については、必要額を確保するため、下段の表、平成26年度（案）の所得割、資産割の率や均等割、平等割の金額で算定しますと、医療分１人当たり６万5,690円、１世帯当たり12万1,415円。後期高齢者支援金１人当たり３万1,086円、１世帯当たり５万7,457円。介護納付金１人当たり３万3,840円、１世帯当たり４万3,970円となり、総額での納付金額で１人当たり13万616円、１世帯当たり22万2,842円となるものです。

それでは、議案第36号の別紙資料の富岡町国民健康保険税条例案の新旧対照表により説明したいと思います。21ページをごらんください。本則第２条第３項及び第４項の改正は、上位法の地方税法施行令の改正により、後期高齢者支援金と介護納付金の課税限度額がそれぞれ２万円引き上げられたことに伴い、後期高齢者支援金「14万円」を「16万円」、介護納付金「12万円」を「14万円」と改めるものです。

22ページをごらんください。第３条及び第４条の改正は、被保険者に係る所得割額、資産割額を算定するための税率の改定であり、所得割率「100分の6.15」を「100分の4.95」に、資産割額「100分の29.68」を「100分の26.07」に改めるものです。

第５条及び第５条の２の改正は、被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正であり、被保険者均等割額「２万6,600円」を「２万6,300円」に、世帯別平等割額では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の「２万1,200円」を「２万800円」に、特定世帯「１万600円」を「１万400円」。23ページをお開きください。特定継続世帯「１万5,900円」を「１万5,600円」に改めるものです。

第６条及び第７条の改正は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額、資産割額を算出するための率の改正であり、所得割率「100分の2.5」を「100分の2.48」に、資産割率「100分の12.03」

を「100分の13.20」と改めるものです。

次に、第７条の２及び第７条の３の改正は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正であり、被保険者均等割額「１万800円」を「１万3,300円」に、世帯別平等割額では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「8,600円」を「１万400円」に、特定世帯「4,300円」を「5,200円」に、特定継続世帯「6,450円」を「7,800円」に改めるものです。

次に、第８条及び第９条の改正は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額、資産割額を算定するための率の改正であり、所得割率「100分の1.71」を「100分の1.77」に、資産割率「100分の8.87」を「100分の9.99」に改めるものです。

24ページをお開きください。第９条の２及び第９条の３の改正は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正であり、被保険者均等割額「１万600円」を「１万3,800円」に、世帯別平等割額を「6,200円」を「7,600円」に改めるものです。

次に、第18条の改正は、地方税の読みかえ規定の整備による条ずれにより、「第24条の37第１項」を「第24条の36」に改めるものです。

第23条第１項の改正は、第２条第３項及び第４項の改正を受け、後期高齢者支援金「14万円」を「16万円」に、介護納付金「12万円」を「14万円」に改めるものです。

25ページをお開きください。第23条第１項の改正は、７割軽減とする世帯の減額の改正であり、被保険者均等割額「１万8,600円」を「１万8,410円」に、世帯別平等割では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「１万4,840円」を「１万4,560円」に、特定世帯「7,420円」を「7,280円」に、特定継続世帯「１万1,130円」を「１万920円」に、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正であり、被保険者均等割額「7,560円」を「9,310円」に、世帯別平等割額では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「6,020円」を「7,280円」に、特定世帯「3,010円」を「3,640円」に、特定継続世帯「4,520円」を「5,460円」に、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額「7,420円」を「9,660円」に、世帯別平等割額「4,340円」を「5,320円」に改めるものです。

同条第２項の改正では、５割軽減の減額対象となる所得の算定における被保険者数に世帯主を含めることになったことから、「(当該納税義務者を除く。)」を削除し、被保険者均等割額「１万3,300円」を「１万3,150円」に改め、26ページをお開きください。世帯別平等割額では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「１万600円」を「１万400円」に、特定世帯「5,300円」を「5,200円」に、特定継続世帯「7,950円」を「7,800円」に、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正で、被保険者均等割額「5,400円」を「6,650円」に、世帯別平等割額では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「4,300円」を「5,200円」に、特定世帯「2,150円」を「2,600円」に、特定継続世帯「3,230円」を「3,900円」に、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額「5,300円」を「6,900円」に、世帯別平等割額「3,100円」を「3,800円」に改めるものです。

同条第３項の改正では、２割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額「35万

戻る

円」を「45万円」に、被保険者均等割額「5,320円」を「5,260円」に、世帯別平等割額では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「4,240円」を「4,160円」に、27ページをお開きください。特定世帯「2,120円」を「2,080円」に、特定継続世帯「3,180円」を「3,120円」に、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正で、被保険者均等割額「2,160円」を「2,660円」に、世帯別平等割額では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「1,720円」を「2,080円」に、特定世帯「860円」を「1,040円」に、特定継続世帯「1,290円」を「1,560円」に、介護納付金被保険者に係る被保険者均等割額「2,120円」を「2,760円」に、世帯別平等割額「1,240円」を「1,520円」に改めるものです。

附則第１条、この条例は公布の日から施行し、改正後の富岡町国民健康保険税条例の規定は、平成26年４月１日から適用するものです。

第２条では、適用区分について規定したものです。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君）　説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　討論なしと認めます。

これより議案第36号　富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号　平成26年度富岡町一般会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君）　内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君）　それでは、議案第37号、平成26年度一般会計補正予算（第２号）の内容についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、当初予算において年間予算を編成したところであり、特に緊急性が高く、町政執行上真に必要とされるものについて、既定の歳入歳出予算にそれぞれ３億4,185万2,000円を追加し、予算総額を109億4,872万8,000円とするものであります。

３ページをお開き願います。初めに、第１表、歳入歳出予算補正の歳入について申し上げます。第14款国庫支出金２億3,328万円の増額は、福島県原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金の増であります。今回歳出予算に計上している農地等維持修繕事業費及び工業団地事業費の財源として予算計上したものであります。

第20款諸収入の１億857万2,000円の増額は、東京電力に対する損害賠償請求のうち、合意書を送付し、請求額が確定したものを計上したことによるものです。

次に、歳出について申し上げます。４ページをお開き願います。第２款総務費の9,702万9,000円の増額は、いわき地区拠点施設整備事業費9,569万2,000円の増、職員福利厚生事業費23万7,000円の増及び町民の作品展などを開催するため、町民交流推進事業費として110万円を新たに計上したものです。

第３款民生費の420万3,000円の増額は、罹災証明書の発行及びデータ管理のため、新たに罹災家屋管理システムを構築するための経費などを計上したものであります。

第６款農林水産業費１億1,282万1,000円の増額は、農地除草面積の増加に伴う農地等維持修繕事業費の増額及び鳥獣被害防止緊急対策事業費の増額によるものです。

第７款商工費１億2,230万円の増額は、工業団地の境界確定測量、調整地修繕、側溝整備に係る経費などを計上したものです。

第９款消防費285万9,000円の増額は、福島県消防操法大会に出場するために必要となる経費などを計上したものであります。

第14款予備費については、歳入歳出予算調整と今後の緊急的な支出に備えるため、今回増額補正をするものであります。

以上が今回の補正の概要であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

８ページをお開きください。８ページ、９ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　10、11ページございませんか。
４番、遠藤一善君。
○４番（遠藤一善君）　６款１項の農業費なのですけれども、面積の増加により農地等維持修繕事業費が１億1,000万円ほど増加になっているのですが、面積の増加ということなのですが、どの辺がどういう理由で面積の増加になったのか、ちょっと教えてください。
○議長（塚野芳美君）　産業振興課長。
○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君）　まず、常磐自動車道富岡インターチェンジまでの高速道路の再開通ということが１つありまして、通過車両の方向が分散しているということで、まずは山麓線の杉内、大石原地区の沿線、それと高津戸にスクリーニング場ができたということで、下千里のほうに高津戸のほうから真っすぐ南下する車両が多くなるということで、昨年の除草の中ではなかった下千里地区の北側、沿線の農地の除草を追加したいということで、面積的には32.8ヘクタールほど増と考えております。
以上でございます。
○議長（塚野芳美君）　４番、遠藤一善君。
○４番（遠藤一善君）　ありがとうございます。
交通の車のルートが変わったということでふえたということなのでしょうが、実際に町内をいろんなところを歩いている人がいるのですが、やはりだんだんきれいになってくると、うちのところの道路はきれいにならないのかななんていう人がいるのですけれども、こういう形で何か理由があれば、面積がふやせるのであれば、もう少しどんどん農地の、道路に面したところのいろんな道路通らないわけではないので、町民が。もうちょっとふやしていくというような方向性というのはできるのか、ちょっとお聞かせください。
○議長（塚野芳美君）　産業振興課長。
○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（阿久津守雄君）　農地の除草については、基本私ども町としては除染事業の中で除草してもらうという基本的な考えでおりました。ただ、川北については除染の発注がおくれておりまして、今年度についても農地の除草を除染事業の中では間に合わないというようなこともありましたので、復興庁の加速化事業の中で防火を目的として、町事業で住家連檐の中の農地を除染するというような形で計上しております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
○議長（塚野芳美君）　よろしいですか。
〔「はい」と言う人あり〕
○議長（塚野芳美君）　そのほかございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（塚野芳美君）　なければ12、13ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を賜ります。
12番、渡辺三男君。
○12番（渡辺三男君）　総括でもちょっとなじむかどうかわからないのですが、今まで全員協議会やらいろんな場で議論があった。今回も一般質問で大分ダブってフクシマエコテック問題、議論がありましたが、その問題にちょっと私触れたいと思うのです。といいますのは、国は緊急の課題と言っていながら、緊急の課題と言っている意味がなされていないのかなと。といいますのは、私ハワイアンズでやった説明会しか聞いていないのですが、今回の一般質問の中での執行部の答弁やら何やらで総体的に考えてみますと、全体的に富岡町では反対だよと、執行部もそんな考えを持っているのかなと私は思いますし、議員も大半そんな考えだと思うのです。だとすれば、緊急の課題だとすれば、富岡町が主導権を持って強い言葉でやはり反対は反対できちっと言っていかないと、意見のすり合わせ、要望のすり合わせしている時間がもったいないと。こんなことをやっていたら緊急の課題は言葉だけになってしまいます。当然富岡町がノーの判断をするとすれば、これは当然一日でも早いほうがいいし、一時間でも早いほうがいいし、そういう答えを出してやることによって、環境省は次の動きに入るのかなと私は思うのです。そういった部分でノーの意見を出すにしても、答えを出すにしても、ではほかの町に持っていけでは、これはつじつまが合わない話だと思うのです。当然富岡町が高線量の地区にきちっとこの辺はどうですかというような話を持っていくのも緊急の課題に沿う一つの方法なのかなと思うのですが、町長、その辺いつまでたっても国とのすり合わせしていたら、説明会の答弁を聞いていますと、国は全然折れる気ないですね。我々全員協議会の話の中でも全然その話を踏まえて説明会の中で１歩でも２歩でも前進しているのであれば、それは理解できる点はありますけれども、全然前進していませんよね。そういう部分で町長にぜひ指導力を発揮していただきたいと思います。
あともう一点なのですが、三春の学校の体育館問題です。町長の冒頭の言葉の中で仮設体育館の新築が３月に予算化されていますが、何か話に聞きますと、三春の空き中学校か小学校、空き学校を利用して、そちらに移るような話もちらほら出ているように伺っているのです。それは、全然我々表では聞いていないのです。新設の体育館をつくるということで議会を通しておいて、違った方向で検討しているというのは、私はおかしいのかなと。当然空き学校を借りられるようになってそれを使えるとすれば、それは一番いいことだと思います。今の仮設の曙ブレーキの会社の跡地を使っていろいろ不便来していますので、学校施設となれば校庭も何も全部そろっているし、本来の教育できるのかなと思いますので、それは大変結構なことだと思います。ただ、そういうことが我々議会に示されないで脇のほうで動いているというのは、私ちょっと理解できないのです。その辺の答えと、あともう一点なのですが、三春の学校問題だけではなくて、いわきにも5,700人以上の人がいるわけです、富岡町民が。当然いわきにもそういうものを考えるべきだと私は思うのです。でないといわき地区は、各それぞれそこの地区の学校に通ってくださいということにしていくと、今から３年も５年もそうい

戻る

ふうな形とっていったら、もういわき地区にいる子供たち、今からいわき地区にいて学校に上がる子供たちは、もうふるさとはいわき地区になってしまいますよ。やっぱりいわき地区であっても、そこに富岡の学校をつくって、それできちっとそこで教育しないと、私は本当に富岡町はもう捨てるような町になってしまうのかなと私思いますので、教育委員会のほうではそっちのほうはどういう考えなのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君）　11番、高橋実君。

○11番（高橋　実君）　エコテックに関連してなのですが、石原大臣の発言ありますよね。それに対してちょうど当町はエコテックという、10万ベクレル以下という難問題を抱えている状態で、町長はどのようにそのことを考えているか、あわせてお知らせください。

○議長（塚野芳美君）　ただいまちょっと、ちょっと待ってください。処理的に失礼しました。

まず、12番、渡辺三男議員に答えてからの関連にしていただきますので、１問目の渡辺三男議員の質問に対しての答弁を町長。

○町長（宮本皓一君）　これらについては一般質問の中でも私答弁してきたとおり、執行部が独自でノーと言うことも賛成と言うこともできませんから、これらについては議員の皆さんと一緒に相談させていただきます。そのために今回出たおおよその意見、それらを集約し、それから町として考えているものをその中から、これは重複している、これは大事なものだというものを一つずつすぐりまして、それらを国に一度これを提示し、そしてそれに対する答えが出てこないというようなことであれば、そのとき当然全員協議会か何かでやるわけですから、皆さんからそういう声をどんどん出してもらって結構だと思いますし、私としてもそれらについては今回当然国の返ってくるボールがどういうボールか今のところは想像つきませんから、今言及するわけにはまいりませんが、これらについて町からもどんどん意見を述べていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　２問目と３問目につきまして、教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、さきの議会で予算を審議していただきまして通していただきましてありがとうございます。今現在仮設体育館の建設に向けまして５月の中旬ですが、補助金に係る事業申請等を行ってございます。あわせまして三春町のほうから空き休校になっている学校を貸し出してもいいというような情報がございました。両方の面を考えまして、今三春町さんと協議している段階でございます。町としましては、子供たちにとっても学習環境、運動環境などよりよい環境となりますので、校舎、校庭、体育館、プール等を含めて借りたいというような希望でございます。今現在三春町さんのほうから貸し出してもいいというようなご回答をいただいていないものですから、まだ議会の皆様にはご報告していなかったということでございます。今後三春町さんとの回答がありましたら、議会のほうにご報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君）　３問目につきましては、教育長。

○教育長（石井賢一君）　いわき地区への学校の開設についてでありますが、いわき地区に今現在いる子供は小学校で283名、中学校で140名おります。小学生、中学生について、いわき地区にどのような分布をしているか調査しましたところ、平地区と泉地区にほぼ半分半分に分かれている状況であります。その中で仮設住宅からそれぞれの学校に近隣に通っている子供が今のところ泉北小学校に７名、好間地区の学校に２名、他区学校で１名ですか、そういう状況であります。ほとんどの子供たちは、借り上げ住宅から通っているという状況を鑑みますと、学校の設置についてどこに設置すればいいかということについても今後検討していかなければならないかと思いますが、今のところ余りにも分散している中で学校設置については湯本、内郷地区が考えられますが、そこの地区で借りられるような状況が今まだ見当たらないものですから、このことについては今後検討していく必要があろうかと思います。

なお、新しく学校を設置する場合には今後求められるのは、富岡の今三春校にあります富岡一小、一中もしくは二小、二中をいわきに移すとか、もう一つは完全に、これは非常に難しい問題がありますけれども、富岡第三小学校、第三中学校という新しい考え方でいかざるを得ない状況ではあります。確認しましたが、富岡高校のようにサテライトという仕組みについては、県教育委員会のほうでは認めることはないそうです。理由につきましては、高校と違いまして義務教育の場合には、どの場所にいても同じ教育が受けられるという、そういう仕組みになっているものですから、今現在サテライトという仕組みがつくれない状況にあります。今のところ教育委員会としては、ここまで今内容を検討中でございます。よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君）　12番さん、よろしいですか。

町長。

○町長（宮本皓一君）　関連で……

○議長（塚野芳美君）　学校の説明の部分ですね。

○町長（宮本皓一君）　質問。

○議長（塚野芳美君）　いや、学校の部分ですか。関連の分は、12番が終わってから関連のほうに行きますので、お待ちください。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君）　一般質問の答弁の中身と同じような答弁返ってきたのですが、それで私は異論はないのですが、国にぶつけて国と話し合っている中で時間がもったいないと私は思うのです。といいますのは、全く間違いない情報だとまでは言い切れませんが、エコテックで発注しているのだか国のほうで発注しているのだか、どっちで発注したかはわからないですが、エコテックの中の上段の部分の今埋めてある汚染物質、最終処分の物質、それを下に移動するという話ありますね。移動の作

業の発注は、もう発注済みだという話が入ってきているのです。それが本当だとすれば、国は我々の意見なんかただ聞いているふりしているだけで、もう着々と新年度から入れる準備に入っているということなのです。その辺町でどこまで情報をつかんでいるかは知りませんが、そういう情報は行政でつかむより表のほうがまわり早いですので、私の今言っていることは確かな情報だと私は思っているのです。そういうことで私心配しているのです。そういうことであれば、町長が必死になって町民の意見を吸収し、議会の意見を吸収し、また職員の意見を吸収して、よりいい答えを出そうとしている町長に対して全く失礼なことをやっているのではないかなと私は思うのです。ぜひそういうことなものですから、再度情報収集してもらうなりなんなりして新たな考えに立っていただきたいなと思いますので、ぜひこの部分は私強い要望をしておきます。よろしくお願いします。

あと、体育館問題に関しては、まさに両方で動かなくてはならないような状況に追い込まれているのかなと思うのですが、空き学校があって、そちらを使ってくださいといった場合には、当然そちらを優先すべきだと私は思っています。そういう報告は、やっぱりきちっとすべきだと思うのです。我々予算を確保して可決していながら、違う方向に進まれたのでは困るのです。ただ、そういういい条件があれば、それは報告していただいて進むことは大いに私は結構だと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、いわき地区の学校なのですが、学校開設なのですが、もう３年過ぎていますので、そんなに時間はないと思うのです。ぜひ石井教育長、教育長になってまだ日浅いわけですが、一番の難課題を預かった教育長としてぜひ力を発揮していただければありがたいと思います。それで、学校は年月が過ぎるにつれて子供は卒業していってしまいますので、本当に富岡のことが全然わからなくなってしまいますので、やっぱり執行部と教育委員会が一つになって、ぜひ一日も早くいわきにも学校を開設していただき、もう今三春地区で生徒の送り迎え幅広くやって学校に連れてきているわけですから、幾らでもバスで送り迎えする手段はあると思いますので、ぜひ一日も早い開設を目指していただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君）　町長の部分、処分場の部分は要望でよろしいのですね。

○12番（渡辺三男君）　はい。

○議長（塚野芳美君）　いわき地区の学校開設の件に関しまして、教育長。

○教育長（石井賢一君）　いわき地区の学校開設につきましては、今議員さんからありました話を十分に受けとめながら、さらに検討してまいりたいと思います。今後につきましては、いわき地区の家庭にアンケート調査等も考えながら、いわき地区への開設の場合にはどのぐらいの入校者があるか等についても時期を見ながら調査等もしてまいりまして、議会等に報告できればと思っております。よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君）　12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君）　ありがとうございます。

入校生がどのくらいいるかは開設しないと実際わからないし、町の送り迎えの手段やらいろいろ方法を講じれば幾らでも集まるのかなと私は思っているのです。今冒頭でいわき地区にいる生徒の数、教育長から聞きましたが、学校の事情でいわき地区にないがために、そればかりではないと思うのですが、郡山に籍を置いて郡山の学校に通っているというがために、働かなくてはならない世帯主、親がいわきに単身赴任で行って、月曜日から土曜日まで働いていると。土曜日の夜帰ってきて家族と一緒にいる、郡山に来て一緒にいるという世帯もいっぱいいるのです。そういう世帯がいわき地区に開設できれば、そういう子供を全部一堂に会すことも私は可能なのかなと思いますので、ぜひ早急の課題として考えていただければありがたいと思います。要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（塚野芳美君）　11番、高橋実君、改めてもう一度お願いいたします。先ほどの件、関連質問、もう一度改めてお願いします。

11番、高橋実君。

○11番（高橋　実君）　環境省の石原大臣の発したあの言葉に対しては、当町も10万ベクレルのエコテックの難問題もしょっている関係上、ただ右から聞いた、左に流すという話にはならないと思うのね。やっぱり富岡町として環境省の石原大臣のほうにそれなりの申し入れというか、提起をしておかないとならないと思いますので、関係する大熊、双葉の首長さんと話をしてもらって、３町首長の連名ないしこれに楢葉が入るのであれば楢葉も入って申し入れをしっかりしておかないとならないと思うのだけれども、町長としてはどう思います。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　先ほどの発言とちょっと違うのですが、これ大変我々避難住民にとっては配慮に欠ける発言だったというふうに私は思っております。ただ、これらについて県議会は早速行動を起こしたようですが、当事者の大熊町あるいは双葉町にあってはコメントのみで今いますから、これらについてご相談を申し上げながら、一緒にそういう行動ができれば私も一緒に参加したいというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君）　11番、高橋実君。

○11番（高橋　実君）　やはり環境省のトップに立つ大臣の発した言葉ですから、その中で今言った町村は自分のところの放射線量のごみを片づけるばかりではなく、他町村のやつも受け入れる考えを持って協力しようかしまいかという状態にいますので、しっかりとした謝罪ないしそういうものをもらわないと、このままずるずるべったりのエコテックに関する審議をしたって仕方ないと思うのね。今度町民の人から執行部、議会は何やっているのだと、あれだけのことを言われた状態で審議しているのかと、まずは一旦仕切り直すのが筋だべと。あと、さっき誰かの答弁の中で8,000ベクレル以下一般廃棄物で云々と言ったけれども、確かにそれも一理あるのだろうけれども、エコテックが最初に

戻る

申請出して許可をもらうに当たっても、協定書なんかもコピーもらった状態で今後は審議していかなければならないと思うし、ましてやそれ以上のことになれば、回収のつかないトリチウムが入っているのだか入っていないのだかまでしっかりした論議もしていかなければ、ただ単に10万ベクレル以下とか8,000ベクレル以下とか、3,000以上8,000かな、区分けがあると思う。とにかくちゃんとした謝罪ないし説明をもらってください。そして、それから今の抱いているやつをきっちり審議するようにしてください。要望でなく、そうできます。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　これ私も大変我々に配慮に欠けた発言だというふうに思っていまして、やはり富岡町１町がそれを言うべきなのか、それとも今回の発言については中間貯蔵施設のものに対する発言だというふうなことを本人は言っていますから、これらについて私どもの、福島県にとっては全く中間貯蔵施設も管理型処分場の最終処分場も一緒だと思うのです。だから、本来であれば知事は自分のコメントを出すというのは即決で非常に大切なのだと思いますけれども、我々の立地町村等については今後これを早急に話し合いをして一緒に歩調を合わせられるのか、それともよそではそういう考えがないということであれば、町としてどういうふうな対応をしたらいいかということを検討しながら早急に対策を練りたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　11番、高橋実君。

○11番（高橋　実君）　中間貯蔵も最終処分場もどういう除染の方法も総体的に考えたときみんな関連しているのね。色分けできるわけないのだよ。中間貯蔵で仮にレベルが低い分の10万以下、3,000だかゼロまでいくのだが、ベクレルとして、みんな関連しているのだから色分けはしていられないと思うの、これは。そこら辺は私の持論からいうと、色分けした除染の方法とか除染に対する考え方というのはあってならないと思っている、みんな関連しているのだから、大熊も楢葉も双葉も。そこら辺もできればそういう認識を持って折衝してもらいたいです。これは、要望して終わります。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございませんか。

　５番、安藤正純君。

○５番（安藤正純君）　今の11番議員の関連で今町長の答弁聞いてちょっと一言言わせてください。確かに中間貯蔵は大熊、双葉の問題です。しかし、私たちは第一原発の５号、６号の廃炉、これは大熊、双葉の問題だけれども、廃炉も言っています。また、逆に大熊、双葉の人たちも第二原発の廃炉も議決しています。中間貯蔵も特定廃棄物の最終処分場もセメント固型化も、これ全部４町、原発立地町に持ってくるのです。ということは、大熊の問題だ、双葉の問題だ、富岡の問題だ、ではなくて、あの地域一帯の問題だと私は思うのです。だから、結局富岡もごねているのは700万円一律賠償だと言っているの、これ金目だと。結局みんな連動して関連してくるのです。結局ああいう大臣の発言は、あの地域はみんなそうなのだからという意味が含まれていると思っているのです、私は。だから、やはり中間貯蔵の問題だと片づけないで、お隣の問題でもやはり迷惑施設を受け入れる、富岡の問題に

戻る

もかかわりあるというような認識を強く持ってもらって、大熊、双葉連動しながら、やはり抗議するときには町、議会連名で抗議文を送るぐらいの、あとは担当というか、お役人でもいいから呼びつけて厳重に注意するとか、それは絶対私は必要だと思います。他人事ではないということをつけ加えさせてください。町長、ちょっとコメント下さい。

○議長（塚野芳美君）　町長。

○町長（宮本皓一君）　私は、そういうつもりで言ったわけではないのです。中間貯蔵施設の説明会が終わりましたよということを官房長官に報告に行って、その際にいろいろと富岡町のフクシマエコテック関連のもろもろの町民の声というものは、お金を出せというような声というのは少なかったと思います。それに対しては中間貯蔵施設は幾らで買ってくれるのだ、先祖代々の土地をあれするのだからということでそういうお金の問題になったので、そういう発言になったやの新聞報道がありましたけれども、富岡町でもやはり中間貯蔵施設を含めて当然一緒に迷惑施設としての位置づけなわけですから、これらについてやはり私が向こうへ行ってこれを要望するというような話ではなくて、我々フクシマエコテッククリーンセンターについての責任者というか、そういう方を呼んで、その真意というものを確かめ、厳重に注意はしていきたいというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　討論なしと認めます。

これより議案第37号　平成25年度富岡町一般会計補正予算（第２号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休議いたします。

休　議　　（午後　２時３７分）

再　開　　（午後　２時４０分）

○議長（塚野芳美君）　再開いたします。

○日程の追加

○議長（塚野芳美君）　お諮りいたします。

産業復興常任委員長、渡辺三男君から発委第３号　富岡町民全員一律賠償を求める意見書についてが提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第１号として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　異議なしと認めます。

よって、発委第３号を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定いたしました。

○発委第３号　富岡町民全員一律賠償を求める意見書について

○議長（塚野芳美君）　それでは、追加日程第１、発委第３号　富岡町民全員一律賠償を求める意見書についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（塚野芳美君）　次に、発議者から発案の理由を求めます。

12番、渡辺三男君。

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）　発案の理由を述べます。発委第３号　富岡町民全員一律賠償を求める意見書についての発案の理由を申し上げます。

議員ご存じのとおり昨年12月26日、原子力損害賠償紛争審査会から示された中間指針第４次追補においては、帰還困難区域の住民のみが長期間にわたって帰還不能となり、生活の断念を余儀なくされたとの理由から、１人当たり700万円の賠償が支払われることとなっております。しかし、富岡町民は全てが同じように避難を強いられ、いまだ誰一人として町に帰還できていないのが現状です。

また、現在も過酷な避難生活を続けながら、全ての人が移住や長期退避のため、生活再建が必要な窮状にあり、富岡町においては町民全てに共通の損害と言えます。このような富岡町における特殊事情と現在の町民の窮状を踏まえ、避難指示区域による賠償格差をなくし、町民間の分断と不満を解消するためにも富岡町民全員の一律賠償を強く求める。

地方自治法第99条の規定により、衆参両院議長、内閣総理大臣を初めとする関係大臣に意見書を提出いたしたく発案した次第です。

議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、発案の理由といたします。

○議長（塚野芳美君）　発議者からの説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　討論なしと認めます。

これより発委第３号　富岡町民全員一律賠償を求める意見書についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

なお、委員会の開催時間と場所については、事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（佐藤臣克君）　それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。

この後直ちに１階の会議室において委員会を開催していただきたいと思います。最初に、総務常任委員会、産業復興常任委員会を開催していただきたいと思います。その後に原子力発電所等に関する特別委員会をお願いいたします。終わりましたら議会報編集特別委員会、最後に議会運営委員会の順で開催をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　それでは、15時15分まで休議いたします。その間に今の順序で進めてください。

休　議　　（午後　２時４５分）

再　開　　（午後　３時１２分）

○議長（塚野芳美君）　再開いたします。

○委員会報告

○議長（塚野芳美君）　日程第４、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

４番、遠藤一善君。

〔総務常任委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（遠藤一善君）　報告第20号、平成26年６月18日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、６月18日午後２時55分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果

戻る

について、次のとおり報告いたします。

記、１、所管事務の調査。（１）総務課に関する件、（２）いわき支所に関する件、（３）企画課に関する件、（４）税務課に関する件、（５）健康福祉課に関する件、（６）住民課に関する件、（７）教育委員会に関する件、（８）出納室に関する件、（９）議会事務局に関する件。

２、調査の経過。出席委員、６名、欠席委員、１名、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

３、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君）　お諮りいたします。

ただいま総務常任委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

12番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）　報告第21号、平成26年６月18日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、６月18日午後２時56分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、１、所管事務の調査。（１）復旧課に関する件、（２）復興推進課に関する件、（３）農業委員会に関する件、（４）産業振興課に関する件、（５）生活環境課に関する件、（６）生活支援課に関する件。

２、調査の経過。出席委員、全員７人、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

３、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君）　お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　異議なしと認めます。

戻る

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

６番、宇佐神幸一君。

〔議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君）　報告第22号、平成26年６月の18日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、６月18日午後３時より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、１、審査及び調査の事件。（１）会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会運営に関する件、（２）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（３）議長の諮問に関する件。

２、審査及び調査の経過。出席委員、５名全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

３、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君）　お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

９番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野　泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野　泰君）　報告第23号、平成26年６月18日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、６月18日午後２時58分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、１、審査事件。議会報の編集等に関する件。

２、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、庶務係長であります。

３、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上であります。

○議長（塚野芳美君）　お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

８番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）　報告いたします。

報告第24号、平成26年６月18日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、６月18日午後２時59分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、１、審査事件、原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

２、審査の経過。出席委員、12名、欠席委員、１名、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

３、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上報告します。

○議長（塚野芳美君）　お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、１番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　１番、山本育男君。
○１番（山本育男君）　この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　お諮りいたします。
ただいま１番、山本育男君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。
内容の説明について、１番、山本育男君より説明を求めます。
１番、山本育男君。
○１番（山本育男君）　本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。
○議長（塚野芳美君）　お諮りいたします。
ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　異議なしと認めます。
よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告
○議長（塚野芳美君）　以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
これをもって平成26年第３回富岡町議会定例会を閉会といたします。

閉　会　　（午後　３時１７分）

戻る

議　　員

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成２６年　　月　　日

議　　長　　塚　　野　　芳　　美

議　　員　　渡　　辺　　英　　博

議　　員　　高　　野　　　　　泰